

平成 27 年度

飯 館 村 歳 入 歲 出  
決算審査特別委員会記録

自 平成 28 年 9 月 9 日  
至 平成 28 年 9 月 13 日

飯 館 村 議 会

平成 28 年 9 月 9 日

平成 27 年度飯舘村決算審査特別委員会記録（第 1 号）

平成28年9月9日、飯館村役場議会議場において午前9時00分より開催された。

◎出席委員（7名）

委員長	松下義喜君		
副委員長	高野孝一君		
委員	渡邊計君	菅野新一君	北原経君
	佐藤八郎君	飯樋善二郎君	

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

村長	菅野典雄	副村長	門馬伸市
総務課長	愛澤伸一	住民課長	細川亨
復興対策課長	中川喜昭	飯野支所長	高橋正文
建設課長	高橋祐一	会計管理者	石井秀徳
健康福祉課長	但野正行	教育長	中井田榮
教育課長	村山宏行	農業委員会事務局長	石井秀徳
選挙管理委員会書記長	愛澤伸一		

◎職務のため出席したものの職氏名

事務局長 齊藤修一 書記 北原美樹

## 飯舘村決算審査特別委員会記録

### ◎開会及び開議の宣告

委員長（松下義喜君） おはようございます。

ただいまから、決算審査特別委員会を開会いたします。

（午前9時00分）

委員長（松下義喜君） 議事に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例議会において、決算審査特別委員会が設置され、図らずも私が委員長に選任されました。また、副委員長には高野孝一委員が選任されております。

これより議事に入るわけでありますが、さきの平成23年3月11日に発生した東日本大地震による原発事故での全村避難から5年5ヶ月が過ぎ、ようやく来年の3月末には村の帰還困難区域を除く避難指示解除の決定と、解除までの長期宿泊が実施されておりますが、ほとんどの村民はいまだ避難先で長く窮屈で不自由な避難生活を強いられております。このような中にあって、村の27年度の各会計事業においても、飯舘村を取り戻し村民を守るべく、鋭意努力をされている内容であったものと思われます。

平成27年度の主な事業は、何といっても村民の避難生活に係る生活支援対策はもちろん、健康対策や学校教育対策事業を初め、営農再開支援策及び村内インフラ整備など、早期帰村と村の復興・再生に向けたものであったと思われます。

さらに村として、長期にわたる避難生活で希薄になりつつある既存のコミュニティーを第一と考え、今まで以上避難後の交流についても気を配り、なるべく村民がばらばらにならないような配慮をしてまいりました。また、子供の教育環境についても、常に意を注いでまいりました。同時に早期の帰村・復興に向けた最重要課題として、生活圏と農地の丁寧な除染を早急に完了するよう国・政府に対して強く要請するなど実施してまいりましたが、今もって納得のいく状況にありません。村民の早期帰村の実現に向けては早期の除染完了が最も重要ですので、今後とも強く求めてまいらなければならないものと思っております。

このような時期にあってこそ、村民のために、平成27年度の予算執行について、適切になされたのかどうかについての議会の審査は重要であります。過ぎてしまった事業、さらには原発事故のため、あるいは避難中のため仕方がないなどということだけで済ますということではなく、村民の福祉向上、さらには生活の安定のための事業であったのか、そして、次年度にどう生かしていくのか。また、議会における予算審議の趣旨が十分に生かされていたのかどうかという立場に立って確認する委員会であります。慎重に審査いただきたいと思います。

不慣れではありますが、スムーズな進行にご協力を願いいたしましてご挨拶といたします。

それでは、決算審査特別委員会に付託されました、議案第77号「平成27年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について」、議案第78号「平成27年度飯舘村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第79号「平成27年度飯舘村簡易水道事業特別会計歳入

歳出決算認定について」、議案第80号「平成27年度飯館村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第81号「平成27年度飯館村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第82号「平成27年度飯館村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本委員会の進め方ですが、本日はこの後、一旦休憩して、各課長等から担当する事務事業に係る経費の決算状況について説明を求めたいと思います。

また、2日目、3日目は、議案第77号から議案第82号までの総括質疑を行い、質疑を終えてから採決を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長（松下義喜君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○休憩の宣告

委員長（松下義喜君） ここで一旦休憩します。説明員の皆様は一度退席をお願いいたします。

（午前 9時07分）

（休憩中、担当課長の説明）

○再開の宣告

委員長（松下義喜君） それでは、再開をいたします。

（午後 3時55分）

○閉会の宣告

委員長（松下義喜君） 以上で本日の委員会は全部終了いたしました。

なお、次回は12日午前10時からこの場所において開催しますので、定刻までにご出席くださいるようお願いいたします。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 3時55分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年9月9日

決算審査特別委員会委員長

松下泰喜

( )

( )

平成28年9月12日

平成27年度飯舘村決算審査特別委員会記録（第2号）

平成28年9月12日、飯館村役場議場において午前10時00分より開催された。

◎出席委員（7名）

委員長	松下義喜君		
副委員長	高野孝一君		
委員	渡邊計君	菅野新一君	北原経君
	佐藤八郎君	飯樋善二郎君	

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

村長	菅野典雄	副村長	門馬伸市
総務課長	愛澤伸一	住民課長	細川亨
復興対策課長	中川喜昭	飯野支所長	高橋正文
建設課長	高橋祐一	会計管理者	石井秀徳
健康福祉課長	俎野正行	教育長	中井田榮
教育課長	村山宏行	生涯学習課長	藤井一彦
代表監査委員	佐藤榮一	農業委員会事務局長	石井秀徳
選挙管理委員会書記長	愛澤伸一		

◎職務のため出席したものの職氏名

事務局長	齊藤修一	書記	北原美樹
書記	高野琢子		

## 飯館村決算審査特別委員会記録

### ◎開会及び開議の宣告

委員長（松下義喜君） おはようございます。

前回に引き続き、決算審査特別委員会を再開します。

（午前10時00分）

委員長（松下義喜君） これから質疑に入りますが、申し上げるまでもなく、議題となりました平成27年度飯館村一般会計並びに各特別会計の決算に係るものであり、特に議事進行上、議題外にならないようにご承知おきお願いいたします。

質疑の際は、挙手の上、発言の許可を受けてから、それぞれ決算書等のページと項目を示し、できるだけ簡明にお願いいたします。

また、答弁者も同じく簡明にお願いいたします。

それでは、議案第77号から議案第82号までの6議案について一括して質疑を行います。

これから質疑を許します。

委員（佐藤八郎君） 資料請求していた部分で、最初やっていきたいと思います。

村民の村との関係で、タブレットが大変重要だということで運営されていますけれども、タブレットの台数及び利用状況について、資料をいただきましたけれども、効果といいますか成果といいますか、稼働率も含めどのようになったのかまず伺っておきます。

総務課長（愛澤伸一君） 資料でお渡ししておりますタブレットの活用状況ということでございます。2,700台ほど村にございまして、そのうち現在2,386台が27年度では村民の皆様あるいは公共施設等に配布されている状況であります。そのうち、使用台数ということで、村では正確にというとあれですけれども、誰さんが何月何日の何時から何時まで使ったということはわかりませんが、常時通電されていて、利用が可能な状況となっている台数について978台、41%であったというふうに理解をしているところでございます。

このタブレットにつきましての効果、成果についての、村でどのように評価しているかということでございますが、ご承知のとおり震災に伴いまして村民が非常に広範囲にわたって避難生活をしておられます。そのような中で、村といたしましては行政と住民の意思疎通をどのように図つていったらしいかということで、さまざまな方法を考える中で、住民の懇談会あるいは毎月1回発行する広報誌、それから月2回発行のお知らせ版、それだけではなかなか住民の皆さんとの意思疎通が十分にできないのではないかというような心配もありましたので、こうした村のホームページでありますとか、今回はこのタブレットというものを配付しまして、住民の皆さんとのコミュニケーションをするための方策を、なるべく数多く持ちたいということで取り組んできたものでございます。978件、41%が稼働ということで、これについてはひょっとするともう少しご利用していただける可能性があるのかもしれません、数あるさまざまなコミュニケーションの方法の中から村民の皆さんがあれぞれ自分に合った便利な方法を選択していただいて、その中で村の情報を手に入れていただくという意味では、一定程度の成果があったものというふうに評価しているところでございます。

委員（佐藤八郎君） どちらかというと、行政から一方的なものが多かったのかなという部分と、当初はかなり各自治会といいますか、仮設といいますか、それぞれ指導者が入ったり何だりしてホームページ云々、いろいろ手助けがあつたりして、かなり毎月とか2カ月ごととかかなり変化があつて、非常に役に立つというか、コミュニケーションというか、「こんな集会あるんだ、行ってみるか」みたいなのがあったんですけども、だんだん何かそういうのが書きかえられないというか、動かないというか、一定しているというか、そういうようになって、非常に、せっかく、今、課長が言うようなことで始まったものが途中からそんな感じの部分がかなり、みんなからの声としてもあるんですけども。それは何が原因で、きちんとその辺の体制というか、指導というか援助はできなかつたのでしょうか。

総務課長（愛澤伸一君） 今、お話しのとおり、タブレットに入っている村の情報が、なかなか更新されない状況で、新しい情報が不足していたのではないかというようなご指摘でございます。その辺のご指摘については真摯に受けとめなければならぬと考えておりますが、ご承知のとおり、情報の書きかえ等につきましては、当然これも人的な作業の中で対応していくかなければならないということで、そういったところに十分な人員が対応できなかつたということなのかなとも思いますし、また各仮設住宅のほうには、27年度においても引き続きＩＣＴの支援員という方を配置いたしまして、利用できない方のための指導には当たってきたところでございますが、なかなか高齢の方等で、こういう新しい電子機器にふなれな方については、なかなかご利用いただけなかつたということもあるのかなというところでございます。以上です。

委員（佐藤八郎君） そういう支援員配置、支援員の方一生懸命やられていて、集まっている方、役に立った方、いろいろ現場も見てますけれども。今後はそういうことの部分でどのような改善を、成果を求めようとしているのか伺っておきます。

総務課長（愛澤伸一君） 冒頭で答弁させていただきましたけれども、村といたしましては住民の皆様との意思疎通を図るためにさまざまな方法をとってきたということでございまして、タブレットについてはその中の1つと位置づけているところでございまして、タブレットをなかなかご利用いただけない方については、従来の広報誌、お知らせ版等の紙で見るほうがいいよという方もおられるかと思いますので、そういう方には今後も引き続き対応しているところでございます。なお、本議会に補正予算等でお願いしているところでございますが、このタブレットにつきましては、通信費を国の補助金で運用させていただいているところでございます。これが今年度をもって打ち切りとなる見込みであります、来年度以降につきましては、村の情報をこのタブレットということでなくして、それぞれ各個人がご使用になっている携帯電話ですね、いわゆるスマートフォンですか、こちらのほうで利用できるようなシステムを、今年度中に整備してタブレットでなくても村の情報が手に入るような仕組みをつくりたいと考えているところでございます。

委員（佐藤八郎君） ここに、返還台数43台とありますけれども、当初から壊れたら弁償というのが非常に気にかかった、また、高齢でとてもそんなの触れないという方、大分たんすというか袋のまま保管している方、大分聞いていましたけれども、その方の返還台数が43台なんですか。

総務課長（愛澤伸一君） この表の中にあります返還台数、故障とかいろいろございますが、こちらは役場のほうに実際に端末をお持ちになって、もう使わないのでお返ししますということで返していただいた方でございますので、まだ手元にお持ちの方については村のほうでそれが何台、例えばお使いにならないでしまったままにされている方がどれぐらいいるかというのは、ちょっと把握はしていないところでございます。あえて言うならば、この稼働率41%、それ以外の方の中でそういう方がいらっしゃるのかなと思っているところでございます。

委員（佐藤八郎君） 村民の方がこれを使って、村に寄せたというか、声や要望やいろいろな提案なり寄せたものというはどのぐらいの件数があるものですか。

総務課長（愛澤伸一君） ちょっとお時間をいただきます。すみません。ちょっと調査のためにお時間をいただきたいと思います。

委員長（松下義喜君） もしあれだったら質問をかえて。

○休憩の宣告

委員長（松下義喜君） 休議します。

（午前10時12分）

○再開の宣告

委員長（松下義喜君） 再開します。

（午前10時13分）

委員（佐藤八郎君） 国保の部分でありますけれども、保険税軽減分、保険者支援分、出産育児支援金、育児一時金ですか、そういう決算でありますけれども、これは、軽減分は何件とか件数は出てこないんでしょうか。保険者支援分はどうかとか件数はないんですか。総額しか出てこないんですか。

住民課長（細川 亨君） 今質問のあった部分でございますが、保険基盤安定事業の保険税軽減分、保険基盤安定事業の保険者支援分ということで、こちらの件数についてはなくて、国保税軽減分については国保税を軽減した総額を基礎として一般会計から繰り入れるものでございまして、財源としては県が4分の3、村が4分の1を負担しております。また、保険者支援分のほうも同じような内容でございまして、中間取得者層の保険税負担を軽減することを目的に、国保特別会計へ繰り入れるものとして国が2分の1、県が4分の1、村が4分の1を負担しているという繰入金でございます。以上でございます。

委員（佐藤八郎君） その、やっぱり基本的根拠は、どれだけ軽減申請があったかというのがあるんでしょう。なくて総額なんですか。その割合じゃなくて村の人口か、国保加入者の人数ですぐ来るということなんですか。軽減に関係なく。

住民課長（細川 亨君） この軽減もさまざまな基礎数値があるものですから、一概に何件というふうなことは出せないと。この軽減分が総額で幾らなのかということで、その部分繰り入れをしているということですので、件数で出せと言われると、なかなか、それぞれの軽減がありまして出せないということになります。以上です。

委員（佐藤八郎君） 5割や4割、3割とか軽減ありますけれども、件数で出なくて何で総額で出ているのか、ちょっと。例えば5割の国保加入者が何%いるとか、4割は何%とかい

うものはあるんでしょう。ないんですか。

住民課長（細川 亨君） 税額についてはですね、そちらのほうの件数はあるんですが、繰り入れという部分については件数で出すものではありませんので、総額からのルール計算で出すということですので、この一般会計からの繰出金については件数は出てこないということになります。以上です。

委員（佐藤八郎君） 今答弁しているのは、繰出金だからないんだという話ですけれども、その繰り出す根底にある件数はあるんでしょうという。足りないから繰り出すんでしょうから。どんな割合の軽減があって足りないんだということで出したんでしょう。

住民課長（細川 亨君） それぞれの軽減の数字については、ちょっと今、時間をいただければ、ちょっと数字、今、調べてみますので、よろしくお願ひしたいと思います。

総務課長（愛澤伸一君） 先ほどのご質問で、住民の皆様からの村に対する質問、要望等についてどれぐらいあったのかということでございます。平成24年の8月にタブレットの利用開始以来、現在まで234件のお問い合わせ、ご要望やらがあったということでございます。うち、27年度につきましては15件、内容であります、ふるさとカメラを直してくださいというようなこと、あるいは避難に係るご相談、あるいは昨年国勢調査がありましたので、国勢調査についてのご質問などもあったようござります。こちらのご質問につきましては、同じくタブレットを利用して、村のほうから個別に回答を差し上げているということでございます。以上です。

委員（佐藤八郎君） 19ページの浄化槽設置整備事業について。資料をいただきましたが、これ、当初はどのぐらいの件数で、その後追加とか繰り越すというものは実態としてあったのかどうか。

住民課長（細川 亨君） 繰り越しはございません。この国県補助19基のみであります、当初の予算、当初の基数内ということでございました。以上でございます。

委員（佐藤八郎君） 締め切りをこれいつにして、実際設置されたのか。

住民課長（細川 亨君） 浄化槽の場合ですと、締め切りというのはここだという部分はないんですが、冬期間についてはほとんどの人がやらないということでございますので、最終的に出てきた部分というのは10月、11月、この辺が最終になってくるということで、この基数になったということでございます。

委員（佐藤八郎君） 27年に申し出あったものは全てやられたということですか。28年度については実際どのぐらい、今は結構ある。

住民課長（細川 亨君） ただいま申し込み件数が51基あります、今なお進行中でございます。以上です。

委員（佐藤八郎君） 25ページになりますが、総合健診の14種類あるのかな、これ資料もらつたんですけども、それぞれの種類の受けた受診率というか、対象と受診率は、この資料に出ているのかな。

健康福祉課長（但野正行君） ⑦の資料、健康福祉課でお出しさせていただきました。⑦については、国民健康保険特定健康診査、後期高齢の健康診査についての検査項目、その裏でありますが、その次のページに27年度各種健康診査の実績が載ってございます。1番から

国保特定検診、40以上の方でございますが、対象者数1,716人に対して受診者数876人で51%、このように2番から12番まで、対象者と受診者と受診率をお出しいたしました。以上でございます。

委員（佐藤八郎君） 資料の中に、心電図、眼底とかいろいろあるんですけれども、特にこの原発事故が起きた以後に、村民がかかっていらっしゃる病状とか、この検診の中でふえてきているようなものはあるんでしょうか。実際、周りの村民の方いろいろ聞くと、大分眼医者、あとは喉、かかっている人がかなりいるんですけども、検査ではそれは出てきているのかどうかわかりませんけれども、その辺はどういうつかみ方になっているんでしょうか。

健康福祉課長（但野正行君） 今回資料としてはお出ししておりませんが、健康福祉課、保健師のほうで押さえている数字にしますと、平成22年度の健診結果、26年度の健診結果を比較いたしますと、腹囲が異常者が12.4ポイント増、あとBMI、体格指数がありますがこれが9.2ポイント増、中性脂肪が5.6ポイント増、血糖値が20.4ポイント増、あと悪玉コレステロールが10.8ポイント増、このような形でこの検査項目あたりが増加しているというような状況になっているようございます。以上でございます。

委員（佐藤八郎君） 22年と26年で増になっている部分で、結果としては病院、治療なり通院がふえているということになっているんでしょうか。

健康福祉課長（但野正行君） 結果としては生活習慣病によって治療をされている方が増加しているというふうに見ております。以上です。

委員（佐藤八郎君） ある程度、専門家に言わせると、白血球でかなり甲状腺やられ、いろいろがんがわかるという方もいるんですけども、その白血球関係ではどうなんでしょうか。

健康福祉課長（但野正行君） 県民健康調査では、血算という項目というか、まとめると血算というらしいんですが、白血球数とか白血球分画、あとは血小板数などを検査しているようあります。この検査の内容というのは何を見ているかというと、感染症とか白血病などを見つける手がかりとしての検査だということでございまして、ただこの県民健康調査の調査主体からは、これと放射線被ばくとの関係性については言及はされていない。血液検査の検査項目としては上がってございますが、その検査の内容については、今申し上げたとおりでございますけれども、被ばくとの関係性というのははっきりさせていないというのが現状でございます。以上です。

委員（佐藤八郎君） 決算で全体にまとめられた中での検査、因果関係は福島医科大学がどんな検査結果が出ても因果関係はないというのが日本の常識みたいになっていますから、なかなか因果関係とはならないんでしょうけれども、例えば、飯館だけ見た場合、原発事故前の村民の体と事故後の体でどのような変化やら、異常にある部分が変化したとかという部分は、事故後のことに対する対応が、なかなかいっぱい大変な中で、事故前との比較なんてなかなか多分やっていないか見てないかわかりませんけれども、特徴立ったものはあるんでしょうか、専門的な立場からして。

健康福祉課長（但野正行君） 大変、佐藤委員、申しわけないですが、私、専門家ではないですが、事故前と事故後の各血液検査等の検査項目で何か違いはあるのかというご質問であ

りますが、これについてはよく分析をしておりませんし、県立医大のほうでもこの血液検査のほうについては公表しておりません。各自治体の分ということでは公表しておりません。ただ、受けとめ方としては、やっぱり放射線の被ばくというよりは、避難していく部分での弊害というんですか、そういう部分のほうが大きいのではないかなど、健康福祉課としてはそういうふうに見ております。以上でございます。

委員（佐藤八郎君） 27年度も県民健康調査の関係で、県の交渉の場に2回ほど立ち会わせてもらったんですけれども、今、課長が言うように、県は、因果関係はもちろんですけれども、なかなかきちんとした数字を出してこないのが実態なんですね。しかしながら、いろいろな、県の医師会に入っていない医師はいないんでしょうけれども、いろいろな県外の専門家、医者の方が調べた中では、かなりの病状なりいろいろ出されているんですけども、県民健康調査、県の流れから見ると、今、課長言う答弁のとおりだというふうになるんでしょうけれども、どうも村民の医者にかかっている、避難で時間あるからかかっているんではないんだと思うんですよね。調子悪いからかかっているんだと思うんですけども。私も飛蚊症になったり目の治療もしていますけれども、喉もそうですけれども、そういう方いっぱいいるんですね。でも村ではどういうふうに捉えるかわかりませんけれども、そういう通院している、治療を受けている数はわかっていないらっしゃるんですか。

健康福祉課長（但野正行君） 治療の部分になりますと、なかなか村民全体の部分を押さえるというのは健康福祉課としては、何の疾患でかかっているという部分については国保の医療統計あたりによらざるを得ないのかなと思っておりますがけれども、いろいろ、生身ですから人間みんな疾患、疾病を持っていらっしゃるということでありまして、先ほども答弁させていただきましたが、その疾患の原因としましては長引く避難というのが考えられるのではないかと、健康福祉課と村としては考えております。以上でございます。

委員（佐藤八郎君） 確かに、避難しての症状だって一くくりにしてしまえば、それで話は片づくんすけれども、今、課長が言うように生身ですから、避難しても健康そのものの人もいるし、避難して活動が活発になった人もいるし、みんな避難して悪くなっただけじゃなくて、きちんとした検査、健診している中で、データとして出てくるんだと思うんですけども。確かに、村民の生活、避難前というか原子力発電所事故前は、どんな方でも毎日体を動かして、どんな作業でもいろいろやっていましたから、それをまったくやらない状態に追い込まれましたから、いろいろ出てはきますけれども、特に神経、筋肉関係は全て衰えているのは実態でしょうし、先ほど言われました生活習慣病もふえているというのは実態でしょうけれども、その辺きちんと長い目でちゃんと分析しないと、私は放射能に因果関係があるんだと言っているわけじゃないですよ、村民の健康状況が、私も専門家でないから全然そういうのはわかりませんけれども、きちんと体の状況が捉えるのが難しいんじゃないかなと思うんですよ。そういう意味では、27年までのもの、いろいろなデータ的にはみんな増加傾向にあると、22年と26年でね。それが体にどう及ぼしていくかというと、生活習慣病がふえて治療しなくちゃならない人がふえるというふうになるんでしょうから。そうすれば、それは全て避難した中での症状なんだっていうだけで済まされるかどうかって、非常に私は疑問を持っているので。先ほど白血球云々の、たまたま専門的な人からの

お話を聞いたものですから、そのデータなんかがずっとあれば、どういうふうに体が変わってきたかわかるんだと、それだけ見ただけでもという専門家もいますけれども。いろいろな、14種類にわたる健診とまた別に、こういう血算全体の健診もやられているので、そういうものは見えるような状況はないんでしょうか。

健康福祉課長（但野正行君） なかなか難しいご質問で、検査値と医療とどういうふうな関係があるかという部分については、今のところやってございませんので、これからどんな形で見える化できるかという部分は検討させていただきたいと思いますが、なかなか難しい部分ではあると認識しております。以上でございます。

委員長（松下義喜君） そのほか。

委員（渡邊 計君） まず、資料をいただいているので、資料に基づいて。光ケーブル修繕件数でありますけれども、これが除染にかかるものが結構多かったということで資料をいただいたんですが、自然災害が約40%、除染作業によるものが60%の割合なんですが、大体この除染作業にかかるものがほとんど同じ条件の事故であるということで、これ1年分のものなんですけれども、実際同時期じゃなくばらばらなんでしょうけれども、最初1件目あるいは2件目そういうものが起きたときに、環境省というか除染作業者の方にはどのような注意喚起を促したんでしょうか。

総務課長（愛澤伸一君） ご承知のとおり資料でお配りしているものがありますが、当然事故の報告があれば村として作業者のほうに注意喚起を促して、再発防止に努めるよう指導は行ってきたところでございます。

委員（渡邊 計君） 1件目の事故からそういうバックホーに関する注意とかそういうもの、1件目から促したことによろしいんでしょうか。

総務課長（愛澤伸一君） そのようにご理解いただいて結構かと思います。

委員（渡邊 計君） 次に、ナンバー6の9ページですけれども、セブンイレブン臨時駐車場の砂利等、あとは砂利の原材料費とかいろいろあります、載っていますけれども、これはあくまでオープニング式典のときの駐車場の砂利とかそういうものと考えてよろしいのでしょうか。

総務課長（愛澤伸一君） 9ページにセブンイレブンの臨時駐車場の重機借り上げと砂利代ということで上げておりますが、こちら、セブンイレブン前の駐車場が大変込み合うということで、臨時に、現在は新しい消防分署が建っておりますが、その場所を短期間でしたがセブンイレブンの駐車場として利用しましたので、その際にかかった経費ということをご理解いただきたいと思います。

委員（渡邊 計君） 短期間って何ヵ月ぐらいだったでしょう。

総務課長（愛澤伸一君） 浩みません、ちょっと調べます。

委員（渡邊 計君） じゃあ、待っている間、別のほうにいきます。

先ほど、ふるさとカメラの話出てきましたけれども、結構住民からも、一番使っているのが多いのはふるさとカメラなのかなと。それでその修理費というのは、ここに書いていないんですが、どこから出ているんでしょう。

総務課長（愛澤伸一君） そちらも調べてお答えいたします。

村長（菅野典雄君） 先ほどの、セブンイレブンの臨時の駐車場であります、開いたことによって以前からダンプが、開く前にダンプの休み場所になっていたんです、あそこ。トイレがあるということで。そうなると、一般の人が入ってきてもどうしようもないんじやないかということで、今、今度、消防のいわゆる南というんですか、のところ、今度舗装するんですが、あそこにダンプの方はとめてくださいと、こういうことにしたいなということで、そこに砂利を敷かせていただいた。あそこはもう非常に柔いところだったものですから、そのまま敷かせていただいた。多分、1カ月から2カ月だと思うんですが、その後は消防の工事現場の事務所なり、あるいは工事の車両、こういうことでなっていました。だんだんと、あそこのセブンイレブンの駐車場でバスがとまっている、ダンプがとまっているということがなくなったものですから、ですから多分1カ月から2カ月ぐらいの間でなかつたかなと思っております。以上であります。

総務課長（愛澤伸一君） 先ほどのウェブカメラの修繕はどこからということですが、決算書ナンバー3の67ページの下のほうに修繕料というのがございまして、ここにウェブカメラ修繕料と書いてございます。ここから支出してございます。11の情報通信基盤整備事業費から支出しております。

委員（渡邊 計君） 次に38ページですけれども、道路維持補修作業業務、これには村道点検、草刈り、そして側溝土砂上げ、支障木伐採と出ているわけですけれども、この側溝土砂上げあるいは草刈り、一番の問題は土砂なんですけれども、高線量の土砂が埋まっているということで、以前どういうふうに片すのかということになって、全然片さない状態、堀から上げてその上に置いておく状態だったですが、現在この処理はどのようになっておりますでしょうか。

建設課長（高橋祐一君） 側溝の土砂上げに関しては、以前、側溝の脇に上げっぱなしということで、いろいろ問い合わせがきましたが、いろいろ環境省とのやりとりの中で、小宮の仮置き場の一部を利用させていただきまして、そこで処分してきたというところであります。

委員（渡邊 計君） その下の、村道除雪対策。この需用費及び委託料、原材料費で、需用費は約5分の1ぐらい、委託料が2分の1、原材料費はゼロという決算になっているんですけども、これは単におととしのですか。その前の大雪災害で予算を多くとったんですが、雪が少なかったというふうに捉えてよろしいですか。

建設課長（高橋祐一君） 昨年度は、大きな除雪としましては2回ほど、1月18日の40センチと1月30日の20センチと2回ほどの除雪で済んでおります。原材料に関しましては、通常塩カルですね、そういうものが材料としてあったんですが、昨年度はそういう機会がなかったということで原材料費はゼロという形になっております。ただ、賃金、機械借り上げ、そういう分については部分的な除雪が出てきますので、そういうふうな対応で計上されております。

委員長（松下義喜君） そのほか。

住民課長（細川 亨君） 先ほど、佐藤八郎委員からありました国民健康保険税の、いわゆる軽減分ですね、こちらのほうの人数と世帯数ということで、全被保険者分をこれから説明

していきたいと思います。まず、70%軽減が295人、平等割軽減の特定世帯以外分が162戸、特定世帯が22戸。続きまして50%軽減、均等割軽減が141人、特定世帯以外が43戸、特定世帯が4戸。最後に20%軽減、均等割軽減が301人、特定世帯以外が128戸、特定世帯が17戸。

以上でございます。（「50%何人」「50%は141人」の声あり）

委員長（松下義喜君） 繰出金については、佐藤委員これでいいですか。そのほか。

委員（高野孝一君） 平成27年度一般会計決算額は、歳入総額91億7,887万円、歳出総額は83億6,901万9,000円、歳入歳出差し引き8億985万1,000円の黒字決算であり、過去最大規模の決算になったようあります。歳入については国県の交付金を活用したり、歳出に当たっては予算しております公民館建てかえ、大谷地住宅、消防分署、商工会館、復興拠点の整備等々そういうので業務量が大変多かった年ではなかったかと思いまして、村長初め職員の皆さんには大変ご苦労をかけたというふうに考えております。

そういう中で、平成27年度の決算審査意見書にもありますけれども、その歳出において不用額が4億4,800万円生じておりますけれども、これは支出に比較して約5%となっておりますけれども、これらの評価についてお伺いしたいと思います。

総務課長（愛澤伸一君） 不用残のおただしくございます。各年度ごとで若干さかのぼってご説明しますと、27年度の不用残額、一般会計でございますが、4億4,856万2,000円でございます。その前の年、26年度でございますが、3億3,371万円で、26年度よりも1億1,000万円ほど不用残がふえたという形になります。主なもので、どんなものが金額が多く残っているかというところでありますが、まず災害関係でございまして、ご承知のとおり9月に豪雨災害がございまして、この対応ということで、大変申しわけない中ではありましたけれども見込みの中で予算をとらせていただいた部分がございます。その中で重機の借り上げ料でありますとか作業の人夫賃等々で多額の不用残を来したところでございます。また、金額の多いところでは、今年度も引き続きやっておりますがセンター地区の調整池の機能回復工事が、こちらも豪雨災の関係で工期が非常に遅れてしまったものですから、工事が全て完了することができず、中間払いという形で工事を終了しておりますので、こちらでも金額が出ているということでございます。縷々見ますと、年度末まで事業が押してしまって3月末の、3月の整理予算に整理が間に合わなかったというのが、非常に項目としては多いのかなと思っているところでございますが、ただ、不用残というのは決して多額であっていいものではないと承知してございますので、今後十分財政運営については留意してまいりたいと考えてございます。

委員（高野孝一君） 意見書によりますと、審査に付された平成27年一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに各基金の運用状況調書の決算係数は正確であり、決算内容及び予算執行についても、おおむね適正かつ妥当であると認められるという報告がありました。私もそのとおりだというように認識しております。それで、若干、ナンバー6の平成27年度決算説明資料に基づいて質疑をいたします。

初めに6ページ、中段、1項2目非常備消防の消防団員の報酬に関するところでありますけれども、隊員の報酬支払い人数が計算すると226人となっております。飯館村の消防団

設置条例により、消防団員の定員及び配置が定められておりまして、定員は265人となっております。ここ3年調べてみると毎年消防団員の減少が見受けられるよう感じておりますし、飯野の中学校体育館で行われる春秋の検閲、出初式の参加状況も100人ないぐらいというようなことで、村で行っていたときより半数にもなっている状況にあり、これらの状況を踏まえて、消防団員の定数のあり方について、どのように認識しているかまずお聞きします。

総務課長（愛澤伸一君） 消防団員の現状でございますが、高野委員ご指摘のとおり村の定数は265名でございまして、28年の4月1日現在でありますから27年度末現在での現団員数は220名ということでありまして、45名不足している状況でございます。各分団ごとの不足でございますが、各分団とも1名ないし数名の不足がありまして、ほぼ村内全域で団員が不足している状況ということになります。この件について村ではどのように考えているのかということでございますが、震災以来、住民の方が村を離れて遠く避難されておりまして、緊急の場合に消防団を招集するのが非常に困難を来しているということで、大きな課題だなというふうには認識してございます。避難の解除に伴いまして一人でも多くの方に早期に村に帰還していただきて、火災から村民の財産を守っていただくような活動に早期に復帰していただきたいというふうに願っているところでございます。ただ、現状、条例の中に消防団員は本村に居住する者でなければならないというような規定もございまして、こういった条項について今後柔軟に対応していくかなければならないのではないのかなという意識は持っておりますが、いずれにしても条例案件でございますので、今後関係者の皆様とお話し合いをしながら対応してまいりたいと考えております。

委員（高野孝一君） ご承知のとおり、消防団員の果たす役割というのは非常に大きく、全村避難の中にあっても住宅火災が2件ほど発生しておりますし、山火事、枯れ草火災等も発生しております。そういった中で、4月1日からの長期宿泊者、提案理由の中で説明がありましたら、150世帯の341名というようなことではありますけれども、そういう中においては、ほとんど消防団員の方は戻っていないんじゃないかと思っています。それらの問題を来年3月31日の避難指示解除に向けて、消防団と協議する、村のほうでも積極的に、どのように対応していくかということをしなければならないというように思っていますけれども、今後の考え方についてお聞かせください。

副村長（門馬伸市君） この件については、以前、震災前から定数割れを起こして、その対策をということで、前の消防団長ほか幹部の皆さんとも話し合いをしてきたところであります。その定数そのものについては、いずれ近いときに定数減というのは当然出てくるのかなと思いますが、定数減になった部分についての補填策ですね、これは、消防団だけに頼るということは現状からして難しいということで、消防団のOBであるとかあるいはOB以外の方で応援体制のとれる、行政区の中で、それぞれ分団の中で応援体制のとれるような人を把握をしながら補填していくかないと、今の現状ではいざ有事の際にはなかなか難しいよというのは課題になっていましたので、今後、どういう形がいいのか、これから詰めるようになると思いますが、消防団プラスそういう形のスタッフといいますか、応援していただける方の対応を考えていく必要があるのかなと。ただし、その応援していただい

た方の事故、例えばあった場合の補償の問題が、前のそういう話のときに起きていましたので、その課題をクリアしていかないといざ有事の際に出て事故に合ったと、けがをされたということになると、その補償の問題もありますので、以前その補償の関係での問い合わせたところ、なかなか難しい状況もありましたので、その辺クリアできるように今後詰めていきたいなと思っております。

委員（高野孝一君） まさにその件ありますけれども、国では今、機能別消防団員というような制度を設けております。女性消防団員であれば防火訪問とか火災予防の指導や、あるいは私のような〇Bの職員であっては現場活動、そういうものをきめ細かくして、その災害対応にあつたあるいは予防消防にあつた団員を確保するというのが求められているんだろうと思っています。さらには、帰村に当たっては、地域の数が、戻る人が当然少なくなるわけでありますから、消防団員の確保というのは非常に難しくなりまして、やはり地区別の消防団員も統合したりしなくてはならないと考えておりますので、ぜひ今から早急に進めさせていただく必要があると思っています。また、以前、一般質問でも質問しましたけれども、やはり処遇改善も必要なのかなと考えています。処遇改善の1つはやはり団員の装備であつたり、衣類であつたりそういう部分と、やはり出動手当みたいな金銭でやはり処理できるのがあるわけなんですけれども、これらについても、郷土を愛護する精神あるいは飯館を守っていくんだというような気持がやっぱりこの避難後においては若干士気が下がっているのかなと思われる所以、その辺も十分課題として検討願いたいと思っておりますので、その辺についてもう一度お伺いします。

副村長（門馬伸市君） 待遇面のご質問、先にいただいたときに、近隣の消防団の手当関係の調査をして、飯館村の場合、よそに比べて低いということではなくて、ほぼよその消防団に比較して低くはない額でありました。ですので、今後、震災後ですね、よそのほうの自治体の消防団の報酬なんかもまた再調査しなければならないと思いますが、もしそういうよそに比べて低くならないような対策は当然といっていかなくちゃならないと思いますし、また、報酬以外の部分もお話をありました件については、その都度更新したり、新しくしたりとかそういうことをやっておりますが、できるだけ団員にそういうことのないように、村のほうとしては対応してまいりたいと思っております。

#### ◎休憩の宣告

委員長（松下義喜君） 休憩いたします。再開は11時20分からといたします。

（午前11時07分）

#### ◎再開の宣告

委員長（松下義喜君） 再開いたします。

（午前11時20分）

委員（高野孝一君） 先ほど、副村長から報酬については各市町村と比較して遜色ないというような答弁がありましたが、確かに消防団員の報酬については団長が23万円、消防団員は2万6,000円の金額は遜色ありません。しかしながら、火災あるいは水害等に対する出動手当というのが国からきちんと支給されておりますけれども、町村が一切手当は支給していないという状況であります。南相馬市等々においては、1件当たり何千円というようなこ

ともありますので、今回幸いにして、福島市内に相当数の消防団員がいると思われますので、この前もお話ししましたけれども、出動手当イコールガソリン代的なものを今後考慮していただきたいと思っておりますので、ご検討をお願いしたいと思います。

続きまして7ページ、9款1項4目水防費についてお伺いします。今回需用費3万円の予算額に対して2万6,464円を支出しておりますけれども、これは25年度、26年度決算額ゼロということできました経緯があります。これについてはどのようなものを購入したのか伺います。

総務課長（愛澤伸一君） 済みません、ちょっと調べます。お時間お願いします。

委員（高野孝一君） きのう消防分署のほうに問い合わせた結果、ブルーシートを購入したという答弁をいただいております。ブルーシートでも土のうでも結構ですけれども、予算に對して支出したというのは評価するものであります、その消防飯舘分署の北側に以前水防倉庫というものが設置されておりました。さっかくで広さは12畳、約40平米ぐらいの大きさの中に水防用の資機材とかいろいろな部品あるいは肩板等々が入っていたわけであります、今回、分署新築に伴ってその水防倉庫に保管されていた各種資機材については、現在どのように対応されているのかお聞きいたします。

総務課長（愛澤伸一君） 基本的に、新しい分署の中に倉庫がございますので、そちらに保管されているものと考えてございますが、なお調査をいたします。

委員（高野孝一君） まさにそのとおりの現況でありますけれども、やはり量と申しますか、結構な数になりますので、私は新たな水防倉庫の設置が必要だというふうに考えております。また、分署の西側にありました建設課所管のシャッターフラップの倉庫がありまして、27年度に周りを整備するという観点から、資機材とともに倉庫も撤去されたようあります。その中には当然消防団、主管ではありませんから、その中に小型ポンプとか女性消防隊の軽可搬ポンプとか、いろいろな消火栓の標識云々、いろいろなものが、消防団あるいは消防関係の資機材が間借りして置かれた状況であります。それらについて、現在どのような状況になっていると認識しているかお伺いします。

総務課長（愛澤伸一君） 申しわけありません。詳細、把握してございませんので、調査の上ご報告いたします。

委員（高野孝一君） これらについても、今、農協の県道の前の倉庫をお借りして保管しているようであります。この前、消防団長とお話しした中には、そういうポンプ等々のほかにも、やはり倉庫が重要であるので、何とか設けるようにお願いしたいという要望がございました。役場とすれば、役場の北側の倉庫などを活用してという考え方もありますけれども、やっぱり災害対応する場合には、分署の近くにあって、分署が鍵を保管したりして、即時に土のうやら諸々の資機材をいち早く貸し出すあるいは持つていかれるような、そういう状況にあればいいのかなと思っていますけれども、これらの保管に係る倉庫の設置の考え方について伺います。

村長（菅野典雄君） 今、高野委員のご質問で、いろいろ消防分署あるいは消防団にかかるいろいろな物品、機材、用具、それを収める倉庫が必要だというのは十分わかりました。改めていろいろ検討させていただいて、ただ、今のご質問の中には消防分署の近くというこ

とでありますけれども、状況の中にそういう倉庫を建てるスペースなり、景観的なところであるのかどうか、それも含めて検討させていただいて、若干離れるかもしれません、これだけ交通の便がいいわけですから、倉庫をどこかにしっかりとつくらなければならぬこと。こんなことは質問の中で理解したところでありますので、今後検討させていただければとこのように思っております。以上であります。

委員（高野孝一君） 私も、場所はどこがいいのかなと思っていましたが、今、来年当たり建設される駐在所の南側あたりが舗装もしないでいるような状況もあるので、あの辺も、ひとつ検討の課題かなと思っておりますので、その辺も考慮していただきたいと思っております。

続いて40ページ、11款1項1目の農業施設災害復旧費中の農業施設災害復旧事業で、農地2カ所、農業用施設8カ所の測量設計業務が決算されておるわけなんですが、場所についてお伺いいたします。その前に、昨年の9月の豪雨で、道路関係が186件、農地農業施設関係301件、住宅裏山及び昇口関係が166件、学校施設1件、簡易水道3施設、

河川飯樋川、林道2カ所という多くの被害状況があった中で、27年度の農業施設、今言ったように2カ所、農地2カ所、農業施設8カ所、次に、公共土木施設災害復旧事業、それ林道6カ所、河川2カ所というこいつなことで非常に件数が低いなと思っているんですけども、その辺についてお伺いしたいと思います。

建設課長（高橋祐一君） 昨年の9月の豪雨災では、甚大な被害もありましたが、その中で件数的には公共災害として取り上げる件数というのは条件がありましたものですから、件数的には低いと。ただ、その小災害的な部分については先ほど言ったように農地等でも300件以上というふうな形になっております。その辺を別な事業、復興庁の事業で今年度進めているという状況であります。公共災の場所としましては、農地が2カ所ということで、農地は佐須の虎捕地内の2カ所という形になっています。施設に関しては、佐須の虎捕地内が4カ所、八和木地内が4カ所ということで、水路ですね、2カ所の水系が大きくやられたという形になっております。林道に関しては、花塚林道ですね、大火山の牧場のところに上っていくところなんですが、その辺も路面洗掘ということで1本公共災でとっています。そのほか河川関係に関しては、飯樋川、大火、西原地内の部分の河川災害ということと、道路に関しては7本ですね、農道の八和木線、渡戸前田線、古今明東1号線、大火比曾線、小宮風兼線、二ツ森線という形で公共災はなっております。以上です。

委員（高野孝一君） そうすると、農地、農業施設、先ほど申し上げた30件あります、補助該当の条件というのはどのようにになっているのか聞きたいと思います。

建設課長（高橋祐一君） 基本的には、条件としては時間雨量20ミリ、24時間で80ミリということの雨量で災害の認定になるわけなんですが、その災害によって、その雨によって受けた災害ということですがまず1つの条件であります。ご承知のとおり除染関係の工事または長期間管理ができなかつたという部分もありますし、その災害で起きたというのがなかなか断定できなかつたという部分もありますし、明らかに9月の豪雨災で災害として認められるものを公共災という部分で上げております。また、以前は各行政区長と行政区のほうからそういう農地の被害報告なんかも受けながら災害をとってきたわけですが、今回に關

してはなかなかそういう現場の確認作業が進まなかつたという部分もあって、この件数に至っております。以上です。

委員（高野孝一君） 今の答弁でありますと、雨量が24時間で80ミリという答弁でありますけれども、災害規模に対しての条件というのはないんですか。

建設課長（高橋祐一君） 基本的には40万円以上という金額の条件があります。そのほか暫定法とかいろいろな法律に基づいて、その基準に合っているかという、それぞれの降水によってですね、合っているかというふうな条件になっております。

委員（高野孝一君） 昨年9月の豪雨の雨量は確か450ミリを超えていたと記憶しておりますけれども、今の雨量が条件だとすれば、もっと補助申請の箇所がふえたのではないかと思っているわけなんですが、その辺についてはどのように考えていますか。

建設課長（高橋祐一君） 実際的には細かな災害は多々あったかと思いますが、今回除染関係をしている地区があります。そういう部分については、除染終わったところに関しては当然災害復旧費でとらなくちゃいけない部分もありますけれども、この除染をしている部分については環境省と協議をしながら、除染の範囲内でできる部分ということで進めた結果数的には少なくなったというのがまず1つあります。あともう1つ、今回の災害の傾向を見ますと、農地の被害は出ておりますけれども、農地の被害の前に山腹、山関係の崩落による被害という部分が多くて、なかなか山林、山腹関係の崩落に関する補助の適用がなかなかならないということもあったものですから、この件数に至っております。

委員（高野孝一君） 今、答弁にありましたように山腹からの土砂の崩れ、あるいは流出という被害が拡大した状況がありますけれども、これらに関して村としては道路パトロールというのを現在どのような状況で実施されているのかお伺いします。

建設課長（高橋祐一君） 復興事業を利用しながら、各エリア4カ所から5カ所に分けて業者委託ということで定期的に道路パトロールを実施しております。

委員（高野孝一君） この前の台風10号襲来のとき、私も地区の状況を見回りしていましたとき、ある業者が道路パトロールをしており、災害箇所によっては村のほうに報告するんだというようなお話をしていました。ちょうど私は滝下地内の国道399号線を通過中に路面が洗掘されまして道路幅員の半分ほど流出しておりました。ちょうど通りかかったものですから、ホールなど移設しまして、通行止めにするとかそういうような手配をお願いしますということでありましたから、その用意も考えるときに、側溝の落ち葉が大量に堆積して、流水がとまった。それが道路にあふれて長時間同じような状況、そういう場所というのは毎回同じ箇所ということが見受けられます。あの場所も以前、何年か前にやはり同じような状況で洗掘されたものでありますから、やはり降雨中における道路パトロールというのも必要なんだなと思っていますけれども、それらに対してはどのぐらいの雨量でパトロールの出動指示をされるのかということを思ったわけです。積雪であれば15センチ以上は自動的に業者が出動していただくというような配慮がなされていると思いますけれども、やはりそういう被害が多い場所を事前に把握して、そういうところを重点的にパトロールすることも重要なことだというふうに思っていますが、これについてお願いします。

建設課長（高橋祐一君） 先ほど言った業者のほうの委託の部分では、定期的に月1回以上は

回っていただいて、パトロールをして、そういう側溝詰まり分に関してはある程度報告いただいて、その場で処理できるものはその場で処理すると、その後にも処理をするという方向では進んでおります。あと、実際的に大雨時のパトロールに関しては、ある程度台風とかそういう何かあるものに関しては、事前にパトロールを業者の方にお願いをするということになっていますし、緊急的に大雨が降った場合に関しても業者の方にそのタイミングは我々の判断でちょっとやっていますが、連絡をして、パトロールをしてもらっているという状況であります。村の中でも、職員の方でも部分的にはパトロールをしながら災害を未然に防止したいということでやっております。

委員（高野孝一君）　ぜひ大きな降雨量が出るというときにあっては、村の職員もでるというお願いをしておきたいです。

また、前回の豪雨においては、飯樋前田の大橋と前田川の合流地点、あそこ2～300ミリの雨が降ると堤防が越水して、南側の田んぼの方方がいつも被災の状況になりますけれども、あそこは堤防がほかの高さからして約1メートルか1メートル50センチメートルが必然的に低くなっているそうなんですね。なぜかさ上げできないのかなと思ったときに、役場の方ではもう一度そのような状況からしてかさ上げできなかつたのかお伺いします。

建設課長（高橋祐一君）　かさ上げという部分でありましたが、あそこで水が上がるという1つの原因として、土砂の堆砂という部分がありまして、そちらの方を先行しながら県の方に要望をかけているという状況であります。かさ上げということになると、河川用地的な部分、個人の用地の部分、買収の部分ということが出てきますので、その辺については今後協議していくかなくちゃいけないのかなということもありますし、ある区長さんからは土砂の堆積した部分をその堤体に処理していいよという話もいただいておりますので、今後その辺をちょっと検討していきたいと思います。

委員（高野孝一君）　2級河川飯樋川にあっては、その造成工事の段階でその堤防の高さが決まって幾ら被災してもかさ上げは現在のところ不可能だというようなお話をいただいた経過がありますが、ぜひ、左岸が住宅でストップになっております。そうすると越水した水がオーバーフローして、必然的に南側の田んぼに流れて、堤防であったり田んぼが被災するという状況にありますので、土砂の堆積土の除去を含めた課題を今後協議していただきて、改修に努めていただきたいと要望するものであります。

続きまして、同じく40ページ、11款4項1目のその他公共施設災害復旧費、これはこの概要にあるとおり住宅周り、昇口の豪雨による被災箇所の災害復旧に係る補助金ということで、47件1,700万円ほど支出されているようであります。当時の被災状況は先ほど申し上げましたが、166件の被害箇所がありまして、補助金が47件、その差というのは。

建設課長（高橋祐一君）　最終的に47件という形になりましたが、やはり除染工事の方も実施中という部分もあったものですから、その辺を、除染との調整をした結果、27年度は47件という形となっております。

委員（高野孝一君）　この前の話の中でも、除染の絡みで28年度に繰り越したというような話がありましたけれども、28年度に繰り越した件数というのは、どのぐらいの件数になっているのか。

建設課長（高橋祐一君） 27年度の部分であります、やはり事業としては27年度内に完成しなくちゃいけないという部分がありまして、業者の関係とかそういう部分で年度内に完成できないということで、今回9件で450万円ということで、9件の部分、28年度のほうで予算計上しております。

委員（高野孝一君） 9件という答弁がありましたが、この補修が済んでいない箇所が今回の3件の台風によって、被害が拡大化というような箇所もあるのではないかと思うっています。また、小さな被害箇所が今回の台風によって、拡大したという場所もあるのではないかと思うかというのも思っていますけれども、これらについては補助申請すれば対応は可能というようなことでよろしいんでしょうか。

建設課長（高橋祐一君） この宅地周りの災害につきましては、通常は個人の財産という部分もあって、なかなか難しいところではありますが、昨年の9月の豪雨災に限って、この事業を適用させております。ですから、基本的には昨年度の9月の災害という部分で、今回の台風による被害に関しては、予算上もありますけれども、受け付けはできないという状況になっています。先ほど言った被災の増という部分に関しては、金額的に上限50万円ということで、現場状況を見ますと皆さん150万円とか200万円というすごい金額がかかっておりますので、その増を発した分に関しての補助という部分では50万では全然追いつかないところなので、ほとんど昨年の9月の被災した部分の補助という形になるかと思います。

委員（高野孝一君） 今回の災害も、昨年度の災害も同じ状況だと思っています。避難した中の災害ですから、ぜひ条例など改正して支出ができるような体制をつくるべきだと思っております。関連しますけれども、災害において除染に絡むものについては、除染で対応するというお話をありました。その内容を見渡しますと、除染対応かなという部分がまだ改修になっていない状況が多々見受けられますけれども、村としてどのように指導して改修を進めていくのか伺います。

復興対策課長（中川喜昭君） 昨年度の9月の大河による災害復旧の部分で、先ほど建設課長のほうからありましたように、除染の終わっているところについては公共土木、あとは農地災ということでの対応と、あとは除染の途中の部分については除染の中で対応するというすみ分けをしたところでございます。その除染の部分というのは、1つには例えば、田んぼが2段なり3段なりなっている部分が、上の段から下に崩落したような場合については、除染の中の削り取りという形で、その落ちた土砂を撤去するという形で対応してまいりました。あとは、山からとか畑からの流出した土砂が田んぼに入ったという場合は、やはり地力回復工事が終わっていないところについては削り取りの対応という形で、まだ除染の工事がやっている部分についてはそのような対応をしてきたというところでございます。それで、今のおただだしのまだ完了していない部分があるんではないのかということになりますが、いろいろ建設課のほうとも協議、あとJVのほうとも協議しながら、取りこぼしのないような形で今まで対応してきているという状況でございます。もし亀井君、これについては環境省のほうに情報として流しながら対応していただくというふうに考えているところであります。以上であります。

委員（高野孝一君） ゼロ原状回復するよう要望しておきます。

続きまして、43ページ、6款1項3目の農業振興費、ここに電気牧柵設置、畠28アールということで、報償費を支払ったというのがここに載っていますけれども、これらについては、電気牧柵そのものの金額と取りつけ工事費の報償費を含めての金額なのかお伺いします。

復興対策課長（中川喜昭君） 今、おただしありましたように、実証のところに鳥獣外対策というような形で、今、おただしあったように資材、あと手間代含めての部分として報償費で支払っているということでございます。

委員（高野孝一君） 実証試験の電気牧柵だという答弁がありましたが、これらについては、45ページの鳥獣被害防止対策事業にも絡むものなんですかけれども、やはりイノシシの被害が想像を絶するような被害となっておりまして、帰村後の営農再開支援事業については、電気牧柵が有効なんだと思っていますし、県のほうでもその事業を推進しているところであります。鳥獣被害防止対策事業の中でも電気牧柵というのは営農再開支援事業で今後行っていくと理解してよろしいでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今後、村内で営農を再開するに当たりまして、やはり担い手の部分とかそういう部分もありますが、それ以上にやはりイノシシ、サルの対策が一番やつていかなくちゃならない部分かと思っております。今まで、実証田とかやってきたところについては、全て電気牧柵を回しながらやってきておりますが、今、28年度の事業で、農作物の出荷収取制限解除に向けて、村内で27カ所で野菜等を実証として希望の方々にお世話になっているところですが、ここについてもやはり電気牧柵ということで、実は県のほうの指導もありまして、今までだと電気牧柵を50センチとかの部分で回していくだけだったんですが、今回村内でやっている部分については、サルも含めるということで、1メートル50センチぐらいのメッシュのフェンスを周囲に張りまして、その上に電気牧柵の線を回して、イノシシとサルの対策も含めて実証してみようということでやっておりまして、その財源となりますのは、今のところ営農再開支援事業の中で対応してまいりたいと考えております。以上で終わります。

委員（高野孝一君） 現在では実証試験だから、資機材含めて支出されているわけでありますけれども、それが営農再開、本格的に作付がふえた場合には、これらの資機材については10分の10ということで考えているんですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今後の営農再開に向けては、この電気牧柵の設置は必要と思っております。それで、今のところ県のほうの営農再開支援事業の部分としては、設置あと資材に係る部分については定額でメートル当たり130円の支援ということになっております。その範囲内ということですが、今後の営農再開に向けて、農家の方々との要望等もありますので、それについても検討しながらということで対応しなければならないのかなと考えているところでございます。以上であります。

委員（高野孝一君） メートル130円ということではありますけれども、隣の南相馬市ではについては希望者全員に無償で供与するという予算措置がなされているようではありますので、ぜひ、営農再開に向かって、村でも基金など活用して、ぜひそういうような対策を講じられるよう要望しまして終わります。

◎休憩の宣告

委員長（松下義喜君） 休憩します。

（午前 1時56分）

◎再開の宣告

委員長（松下義喜君） 再開します。

（午後 1時07分）

委員（北原 経君） 27年度の決算に関しては予算がかなりよく執行されたなど私ながら思つておるものであります。その中で、7ページの28年度に繰り越された消防に関しての、平成28年度に繰り越しになったのか、その辺の、最初の事業から繰り越されて次々と繰り越されてきたのか、整備工事まで、思っておりますけれども、その辺の内容をちょっと聞かせてください。

総務課長（愛澤伸一君） いずれにしてもこのような大きな工事でございまして、予算には国からの補助、財源が必要となってくるわけでございます。この交付決定の時期が、交付が決定されましてから起工して、入札をしてということになりますので、残念ながら年度、3月までには十分な工期が確保できなかつたために繰り越しとなったということでご理解いただきたいと思います。

委員（北原 経君） どうしてもこんな時期でありますので、工事関係に関しましては繰り越しが出たのかなと見ております。36ページの大谷地団地の繰り越しに関してもちょっとお聞かせください。

建設課長（高橋祐一君） 大谷地団地1期工事につきましても、同じように補助事業の関係で年度内完了が難しいということでの繰り越しになっております。

委員（北原 経君） あと、62ページの白石小学校ののり面に関しての、28年の繰り越しもありますけれども、それも大体同じような形で、28年度まで繰り越されたのかなと思っておりますけれども、それについてもお聞かせください。

教育課長（村山宏行君） 白石小学校ののり面の補修でございますが、災害復旧ということで、補助金得ております、やはり同様の理由ということで、交付金の関係で繰り越しています。

委員（北原 経君） 災害並びに交付金の関係で繰り越されたということで、それもまたやむを得ない事業かなと思っておりますが、やはり、事業におきましても年度で終わらせるというのが一番理想的なことでありますので、その方向にまず今後とも進んでいただきたいと思っております。

それから、11ページの村づくりアドバイザーの謝金につきまして、200万円ですか、その内容と効果についてちょっと聞かせてください。

総務課長（愛澤伸一君） 村づくりアドバイザーでございますが、1名お願ひしております、千葉県の建築家の方でございます。長年村にご支援をいただいている方でございますけれども、村のアドバイザーとして復興振興にさまざまご提言、ご助言をいただいているところでございます。業務といたしましては、各種会議等への出席でご提案をいただくことはもとよりございますが、外部の方との連携ということで、いわゆる今回のふるさと納

税などもやっておりますが、こういったことへのご助言でありますとか、それから村民ふれあい集会にお呼びするような芸能人の方とのつながりであるとか、村の直接の業務というよりも幅広い視点から村の行政全般についてご支援、ご指導をいただいているということでございます。

委員（北原 経君） これは1名なんですか。その方だけなんですか。もう一度。

総務課長（愛澤伸一君） 1名でございます。

委員（北原 経君） それによる、内容等はありますけれども、そのアドバイザーの設定にあたってのよかつた効果はどんなようなものが出たのか、27年度には。

村長（菅野典雄君） あとでこちらのほうからそのアドバイザーが1年間にどのぐらい来られたかというなどのご提示あれば出させていただきたいと思いますが、一切旅費から何から全部込み込みの中でさせていただいていると。多分回数は40回か50回ぐらいになっているんじゃないかと思っています。まず、例えば、今、花のほうの赤塚グループ、それを紹介していただいたのもそうでありますし、それからふるさと納税がありましたですね、いわゆる事務方を全部やっていただける方ということで、これもその方の紹介、ちょっと今、とっさに質問がありましたのですが、あととあらゆる村が今動いているの情報提供なり、あるいはそのセッティングというのをしていただいている。例えば、この前、ふるさと納税で集ってきていただいた、応援いただいた方の、東京で140人ほどの集まりも全部段取りをしていただいたとか、そんなことで、今、飯館村がいろいろな形でほかの支援なり、いわゆる情報をいただいてというのは、もうほとんどこの方からいただいている、あるいは、今、建築ということですから、公民館、道の駅などなどのアドバイスも全部いただきながら、あるいは学校のほうも、今、教育委員会がほとんど頼りっきりというと失礼でありますけれども、そんな状況の中でやっているということでありまして、本当にいい方にめぐり会ったなど、こんなふうに思っているところであります。以上であります。

委員（北原 経君） 私、その方わかっているわけなんですけれども、それで224万円という予算に関して200万円ということは、そのアドバイザーの謝礼金というのは、いわゆる大体の思惑というか、予算が大体のラインで設定されたわけなんですか。

村長（菅野典雄君） 以前、何年か前は1回10万円ということで出させていただきました。旅費が2万5,000円ぐらいかかりますか、その2倍ぐらいということで、そうすると日当も含めて10万円かなと。そうしますと、20回超えるとまた予算が必要になるとか、そういうことになりますので、年間200万円ということで20回が25回になろうと30回になろうとその辺でお願いできればと、こんなことでやっていたところであります。以上であります。

委員（北原 経君） はい、了解しました。それでは、ちょっと飛ばさせていただいて、農業委員会のほうでちょっとお聞きします。8月に青森ということで研修をされております。その辺の内容等をちょっとお聞かせいただければ。

農業委員会事務局長（石井秀徳君） 27年度の東北・北海道農業活性化フォーラム、会長と職務代理者が出席をしたところであります。済みません、ただいま内容について持ち合わせがございませんので後で報告させていただきます。

委員（北原 経君） 農地の番人ということで、今後復興に関しましては、いわゆる農地が転

用されて農地が宅地にかわったり、荒廃化して山林になってしまい、または転売というそういういった方に関しましての見張りということをきちっと農業委員会の仕事として今まで頑張っていただいていると思われますけれども、やはり、今、避難している状況下において、我々が戻って復興を進めていく中には農業委員会の力というのはかなり大なるものがあると思っております。それで、27年度もですけれども、農業委員の研修につきまして、予算がもう少しきちつとつていただきて、いわゆる先ほど出ました野生動物の対策の問題であり、あとは山間部の農地をどのように展開して、農地からかえていければいい村の資源になっていくかということをかなり勉強していただきなきやならないと思っておりますので、27年度はしようがないですけれども、いわゆる、牧柵は当然それはありますけれども、それ以外でもやはり農業委員の方に研修をまだまだしていただきたかったなと思っています。以上です。

委員長（松下義喜君） そのほか。

委員（菅野新一君） ナンバー6の32ページの緊急通報体制整備事業、その活動内容、利用状況、そして実績の結果などをお聞きしたいと思います。

健康福祉課長（但野正行君） 説明資料32ページの緊急通報体制整備事業でございます。ひとり暮らしの高齢者、高齢世帯のみについて見守りをするという観点から、緊急通報体制等をとっております。ここに記載のとおり、設置台数は28年の3月末現在で27台の設置がございまして、委託先は株式会社アイネットさんでございます。毎月、どんなふうな通報があつたかという部分では、この委託先からのご報告がございまして、出動したとか、あと病院に連れていったとか、その辺の部分までのご報告があるという状況になってございます。以上であります。

委員（菅野新一君） これは、仮設とか個人借り上げアパートとかいろいろな場所に設置されて、今年もやっていると思うんですけども、そういう緊急に通報あったときとかありました、今まで。

健康福祉課長（但野正行君） 時々ございます。今までずっと避難中だったものですから、避難先でのひとり暮らしとか、高齢者の2人暮らしとかという部分について、避難先に設置させていただいたものでございます。以上です。

委員（菅野新一君） 33ページの子育て支援事業で、産業厚生常任委員会で所管調査、この間させていただきました。そうしたら利用者には非常に好評であるということでありましたが、今後この開設をされるのは、来年帰村だからそれでやめるということはあり得ないと思うんで、あと村内の利用者が3・7ぐらいの割合だということも聞いてきたんですけども、それはそれでいいんですけども、どの程度開所を継続する予定ですか。

村長（菅野典雄君） 来春、避難解除ですが、大方の、いわゆるそこに通っていたている村民の、村の住所を持っている若い方は、多分そのままなんだろうなとこんなふうに思います。ですから、避難解除とともに、今、ご質問がありましたように避難解除とともにそこを閉鎖することはございません。ただ、何年ぐらいかというはこれから課題だと思いますが、2、3年ぐらいかなという気がしますが、2、3年後はあづま脳外科秀公会のほうにバトンタッチをして、そのほうに村民がお世話になっていくと。そん

な形にできればいいなど、こんなふうには思っているところであります。以上であります。

委員（菅野新一君）　この施設というのは、地元からも村民の若い世代の方からも非常にうけがいいというか好評でありますので、できる限り、秀公会も病院と一体になっているからいいかと思うけれども、こういう施設があるうちは有効利用をお願いしたいななんて考えています。

質問を変えます。37ページの林道の開設、林道岡部前乗線になっていますけれども、現在工事中とか、そういう、あと今後全線開通、宮内まで抜けるっていう状況はどのようになっていますか。

建設課長（高橋祐一君）　この林道岡部前乗線につきましては、震災以前からふるさと緊急整備事業ということで、県の事業で実施を継続しておりました。震災後休止していたわけですが、再び県で事業再開ということになっております。内容的には、負担率として7.5%の村負担という形になっておりまして、昨年あと今年度という形で、主に土工を中心によっております。来年度前乗川の橋梁下部工、上部工を改修して、予定としましては来年で完了していきたいという予定になっております。

委員（菅野新一君）　40ページの林業……これやめます、さつきとダブります。41ページの園芸産地復興支援対策事業の件でありますけれども、福島市が5カ所とかとなっていますけれども、今後こういう支援は、来年飯舘村は帰村で皆さんのが帰ってくるような方向に進んでいるとは思われますが、こういう事業は何年ごろまで支援するという状況なんですか。

復興対策課長（中川喜昭君）　この園芸産地復興支援対策事業でありますが、県の補助事業で対応しているということでございます。それで今のところ避難先での営農ということで、27年度においてはこのような形で福島市内、あとは北塩原村、村内では二枚橋という形で補助支援をしてきました。それで、一応面積要件はあるんですが、一応90%補助という形の高率補助でございます。その効率補助については、27年度までということで、今年度から2分の1事業になってきたというところでございます。一応、これらの園芸産地については、村内でも活用できるという内容になっているところでございます。以上であります。

委員（菅野新一君）　43ページ、これ、営農再開支援事業の水稻作付実証等60アール、向押、小宮と、あと野菜の試験栽培が10アール向押となっていますけれども、これは、もちろん肥料をくれないと米もなんないし野菜もできなと思いますけれども、これ、一切の資材代ということで、あとその結果というか、実証の結果はおおむね良好に出ているのかそれとも放射能が高くてだめなのか、その辺をお聞かせください。

復興対策課長（中川喜昭君）　実証栽培の部分でございますが、まず、水稻作付6反ほどでありますけれども、これ、農水省の農地モデル除染であった場所での水稻ということで向押地内と小宮地内の2カ所で、おおむね3反ずつ行っているということであります。あと、野菜試験栽培については、これは向押の水稻作付の隣の部分、水田を畑にして、そこで村が今までつくってきたような野菜を実証として作付しているということでございます。これらの結果につきましては、水稻につきましても除染が24年度でやりまして、その年からの試験栽培、実証という形でやっていますが、水稻については基準値以内ということで放

射性物質は出でていないと。野菜についても同じような状況ということあります。昨年度までの結果については広報のほうでお知らせをしているところでございます。以上あります。

委員（菅野新一君） それで、水稻に、米には出なかつたけれどもわらとかには何も出なかつたという結果なんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今まで他自治体のほうでも米づくりをしまして、いわゆる全袋検査などをやって100ベクレル以内ということで流通させているという状況ございます。他自治体のほうでは稻の茎とか根っこにはセシウムが入っているという情報をいただいております。ただ、食用米ということですので、100ベクレルという部分でのクリアしているという状況でございます。なお、村内の水稻作付についてはもみ殻といいますか、そちらだけの検査はしておりませんで、茎等については検査していないという状況でございますので理解をお願いしたいと思います。

農業委員会事務局長（石井秀徳君） 先ほどの北原委員からの研修の内容についてということでございます。平成27年8月27日に、青森県の青森市にありますリンクスステーションホール青森、こちらのほうで東北・北海道農業活性化フォーラムが開催されております。参集範囲としましては北海道・東北の各地農業委員会の委員それから農業委員会関係者約1,500名が集まりまして、フォーラムを開催したということでございます。内容につきましては、農業再興の実現に生かす新農業委員会活動の観点から、その情勢報告並びに基調講演が開催されているということあります。その中で事例発表等も、3件ほどから事例発表があったということでの内容でございます。以上です。このフォーラムにつきましては、東北それから北海道持ち回りで開催されておりまして、平成27年度は青森で開催され、今年度は秋田で開催されております。予定としましては来年山形で開催される予定となっております。以上です。

委員（飯樋善二郎君） 私からはまず、ナンバー6の27年度の一般会計決算概要について少し触れさせていただきます。まず、平成27年度の一般会計の決算額は黒字決算になったわけですが、前年度比で歳入では増額28.4%、歳出では増額27.5%のことですが、歳入歳出ともに過去最大規模になったというわけですが、前に高野委員からも質問があつたようですが、決算額の中で復旧復興事業に係る分が6割近いわけで、29年の3月までの期間を目指す予算としては当然のことだと思っておりますが、これまでの実施状況とそれから今までの経過をどう捉えているのか、まず最初に伺っておきます。

総務課長（愛澤伸一君） 27年度決算の総括的な評価ということかなと思っておりますが、おただしのとおり、過去にない決算規模になってございます。村といたしましては5年間の避難を経て、本格的な復興に向かういわゆる復興元年というような位置づけであるのかなと思ってございます。ご指摘のとおり、80数億の決算の金額のうち、49億5,000万円が復興関連事業ということでございまして、引き続き今年度につきましても100億円を超す予算額で財政運営がされているということでございまして、27年度、28年度も引き続き急ピッチに復興の事業に取り組んでいるということかなと思っております。ちなみに、財政の状況をごらんいただきますと、いわゆる経常収支比率等々は前年度から9.6%ほど好転しております。

ます。また実質公債費比率は6.6ということで26年度と同規模と、同率でございます。こんなことで財政の健全化は維持されていると評価してございますが、やはりこの辺は、国県の復興財源の確保に努めて、健全な財政運営に努めた結果ではないかなと考えているところでございまして、今後とも財政運営には細心の注意を払って過大な財政支出のないような運営に取り組んでまいりたいと考えてございます。

委員（飯樋善二郎君） まず、6割近い復旧復興の事業があったわけですが、まだまだ残された部分が多いわけで、今後も当然こうした予算が多くなってくるものと思っていますが、その中で今年の、27年度の反省といたしまして、まず、思うように計画どおり進まなかつた部分あると思うんですが、そのようなことについてはどう捉えているか。

村長（菅野典雄君） 先ほども話がありましたように、いまだかつてない予算ということになりますと復興の予算に頼らざるを得ないということでありまして、なかなかあらゆる手を使って職員などがやっているんですが、その都度その都度やっぱり国のほうの資金の縦割りのところにあったり、そういう中で思うに任せなかつたとか、そういうのはありますし、それが繰り越しなどにも、先ほど質問がありましたように影響しているのかなと、こんなふうに思っています。ただ、27年度総括しますと、非常にまだまだ不安、避難解除の時期も決まっていない中で、かなり復興に向けて必死に国の予算をとって計画に乗せた年と、こういう感じかなと、こんなふうに思っていました、村としては精いっぱいやった予算と、あるいは事業というふうにとっているところであります。

委員（飯樋善二郎君） いつもお話を聞いていますと、なかなか村のニーズに合わない部分があるという話がありましたけれども、今後さらにこうしたことのないような復興に向けての準備が必要かなと思うんですが、その点についてはいかがですか。

村長（菅野典雄君） これまででもそうですが、また新しい大臣、副大臣が毎日というわけではありませんが、かなり来ていただいている。そのときに必ず言うことは、我々こういう形でいまだかつてない避難生活をさせられて、5年から6年になろうとしている。何とか自前の力といいますかその自力で頑張ろうという、こういう思いを持っているというところでありますので、そういうものに対して復興予算というものが我々の期待するところだけども、いざやはり詰めていくといろいろな省庁に行ったりいろいろな制約にぶつかるということなので、もう少し、少なくとも安倍総理は全員復興大臣とという話は何回も言っているはずだから、そこをやはりしっかり復興庁が各省庁に言って、自分のところは復興のために何をしなければならないか、例えば農業を考えれば環境省の話ではなくて農水省であろうと、あるいは健康などについてはまた別の省庁だろうと、そういうふうにしっかりとやっぱり復興庁がそれぞれに指揮を出すような、省庁がたとえ金は持っていないくともそれが全てではないかという話はさせていただいているところでありますので、幾らかなりとも変わっていくのではないかと、このように思っておるところであります。

委員（飯樋善二郎君） 今、村長から言われたように、復興大臣が毎年のように何回もかわって、非常に、スタートからやり直すという部分が多かったように私も記憶しておりますが、今後ます、これからが大事な取り組みが非常に多くなるということなので、ぜひ、議会ともどもこのことについてはしっかりとやらなくちゃならないものと、こんなふうに思ってい

ます。その中で、27年度に思うように進まなかつた部分で何点か質問をさせていただきます。まずは、一番ひどいというか、進まなかつたのは、12ページの、提案理由の説明の中にあつたんですが、比曾・長泥・蕨平・前田八和木の4行政区に係る飲料水対策、これが希望数が88件中完了したのが前年度は3件で現時点では9件完了したということですが、今、発注済みの件数も含めて18件あって、残りがまだ58件あるということなんですが、私も再三にわたってこのことについては過去に質問した経緯があるんですが、これは、なぜこんなに希望が少ないのか、進まないのか、捉え方はどうなのか、まず。

建設課長（高橋祐一君） 飲料水確保についての井戸関係かと思われますが、昨年度中はやはり除染の関係で除染が終わっていなかつたという部分があつて、実際は実施はしたいんだが今はというと、というふうな形で実施できなかつたわけあります。今年度に関しましても、除染終了しているところを優先的に進んでいくということでありますが、やはり、帰村の時期等考えたときにまだ迷っている方がいらっしゃるのかなと思っております。当然、井戸の場合は使っていいないと水質が悪くなるという部分もありますので、その辺を考慮しているのかなと思いますが、なお役場のほうからも随時申し込みのあった方に連絡をとりながら、早急に進めているという状況であります。

委員（飯樋善二郎君） ぜひ、もっと希望に沿つた対応となるようになれば幸いかなと思っています。その中で過去にも何回も私言っているんですが、このほかの行政区、4行政区以外の行政区、ここの中に昔から自分の井戸水を利用していてそれを飲んでいたという家庭がかなりあると思うんですが、この方たちには、いまだ希望が出ているのか出でていないのか、それもわかりませんが、対応が、村の水道が入つているところはだめということで、なかなか使いにくい部分があるんではないかと思いますが、これを要領を変えるという考え方はあるのかないのか。この辺のお考えは。

復興対策課長（中川喜昭君） 今の4行政区ですね、交付金事業以外の16行政区については、東電の賠償を活用した補助金制度で行つております。それで、47ページの一番上の欄に、16行政区ということで井戸掘削30件、あと簡易水道4件ということで、27年度は34件の補助の支出をしているということでございます。それで、補助の内容としましては、今おただしがありましたら、簡易水道給水区域外の方には80万円の補助、あと給水区域内で水道の布設が困難なような場所については50万円の、布設していなかつた方については50万円を上限とする補助という形でやっております。28年度に入りました、補助申請のほう、多分30件程度超えてたかと思うんですが、随時申し込みを受けているという状況でございます。それで、昨年度から始まっている事業ということもありますので、そういう要件についてはまずは変えずに進めていきたいと。また、東電ともそういう内容での協議をしながら覚書の中で取り交わしている状況がありますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

委員（飯樋善二郎君） 次に質問させていただきますが、まず、説明資料の37ページですか、帰還再生生活道路この点について少しお尋ねいたします。説明では515件の申し込みがあつて、現在142件が完了しているということですが、発注件数もあるということで、少しは前進しているのかなと思っておりますが、この進みぐあい、まず現在でどう建設課としては

捉えていますか、伺っておきます。

建設課長（高橋祐一君） 帰還再生生活道路事業、昇口舗装ということではあります、全体で件数が515件とかなりの多い件数になっております。昨年度142件、これを繰り越して今年度30何件をやっておりまして、今年200カ所ですね、測量を実施しながら工事を進めていくということと、あと残りの部分を来年度というふうに考えております。そうした中で、基本的に村内の業者のほうで実施しているわけですが、やはりこれも除染との関連と解体工事の関連もありまして、除染に関しては、当然除染が終わっていないところに関しては原状ではできないという部分と、解体に関してはいろいろな時期がありますが、解体終わってからということではなくて、やはり路線が終わっていれば道路を優先した中で進めていくというふうな形にはなっております。現在、発注件数も多く出ておりまして、今、業者のほうも人数をふやしながら対応していくということで、今年度の予定希望を実施していきたいと思っています。

委員（飯樋善二郎君） 今後進むということなんですが、8月の末までに43件の希望があるのと、19日に説明会をして再度募集をするということなんですが、まず一番最初の申し込みについてお尋ねをいたしますが、私は一番最初、全協で説明あった要件の違う、今と違う段階の話なんですが、希望者がかなりあったと思って認識をしているんです。しかし、今回のこの計画の中に含まれないものがあるんですけども、どのぐらいの影響があったかどうかは私もわかりませんが、その辺は。しかしながら、少なくとも何人かの方が、そういう人がいたとすれば、このことについて突き合わせなりすり合わせをやったのかどうか、まずお伺いしたい。

建設課長（高橋祐一君） この事業に関しましては、当初2分の1という形で事業を進めておりました。いろいろな協議の結果、補助率が上がったわけですが、その段階では問い合わせという部分での件数で一応名簿で管理はしておりました。その後、新たに事業が決定しましたので、申請書ということでお知らせ版等で周知をしました。今、飯樋委員がおっしゃったとおり、何人かの方がその段階で申請をしていない方が何件かありました。そういう意味で、そこまでの、申請をしなかった方への周知というのはちょっととしていなかつたという状況もありまして、その分に関して今回の追加という部分で対応させていただければなと思っております。

委員（飯樋善二郎君） 影響があったとかないとか、今、話してもどうなんですが、要件が変わったのでこの時点の申し込みは無効ですよと、こういう話なんですよね。例えばそういう場合、再度申し込みのあったのが私も認識をしています。しかしながら、再三にわたって申し込みをするというのはどうなのかなということで、申し込みをしなかった方もあるんじゃないのかと思うんですが、その件についてはどういう解釈をしているのか伺っておきます。

建設課長（高橋祐一君） 舗装の部分に関しては、何人かから聞き取りしたところもあるんですけども、いろいろ賠償との関連でそれで実施してしまって取り下げしたという方もいらっしゃいますし、今あったように申請漏れという方も何人かいらっしゃるのかなと思っております。ただ、一番最初の段階では、申請という段階まで行っていなかったので、新

たな申請というよりも、第1回目の申請が今の現行の事業の要項で、それが最初の申請という形で事業は進められてきたということで、ご了承願いたいと思います。

委員（飯樋善二郎君） 要領が変わって当然新たな申し込みが必要だったのはわかるわけですけれども、その一番最初の申し込みは無効ですよという問い合わせなどは一切なかったわけで、このことについて、最初に申し込んであるんだから要件が変わっても大丈夫じゃないのという認識の方もあるやに聞いていますので、そういう方が今後、19日の説明会に再度申し込みばいいわけなんですが、それいつごろできるのといいますと、来年以降になりますよという話なんですね。そうだとすれば、最初に申し込んだ人は、どんな、村民として、考えになるのか、非常に不誠実な対応ではないのかなと思うんですが、その件についていかがでしょう。

村長（菅野典雄君） ご存じのように、最初は村が50%補助金を出すので自分で半分出して業者に頼んでくださいという制度の組み立てだったわけですが、その村が半分出すお金をぜひ復興予算でいただきたいということで、1年以上ねばった結果が、村道として舗装するんであれば出しますということになって、そうしますと村道は30センチ掘りますので、事業費が上がる所以、いわゆる5・5を8・2にさせていただいたということでありまして、そこで初めてまた皆さん方に説明をさせていただいたわけですが、今ご質問のように前に申し込みした人はそのまま生きているだろうと、こう思ったことがある、それがそうでなかつたということになれば、今言ったように、今回の追加申し込みにお願いする、ただ、その結果、時期が遅れるということありますけれども、その人がどういうふうに考えるか次第なんですが、今、意外と、早くやつてもらった人のほうからもっと遅くしてほしいというものもあるんです。つまり、家屋の解体とかいろいろなものに大きな機械が入りますと傷むのではないかというようなこともありますと、そう考えますと、我々は必死になって申し込みをしていただいた方が全部できるように予算どりにやっぱり集中していきますので、本来ならば今年当たりやつてもらいたかったのが来年になったと、あるいは場合によってはもうちょっとおくれるかもしれません、おくれただけ新しい昇口になると、こういうことでご理解をいただくように、こちらのほうからお話をていきたいなと思いますので、おくれた分は改めておわびはしますが、どうぞご理解をいただければと思っております。

委員（飯樋善二郎君） まず、そのことは私も、多分そういう話なんだなと感じておりますけれども、ただ村民感情として、最初に申し込んだのは無効で理由は一切だめだと、改めて申し込まなかつたんだから自分の勝手でしょうという話では、これは村民に対するサービスの欠如だと私は思うんです。少なくともすり合わせしたか突き合わせしたかわからないですが、したとすれば当然一番最初にそういう申し込みが何件かあったというのはわかるはずなんですね。それをただ無効だということで片づけていったんでは、非常に私は疑問が生じるのではないかなと思うんです。不信にもつながってきます。こんなことで、過ぎたことを追求しても傷つくだけなんで、この辺でやめさせていただきますが、村民に対する対応、これはやはり、こんなときならなおさら丁寧に細心の注意を払って、落ち度がなかつたのかどうか、そういうことも含めてやるべきではないのかなというふうに思う

んですが。再度。

村長（菅野典雄君） 何といいますか、そちらの落ち度だよという話をしたとすれば、これは間違いなく我々注意しなければならないことだと、こんなふうに思っております。事情が変わってということで、なかなかこういうときですから、広報や何か、お知らせ版では出しているんですが、やはり人によっては読まなかつたこともあるだろうと思ひますので、今後とも丁寧に村民との対話を続けていきたいと思ひますので、ということでお許しいただければ、あるいはこれから注意をしていきたいと思ひます。以上であります。

委員長（松下義喜君） 質疑のある方。

委員（佐藤八郎君） 18ページの公害対策河川での水質の検査等、報告書もらったんですけども、これは原発前からやられている河川の水質検査ということで、主に水素イオンから全リンまでなのかな、検査内容は。この内容そのものはこれ以上の検査はされていないということかというのと、あと、ずっと見させていただいて、伊丹沢の全リンが基準以上になっている、マタタ川のこれも全リンが基準以上になっている、あとは宮内の大宮がCODが基準以上、全窒素が基準以上、全リンも基準以上という、この最初のページの基準表からするとなるんですけども、こういうものにはどういう対応をするのか、このときどきの検査数値を見ているだけということになるのか伺っておきます。

住民課長（細川 亨君） 18ページの水質検査手数料の部分ですが、検査項目はごらんのとおりpHから最後の全リンまでございます。基準値については、全てが河川には当てはまるものの、下のほうの部分ですね、大腸菌群数以下の部分についてはため池の基準はないという状況でございますので、一概に超えているからだめだというものではなく、あくまで河川の基準値でもつていっているということでございまして、ため池にはないということでございますのでご理解お願いしたいと思ひます。

委員（佐藤八郎君） 数字的には基準を超えているといつてもそんなに大きく、急に公害、化学物質が入ったとか云々ではないので、そう大きいものはないんだろうけれども、心配しているのは原子力発電所事故があつてから、これどういう検査しているのか、きれいな水をくみ取って、それを検査しているだけなんでしょうけれども、ご存じのように放射性物質は底に、汚れた汚泥とかそういうものに付着しているんですけども、そういうものは検査対象になっていないようなんですね、ここで云々もないでしようけれども。そういう意味では、例えば、要因というのは考えられないですか、例えばセンター地区の部分とマタタ川の部分と大宮の堤がこういう基準以上となると、何か要因があつてこういうものが変化しているのか考へるほどのことではないのか。

住民課長（細川 亨君） まず、放射能の部分は28年度から検査項目としまして入れてありますので、今後検査結果が出てきますので、出てき次第報告したいと思ひます。

なお、全窒素、全リンについては、1ミリグラム以下、リンについては0.1ミリグラム以下でございますので、以上になっているといころはないと思われますので、この数値については全窒素、全リンについては多いと富栄養化でアンモニアとか硝酸とかリン化合物が多いという数値でございますので、特段、以上になっていますので、これは問題ない数値でございます。問題の大腸菌群数については、こちらのほうについては、原因は人畜のし

尿潜でございます。いわゆる川の底にたまっていますヘドロみたいな分でございますね、こちらの部分が大腸菌の蓄積によって、夏になると高くなるというふうな傾向がありますが、これについてもため池については基準値は特にございませんので、基準なしの部分でオーケーなのかなとお答えさせていただきます。以上でございます。

委員（佐藤八郎君） その他の公共施設災害復旧、40ページなんですけれども、宅地周り昇口の豪雨による被災箇所、先ほども質問あつたんですけれども、ここで上げられている47件というのもと、該当しない件数との関係では、どのようにになっているでしょうか。

建設課長（高橋祐一君） 該当しなかった場所ということで、それに関しては今のところ1件が該当しないということで取り下げということになっております。あと、その他の取り下げ関係については、自社施工なりということで取り下げしている部分があります。先ほど言いましたように年度内にできない部分については、27年度を取り下げて28年度で実施しているという形になっております。

委員（佐藤八郎君） 村で見たもの、区長さんとかいろいろ上がったものでは1件以外は該当して、事業を実施されているということですか。

建設課長（高橋祐一君） 調査の段階ではそういう形になっております。申請する前に自分で、しなかったという方がいらっしゃるのかもしれませんけれども、とりあえず役場のほうに、協議をした中では1件あります。

委員（佐藤八郎君） 43ページにおける被災農業者向け経営体育成支援事業、これ八木沢の1件ということありますけれども、この事業者の経営状況はどういう状況で、雇用者は何人の中の事業になっていますか。

復興対策課長（中川喜昭君） おただしの八木沢地内での養豚場でございますが、この会社は栃木のほうに本社を持って、こちらで、飯館のほうでは子豚をとったやつを育成させて、また向こうに運んで肥育等にかけるということで、その中間層を担っている会社ということであります。それで、栃木の本社のほうから経営といいますか、こちらの養豚場を任せられる方1名と、あと村内から1名、あと南相馬から1名で5名程度で経営をしているというふうに聞いております。先日も養豚場の場長のほうとお話をすると中では、経営的には割と豚の肉の価格も安定していて、経営的にはいい方向にいっているというような報告を聞いています。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 規模的にはどのぐらいなんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 割と規模的には大きいと思いますが、何千頭、頭数までは把握しておりませんので、調べさせていただきたいと思いますので、お時間を頂戴したいと思います。以上です。

委員（佐藤八郎君） さきほど、イグネの放射性物質の状況をもらつたんですけれども、大方8,000ベクレル以下という資料になっていますけれども、これはどんな検査の仕方をしたんですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 除染時にやはり後ろにイグネがあると放射性物質が落ちてくるという部分の心配があって、除染の中で距離が、範囲が決められておりましたけれども、その範囲中にあるイグネを除染の中で伐採をしてきたということあります。それで、い

いろいろその所有者との契約の中ではイグネについては個人のものということで敷地内の保管という形にしてきたところであります、除染が、多分、イグネ伐採終わったのが25年中かなと思っておりまして、その後何年かたっているということで、そのイグネの中の放射性物質がどのようになっているのかという部分もある程度村で把握していきたいということで、委託事業で出した部分でございます。資料が3枚になっておりますが、若干資料の見方の説明をいたしますが、まず1枚目に皮というふうに書いてありますが、これはいわゆるバークであります、木の皮だけの放射線量。あと、次の皮ありというのが、バークと中の本体が一緒になっている検体、あと皮なしが皮をむいた状況のものということで、一応検査方法としましては、測定については村の農作物の放射能検査測定器ではかりまして、1キロ程度ないとあればということで、それぞれチェーンソーで切っていただいてそれらを検体として測定をしたということの形でやっております。村のほうで測定しておりますので、参考値という形で見ていただければと思っております。以上であります。

委員(佐藤八郎君) いずれも1キロ当たりを、165検体やったという結果だということですね。

これ、いつやったんでしょうか。

復興対策課長(中川喜昭君) きちんとした期日はあれなんですが、冬場、秋から冬にかけての業務だったと思っております。

委員(佐藤八郎君) 樹木はどんなものが多かったのか、一定の樹木に限ったのか。

復興対策課長(中川喜昭君) 樹木については、やはりイグネということで杉が多いということで、杉を中心として検査をしてきたということの形でござります。以上であります。

委員長(松下義喜君) そのほか。

#### ④休憩の宣告

委員長(松下義喜君) 休憩いたします。再開は、14時35分から再開いたします。

(午後 2時14分)

#### ⑤再開の宣告

委員長(松下義喜君) 再開いたします。

(午後 2時35分)

復興対策課長(中川喜昭君) 先ほど、佐藤八郎委員からございました八木沢の養豚場での飼養頭数の部分でございますが、現場のほうに行った際に300頭というふうに、今飼養しているのは300頭とお話をいただきました。これが、親豚が何頭、子豚が何頭という部分までは確認しておりませんでした。今、確認をしたところ、作業中のようにありますて連絡が取れませんでしたので、大変申しわけありませんがきょうの夕方あたりに連絡をとりながら、後ほど報告させていただければと思います。以上であります。

委員長(松下義喜君) ご質問のある方。

委員(佐藤八郎君) 37ページにおける公共施設維持管理事業の委託料の部分で、24施設、これ面積と金額わかりますか。

建設課長(高橋祐一君) 公共施設に係る維持管理業務なんですが、43施設ということで、今のところ代表的な部分で整理を申し上げますと、発注が6件に分けてやっております。1つが役場周辺ということです。もう一つ目が草野小学校外2カ所。もう一つが教員住宅外

11カ所、飯館中学校外4カ所、飯樋小学校外14カ所、スポーツ公園全般という形での業務で進めてまいりました。面積については把握はしておりません。維持施設ということで、現在、ちょっと時間をいただきまして調べて後ほど報告したいと思います。

委員（佐藤八郎君） 面積と金額と内容ですね。草刈りだけではないでしょう、これね。庭木の手入れとかも入るのかな。植木屋さんも入っているのかな。

建設課長（高橋祐一君） 基本的には草刈りが中心になっておりまして、ただ、役場周辺に関してはやはり庭木ということで、そちらのほうが造園会社のほうで庭木の手入れという形でやっております。ほかについては基本的には草刈りというのが中心となっております。

委員（佐藤八郎君） 被災児童生徒などの就学支援事業ということで、（「何ページだ」の声あり）58ページ。23年から28年の全体の生徒数の推移、人数、児童・生徒数の推移もらつたんですけども、それと、この予算で処理されるこの扶助費の関係で、これは幼・小・中の部分で、このページだけじゃないんですけども、あるんですけども、毎年聞いてるんですけども、飯館の学校に上げない幼・小・中の方々、幼稚園は村がそれなりに村外の公立と私立に分けてご負担をしているということなんすけども、小・中は個人というか保護者の範囲でというお話で、申請しないと受けられないという状況になっているのか、その実態はどのようにつかんでいるんでしょうか。

教育課長（村山宏行君） おただしの被災児童の就学支援事業についてでございますが、幼稚園につきましては、資料を提出しましたとおり全額ほかの幼稚園に行った子供についても国の制度にのっとって出しております。問題の小学校と中学校なんですが、小学生、中学生に関しましては各自治体での、国の制度要項にのっとって、各自治体が補填する、実施することになります。したがいまして、村のほうから他の自治体の学校に転校された児童・生徒については、そちらで把握するということで考えております。村のほうとして全てそれを把握しているという状況にはありません。以上です。

委員（佐藤八郎君） 保護者負担の部分で、何人、どこにということもつかんで、全くいないうことですか。

教育課長（村山宏行君） 学校の、小学校あるいは中学校に入学する際に、その時点でのどの学校に転校されているか、そこまではつかんでおります。だた、そこで学費がどれぐらいかとか、そこで各学校あるいは教科で違いますので、そこの部分について金額までは把握はしておりません。

委員（佐藤八郎君） 村民として、子を持つ親として同じ飯館村民でありながら、選んだ学校が違うということで負担が違っていくという、それも公金を使っての違いですから、その辺で公金を使わない人が自分でどれだけの負担をして行っているのかということをつかむ必要はないとしているのか。つかんで、同じ公正・公平な義務教育であるんですから対応するというのが普通だって思うんですけども、そういう点では何も問題はないんですか。

教育長（中井田 榮君） 制度的にはあるわけですから、あと申請をするかしないかというのはその児童なり親御さんの考えでありますので、それぞれの自治体の中でやっていただくというふうにご理解いただければと。

委員（佐藤八郎君） 申請するかどうか親の判断というわけでしょうから、村で用意した学校

に歩かない子供に関しては関知しないということですか。

教育長（中井田 榮君） 関知しないということではなくて、例えば大きなところに行って、その制度を使って手続をすれば飯館だっていうこともわかるということもあって、なかなか親御さんの中ではそういう手続をしないで、普通に通学をしているということを聞いておりますので、ですから、今お答えしましたようにそれぞれの親御さんの考え方でするかしないかは決めているようでございます。

委員（佐藤八郎君） 決めていますから負担をしているんですけどもね。親御さんからすれば、申請しないから悪いんだと教育長言っていますけれども、申請できないような状況もあると思うんですよね。今、いろいろないじめやらいいろいろあったり。そこは曲げて、申請はしないのが悪いというふうに、受けられるもの受けないのが悪いというふうになるだけで、そういうことなんですか。

教育長（中井田 榮君） 申請しないのが悪いとは言っておりませんで、とにかく制度的にはわかっているわけでありますから、それを申請をして使うか使わないかというのは、それぞれの親御さんの考え方だというふうにご理解いただければと思います。

委員（佐藤八郎君） 義務教育は無償とする部分からすれば、片方は申請するかしないか、では飯館に来ている子は申請しなくていいですね、申請する何ものもないんですね、しなくていいんですから。申請権そのものも片方は申請、片っぽは申請しなくてそこに上げているだけで全て何もしなくていいという手続になるんですけども、義務教育を無償とする観点、公正・公平な義務教育の子供の扱い方からして、おかしいんじゃないですか。

#### ◎休憩の宣告

委員長（松下義喜君） 休議します。

（午後 2時47分）

#### ◎再開の宣告

委員長（松下義喜君） 再開いたします。

（午後 2時48分）

委員（佐藤八郎君） 教育長ね、幼稚園はちゃんとしているんですね。どういうわけか。なぜ、小・中はできないんですか。

教育長（中井田 榮君） ですから、何回も申しますように、それは義務教育の中で制度的には、制度としてあるわけでありますけれども、それは個人の自由で、それぞれ話をして手続をしているわけでありますから、その辺は尊重すべきだと考えております。

委員（佐藤八郎君） 個人の自由だから、個人の自由を尊重する、片方は申請しなくちゃならない、片方はしなくてもいい、幼稚園においてはきちんと公金で認める、小・中はそういう違いをもって公正・公平としていると言ひ方ですか。

教育長（中井田 榮君） 制度上、そういうような形になっておりますのでご理解をいただければと思います。

#### ◎休憩の宣告

委員長（松下義喜君） 休議します。

(午後 2時49分)

◎再開の宣告

委員長（松下義喜君） 再開いたします。

(午後 2時52分)

建設課長（高橋祐一君） 先ほど、村内の施設の草刈りの部分であります、面積と金額ということで、まず1つの業務としましては役場周辺の除草関係と枝木の剪定に関しては、面積が1万1,587平米です。金額が399万6,000円という金額になっております。全て申し上げますか。後で資料請求ということで、全体で25万7,836平米ほどになっておりますので、後で資料を提出いたします。

委員（佐藤八郎君） 教育長、確認しておくけれども、親は知っている、申請しないだけだ、申請しなければ払われない、当たり前だ。村の人は申請しなくたって全部公費扱いで見てやっているんだ、それでいいんだということな。

教育長（中井田 榮君） それでいいんだということではなくてですね、制度としてはある、親御さんも理解はしていただいている、制度としてはある、自治体の責任としてやるようになっている、親御さんも理解もしていただいている。ただ、そういう中で学校に通うのに飯館から通っているというのを知られるのが嫌だという家庭も中にはあるようあります。それが全てだとは思っていませんけれども、そういうことで手続をしていない場合もあるということで、紋切り口調にこうだからいいんだということではございませんので、とにかく村としても、そういうような形で転校していくときにはきちんとそういう手続もありますからという話はしていますし、説明もしていますので、そういうふうにご理解いただければと思います。

委員（佐藤八郎君） 27年の執行の中で、私、父兄何人かにそういう、何で同じ村の子供なのに、申請すると大変なんだと、だから申請できないで通わせて自分で負担しているんだと、それは申請するの大変だと思っている申請しない親が負担するの当たり前だっていうのが、今の教育長の話でしょう。

教育長（中井田 榮君） 何回も申しますけれども、丁寧に国の制度なり今の状況なり、ご説明をして、その上で今の状況があるというふうにご理解していただければと思います。

委員（佐藤八郎君） 同じ子供だから負担を負っているものは、ここで出しているように、その負担を私たちは村で負担分補助したらいいんじゃないのというの。

◎休憩の宣告

委員長（松下義喜君） 休議します。

(午後 2時53分)

◎再開の宣告

委員長（松下義喜君） 再開いたします。

(午後 2時57分)

委員長（松下義喜君） そのほか質問。

委員（高野孝一君） それでは14ページ、2款1項8目の電算推進費の中の情報セキュリティ強化対策業務が本年度予算額2,268万円ほど計上していますが、決算額がゼロであったとい

う内容であります。社会情勢上、現在、個人情報漏えい事故やマイナンバー制度の運用開始を受けて、この情報セキュリティ強化対策業務というのは喫緊の取り組むべきテーマとなっておりますが、なぜゼロになっているのか状況を説明願います。

総務課長（愛澤伸一君） こちらの事業でございますが、ご承知のとおり村の中、職員がパソコンを利用して国、県との情報通信、それから庁内では財務会計システム、それから一般のインターネット回線を利用しての情報収集ということで、さまざまパソコンを使って外部との連絡をとっているところでございます。そのような中で、国のほうから、今回のマイナンバーなども絡んでいるのかと思いますが、国との情報通信については、他の通常のインターネット回線とは切り分けて独立の回線を持つようにというようなことの指導がございまして、それに向けての庁内のシステム改修を計画したところでございます。これにつきましては、27年度の1月補正で、要するに28年の1月の段階で予算措置をしたものでございまして、予算の繰り越しをして今年度そのシステム改修に向けた取り組みを行うということでございます。

委員（高野孝一君） すると、他の市町村ではいろいろな委員会を立ち上げたり、会社からの情報提供でシステムを構築しているわけなんですが、当村においては今年取り組むということで、取り組み始めたのかまだ取り組んでいないのか、その辺確認します。

総務課長（愛澤伸一君） ただいま、庁内の情報化推進協議会の中で、このシステムをどういうふうに取り組むのが村として一番効率的だというか、効率もそうですし安全面も含めですね、そういうシステムが望ましいのか、検討をしているところでございます。

委員（高野孝一君） このシステムを強化すると、職員にとっては非常にやりにくい状況が発生します。USBメモリーに記憶して家で仕事をするなどというようなことは一切できなくなりますけれども、それでも昨今の社会情勢を踏まえると、その情報漏えいというのはあってはならないと定められておりますので、早急に取り組むように要望いたします。

次に16ページ、2款1項9目の交通安全対策費ですが、今年は区画線工ということで林道市沢古今明線白線引きを113万4,000円ほど支出しております。昨年はカーブミラー5基の取りかえ工事があったわけですけれども、その前の年はやはり白線工事の線引きというようなことがありましたので、この事業というのは隔年でこのような交代交代に事業を推進するということでおろしいんでしょうか。

住民課長（細川 亨君） この事業は、歳入の部分でも交通安全対策交付金という部分で入ってきております。工事については、村のほうでどのような交通安全施設の設置工事が妥当かという部分で毎回検討してやっておるところでございます。昨年度については林道市沢古今明線でありました。これは、きこりのオープンに伴うものでございまして、白線の引き直しということで交通安全の観点から実施したものでございます。以上でございます。

委員（高野孝一君） 私の資料からすると昨年度はカーブミラー5基の取りかえ工事というふうに記憶しているんですが。今、課長答弁した内容はおととしの事業内容かと思っておりますけれども、もう一度確認いたします。

住民課長（細川 亨君） 26年度はカーブミラーの設置でございまして、27年度は林道市沢古今明線の白線の延長工事でございます。以上です。

委員（高野孝一君） 先ほどの答弁、そのように言っていました。昨年も白線工事みたいな答弁だったんですけども。

住民課長（細川 亨君） 失礼しました。27年度は林道市沢古今明線の白線の延長工事です。26年度はカーブミラーの工事です。

委員（高野孝一君） ですので、その前は白線工事だということになっているわけ。そうすると、隔年おきにそういうような事業を推進しているんですかというようなお尋ねだったんです。今年になって死亡事故が発生しましたので、この交通安全対策についてはカーブミラーと白線引きのみならず、標識の設置とか少しでも交通事故対策のために少しほ別なものをという思いであります。

次に22ページ、2款2項2目の課税徴収費の中のコンビニ収納委託手数料であります。利用件数が2,488件となっておりまして、昨年度比プラスの233件となっております。これらの概要についてお伺いいたします。

○ 住民課長（細川 亨君） コンビニ収納については、皆さん避難しておるさなかでございますから、非常に利用がし勝手がいいということで、好評でございまして、それぞれの項目ごと、税目ごと違うんですが、特に軽自動車税の納付率がこのコンビニ収納でよくなっているという傾向が見られるようでございます。以上でございます。

委員（高野孝一君） その効果もありますけれども、本年度も県税が収納状況が大変よかったですということで、感謝状を知事から受けているようありますけれども、この県税イコール村県民税かなと思っていますけれども、軽自動車税はこの感謝状との因果関係ってはないでありますけれども、その辺はいかがでしょうか。

住民課長（細川 亨君） 今、おただしの部分は、確かに表彰の部分では村県民税で表彰をいただいております。コンビニ収納の部分の件でございましたので、軽自動車税が納付率がよかつたという、このコンビニ収納を利用した部分が多かったということで答弁いたしました。以上でございます。

委員（高野孝一君） その予算からすると、もう少し手数料が上がってもいいのかなと思っていますが、その辺の見解はいかがでしょうか。

住民課長（細川 亨君） 利用料からすれば、もうちょっと収納率上がってもいいんではないかという部分でございますが、なかなか震災前からの滞納も、課税はしておる人もおるんですが、なかなか滞納額は頭打ちで、大体は埋まってきたという状況でございますので、ちょっと、滞納の部分で伸び悩んでおるところがちょっと結びつかないのかなという状況でございます。

委員（高野孝一君） それでは38ページ、8款2項2目の道路維持費の中の道路維持補修作業業務であります。27年度5件にわたって年2回の草刈り、土砂上げ、支障木の伐採をしたというような説明でありますけれども、この村道のこの業務については速やかに進んでいるなんですかねども、国道、県道の草刈り業務が非常に遅いというふうに感じております。特に道路沿いが1メートル、1.5メートルに繁茂して、カーブなどは見にくいような状況が見受けられますけれども、その辺はどのような指導をされているのか伺っておきます。

建設課長（高橋祐一君） 今の、現状を申しますと、この事業に関しても復興事業のほうで村のほうでは実施しております。県に県道、国道の草刈り要請、土砂上げ要請はしているわけなんですが、なかなか県では復興事業に該当にならないということで、今までの県の単独事業でやっているという状況から、なかなか思うように進まないという回答をもらっておりますが、なお、今後とも早急な対応をお願いするよう要望してまいりたいと思います。

委員（高野孝一君） 予算外になると思うんですが、そのような県道、国道の草刈りは、依頼をしているというだけで、実際はなかなか進んでいないというようなことで、やらないところもあってしかりというようなことによろしいんでしょうか。

建設課長（高橋祐一君） 一応、県のほうの、飯館村だけではなくて県道、国道の対応ということで、一部、やはりやらない区間が出てくるということは聞いております。

委員（高野孝一君） 以前は各行政区でボランティアで対応した経緯もありますけれども、1つの課題だなと思っています。村道の草刈りにいたしましても、私は1回刈ったら除草剤の散布も大変効果があると思っています。事実、私の前などは誰が個人的に散布したのかなというふうなことを思ったときに、村でもそのような試験的に実施したというような話を聞いていますけれども、これらの業務を今後拡大していくべきだと思っていますが、どのような見解をお持ちでしょうか。

建設課長（高橋祐一君） 実は、この事業の中でも除草剤散布というような項目は入っております。ただ、のり面関係、路肩関係のことを考えますと、やはり植栽で覆われて保護されているという部分がありますので、一概に除草剤でやってしまうと路肩が弱くなったりという部分もありますので、その辺は検討しながら進めていきたいなと思います。

委員（高野孝一君） では、続きまして51ページ、3款1項6目の避難生活支援費の中の公的宿舎エアコン等々の撤去費用でありますけれども、昨年総務常任委員会の所管調査の中で、草の小学校の体育館の状況を調査しました。その際に、撤去されたエアコンが、多分5、60台ぐらいはあったなと思っていますけれども、27年度に撤去されたエアコン等々の件数についてお伺いいたします。

飯野支所長（高橋正文君） 公的宿舎等の備品の撤去に関するご質問ですが、27年度につきましてはエアコンが20基、ガス台が20基、照明器具が5基と、計45基を撤去してございます。

委員（高野孝一君） その撤去されたエアコン等々は、所有権はどちらのほうに在するのでしょうか。

飯野支所長（高橋正文君） この備品につきましては、災害救助法に基づき国庫が入った備品でございます。ただ、この処分につきましては、災害救助法の処分規定に基づいて市町村が行うことができるということになってございます。今後の予定でございますが、その処分規定に基づき、また県の担当部署と協議して、今年度中には処分していきたいと現在では考えております。

委員（高野孝一君） その処分方法の1つに、私は飯館村で特に古い住宅などはエアコンを設置している家庭というのは少ないのかなと思っております。帰村される方で、ひとり暮らしあるいは高齢者世帯であって、希望するような方には、やはりそういうものを提供して、有効活用してはどうかなというふうに思っていましたが、その辺については今後どのように

な協議をされる予定ですか。

飯野支所長（高橋正文君） 有効活用ということでございますが、今のところ考えているのは、使用済みの機器ということもございますし、製造年も5年ほどたっていると。撤去したものでございますので、現在のところ村として考えているのは一括して公告をして入札等で払い下げたいなど、現在のところ考えております。

委員（高野孝一君） 耐用年数が多分、電気製品ですから5年ぐらいになっているのかなと思っています。実は私が住んでいた借り上げ住宅は、エアコン20年製のものが入っていまして、大変冷えにくかったという状況もありますので、これは一般村民向けに競売をすることによってよろしいんでしょうか。

飯野支所長（高橋正文君） 委員おっしゃったように、耐用年数が過ぎそうなものが多数ございますので、個々への払い下げは現在のところ考えておりません。一括して業者さんに払い下げるという考え方をしております。

委員長（松下義喜君） 質問を受けます。次の方。

委員（佐藤八郎君） 企業立地審議会、1回やったって言ったのかな、どんな内容でやられて、どんな決定というか審議結果になったんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 48ページの商工振興事業の部分の企業立地審議会、1回開催しているということでご説明をしております。企業立地はご存じのとおり村内の企業が会社、工場を新築するとか増築するとかで国等の補助を受ける、それに対して村としてどのような支援をしていくかという、企業からの要望等を聞きながら審議をしております。昨年度、27年度につきましては、菊池製作所さんのほうから、工場の増築とあとは食堂の2階の併用という形で審議会のほうに申し出がありましたので、それらについて審議をさせていただいたということあります。その結果につきましては、国のほう、今現在協議しているようですが、村としてはその事業費に対してその立地補助金の部分で合った内容での支援をするということで、28年度の当初でそれらの補助金を計上しているという状況になっております。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 次のページの商工会育成事業補助金ということではありますけれども、これは事務でなくて事業補助金ということでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 商工振興事業の補助金の2行目の商工会育成補助でございます573万682円ですが、これについては、商工会のほうの運営補助に470万円、あと商工会のほうでホームページをつくっておりまして、運営費に14万400円、あと商工会の会員の方々に対しまして、建設機械等の技能助成ということで、商工会会員用の助成ということで89万282円というような内訳で、商工会の一般会計の中での運用という形になっております。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 運営費は、事務局費になる……、何をされるんですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 商工会の運営費の中、商工会の総予算、決算額が約9,000万円ほどになっております。その中で、市町村補助金ということで573万円ほど支出をしていると。その支出決算の9,000万円の中で、運営補助ということで、手数料とかそういうものに使って、あと共済関係ですか、そういうのに当てられていると考えております。以上であります。

す。

委員（佐藤八郎君） 50ページになりますけれども、村内放射線モニタリング事業業務、これ再生の会ということでありますけれども、新契約何がありますけれども、この予算の使われ方は内訳はどんな内容になっているんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） この金額、委託金額のうちの7割、8割が20行政区のモニタリング調査を再生の会がそれぞれの行政区の方々にお願いしながらやっているシステムが多くなっています。あとは、それらの空間線量ですね、モニタリング調査したデータを入力して、それをデータベース化している。あとは、今年も配布しておりますが、20行政区の各5年間の線量がわかる推移などの冊子などもつくって、広く村民の方にその結果を出しているというような形で支出をしている状況でございます。

委員（佐藤八郎君） 各地区2人ぐらいで車でGPSか何かでやっている、あれを頼んでいるのが再生の会なんですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今おただしの内容の事業でございます。

委員（佐藤八郎君） あと、冊子ですけれども、村民が各部落のグラフになった放射線量推移を見るときに、統計学上10、20、30、40というのは普通なるんですけれども、高いところになると20、40、60ってこうなるんですよね。こう開いたとき同じ波に見えるんです。実際は高くでも、波は高いんですけども。そういう技術的な資料の見せ方があるそうで、それを採用するようですけれども、実際は、村民から見れば同じ目盛りだと思って見ていて、大体うんと下がったように見えるんですね。だからあれは意図的にやっているのかどうか知りませんけれども、統計学上はそういう資料つくるときはそうつくるんだというある方の言い分ですから、何か紛らわしいなと私は思っているんですけれども。やっぱり10単位なら10単位、20単位なら20単位でいいんだと思うんですけれども、こう開いたときに同じ波になっていると、片っぽ20単位でも、本当はもっとグラフ上なんですよ。こまいことを言うようですけれども、村民は波を見て誤解をするというの。線までちゃんと見ればいいですけれども。それはわかりませんよ、課長がつくらせているものでもないでしょうから。

復興対策課長（中川喜昭君） 今おただしになった部分ですね、やはりグラフの見方、縦軸と横軸があります。横軸については年月を入れている部分で、縦軸がその地域で23年4月から昨年の、27年の10月までのデータ、冬場は低くなってしまうので秋口までのデータを半年ごとに横軸を使っておりますが、縦軸については当初、23年4月の分が、やはり高いところですと25の縦軸を使わないと入りきれないという部分があります。片や低いところは、始まり時期が9とか4とかのところがあって、それを一つにしてしまうと4マイクロから始まったところは全然下の方で横線にだあっとなっている状況もあるということで、多分、統計学的にはそういう部分が詳しく見れるように縦軸をそれぞれの地域に合わせた形になっていると思いますので、今回、村としてはそういう再生の会さんの考え方でやっていたいしております。そういう理由からそういう縦軸にしているというふうに判断しております。そこにはきちんと始まりのマイクロシーベルトが高いところから縦軸で書いてありますので、その線の動きじゃなくて、あとその数字と年月見て比べていただければと思って

いるところでございます。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 今、課長言ったようなことを大きい文字で書いて、見てくださるようにお願いしたいものですね。

復興対策課長（中川喜昭君） 28年度についても、やはり線量調査を行っておりますので、どこに書くか、1ページ1ページではなくて、この冊子の見方について、その辺については記入していくようにしていきたいと考えております。

委員（佐藤八郎君） いやしの宿のときに何か、レジオネラ菌か何か出て、出たのかどうか、病院に行ったらそう言われたという村民がいたんですけども、そういう休館というか、休日とったことは、あるいは何回かあるのかな。清掃関係か何か、検査関係か何か。その辺は特別、そこが原因であったということはないんでしょうね。

飯野支所長（高橋正文君） 今のご質問ですが、レジオネラ菌が発生したか否かということでございますが、この菌の疑いということで検査期間中1週間程度、いやしの宿を休館にして点検をしたという内容でございます。

委員（佐藤八郎君） 教育委員会、土曜学習会の部分で、内容と実態、成果を伺います。

教育課長（村山宏行君） 小学校、中学校で実施しました土曜授業について、内容ということのご質問でございますが、年10回ということで27年度実施をしております。中学校、小学校において、各教科、趣旨、ばらばらでございます。小学校についてはどちらかというと総合学習あるいはほかの講師の方を呼ばないとできないようなそんなことで行っております。中学校については、どちらかというと教科の補修あるいは各授業の補講、そういうところに重点を置いているということで、主には通常の教科のほうの実施ということで行っていると考えております。なお、効果につきましては、小学校、中学校ともに全国学力学習状況調査でも年々向上しているというところがありますので、学校のほうでは頑張っていただいているというふうに評価をするとところでございます。

委員（佐藤八郎君） この学力向上になったという数値のあらわし方は何かあるんでしょうか。

教育課長（村山宏行君） 全国学力学習状況調査、これは毎年春に行っておりまして、それが6年生と中学3年生が行っているもの、それからNRTの学力調査というのがございます。こちらについては全学年を通して行っているということで、こちらについて年々向上しているということです。以上です。

委員（佐藤八郎君） 57ページに村内の仮設小学校の警備云々ありますけれども、これは機械システムの完全化なんですよね。そういう意味では予算的には若干上がったというのは、これは請差なんでしょうか。

教育課長（村山宏行君） 機械警備の……済みません、委託料のところですか。村内3小学校の。どうしても端数というのがございますので、予算要求上はちょうど103万円ということで、それに対する実績が102万9,024円というような実績でございます。少々お時間ください。

## ◎休憩の宣告

委員長（松下義喜君） 休憩いたします。50分から開催いたします。

（午後 3時33分）

◎再開の宣告

委員長（松下義喜君） 再開をいたします。

（午後 3時48分）

飯野支所長（高橋正文君） 先ほど27年度の公的宿舎の備品の撤去数にお答え申し上げましたが、エアコンが20基、ガス台が20基、照明器具が5基と申し上げましたが、正しくは照明器具が45基ということで、合わせて85基の誤りでございました。訂正させていただきます。

教育課長（村山宏行君） 先ほど、佐藤八郎委員からのご質問で、57ページの10款2項1目の小学校の学校管理費の委託料でございますが、村内3小学校及び仮設小学校の警備ということで、こちらについて26年度の決算と比較をしましたところ、全く同額ということでございます。以上です。

委員（佐藤八郎君） 66ページの、スポーツクラブ23団体という報告あったような気がするんですけれども、23団体ってどういう内容があるのか。

生涯学習課長（藤井一彦君） 27年度の飯館スポーツクラブの登録団体でございます。まずよさこいが1団体、それから太極拳のサークルが1団体、卓球クラブが1団体、ソフトテニスが1団体、バスケットボールが1団体、ダンスをやっているグループが1団体、パークゴルフが1団体、フットサルが1団体、ゲートボールが2団体、ランニングクラブが1団体、グラウンドゴルフが6団体、野球部、剣道関係、野球連盟が入っておりますし、スクールクラブとインディアカサークルという非常にバラエティーに富んでおりますけれども、全部で22団体となってございます。

委員（佐藤八郎君） 生涯教育関係、公民館ですか、それに入っている団体全ての話でスポーツに限らないということなんですか。よさこいもスポーツなんですか。

生涯学習課長（藤井一彦君） よさこいは、民族芸能的な要素もあると思うんですけども、うちのほうではスポーツクラブにずっと長年入っておりまして、そこに所属しているということでございます。以上です。

委員（佐藤八郎君） いいいたてっ子交流事業2回というお話をしたけれども、これはどこにどんな内容でやられた事業なんでしょうか。あと、主だった参加年齢ですか。

生涯学習課長（藤井一彦君） いいいたてっ子交流事業でございますけれども、ここに書いてありませんけれども奈良との交流の事業をさせていただいております。8月25日、26日が奈良から45名の方がいらっしゃって村の3つの小学校の児童らとの交流をしております。3月4日から6日にかけては、今度は村の児童が奈良県のほうにまいりまして、39名の児童、あと引率が8名ということで全部で47名が向こうに参加しているということでございます。学年はたしか4年生から6年生が参加したと記憶しております。以上です。

委員（佐藤八郎君） これには、村内の4年生、6年生と、村内の学校以外の4年生、6年生は参加しているんでしょうか。

生涯学習課長（藤井一彦君） この事業には、村外の学校に通う子供たちは参加をしておりませんでした。以上です。

委員（佐藤八郎君） 案内は出したんでしょうか。

教育課長（村山宏行君） 昨年度兼務しておりましたので、私のほうからお答えさせていただ

きます。いいたてっこ交流事業、奈良のほうでチャリティーコンサートということで、合唱しなければならないということがございます。この合唱の練習でかなりの時間を要するということもございますので、他校に移った生徒にわざわざ来て練習に参加しろということはどうしてもいかないということがございましたので、村の学校の4年生以上ということで取り組んだものでございます。

委員（佐藤八郎君） 66ページの、賃金の嘱託職員賃金、300万円ほどあるんですけれども、この方はどんなことを仕事としてやられている方でしょうか。

生涯学習課長（藤井一彦君） この方には、社会体育全般の仕事をしていただいております。以上です。

委員（佐藤八郎君） 社会体育全般って、どんなことやらせたんですか。年間何百日出たんだかわかりませんけれども。

生涯学習課長（藤井一彦君） 嘱託職員でございますので、通年をとおして雇用させていただいている。主な事業は、先ほど出ましたスポーツクラブの運営でありましたり、社会体育の、ゲートボールの大会であったり、それから卓球の関係の大会であったり、一番大きいのは市町村対抗駅伝の関係の仕事などをしていただいております。以上です。

委員（佐藤八郎君） 年間をとおしてイベントを中心とした仕事ということなんですか。

村長（菅野典雄君） 嘱託職員は、今から多分、何年前ですか、つくられた村の制度であります。つまり、どんどんと職員の数は減らさざるを得なかったという中で、住民のサービスをやっぱりしっかりと行かなければならぬということで、嘱託職員、つまり役場の職員の仕事の中で通年ずっとしていかなければならぬ仕事があります。そうすると場合によつてはそこは職員でなくとも毎年ずっと同じことをしていけば、職員は異動がありますから、2年、3年あるいは5年ごとにどこにも行って仕事をしなければなりませんけれども、通年ずっと同じ仕事を同じ場所で、それがやっぱり住民にとっては非常に親しみやすい、わかっていていただけると、こういうことではないかといつてつくった制度で、今多分、ちょっとはつきりしませんが、5、6人今村の中に嘱託職員という制度でいわゆる普通の勤務をしていただきながら、それなりにある程度の待遇はさせていただくということでやっている、その中の1人ということで、社会体育のほう、実は個人の名前を言って失礼ですけれども、森永君はずつといたわけでありますけれども、彼がやめたことによってその対応をしていかなければならぬ、そのときに次々と慣れていない職員がそこに行くよりは、同じ方がいた方がいいのではないかということで、ここに嘱託職員という形の予算をとらせていただいているということであります。何度も言いますように、その他のことろに今の数人いるということであります。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 15ページに戻りますけれども、一番下の、深谷地区太陽光発電エリア大雨による地盤云々、あそこ盛ってから何度雨あって、何度あの土砂が流れたかわかりませんけれども、流れた土砂が行く先は下流ですから、その下流の土砂の撤去云々いろいろ含めて、どんな処理やどんな予算での整理をしていらっしゃるんでしょうか。

総務課長（愛澤伸一君） この15ページにありますのは、深谷の太陽光発電エリアで大雨で流された土の復旧工事ということでございまして、エリアの外まで流出した土砂の最終処分

というようなものまでは経費としては含まれてございません。いずれというとあれですが、河川のほうに村内各地から土砂が流出して堆積していることは十分承知してございまして、今年度も新田川で、県のほうで若干の土砂の浚渫（しゅんせつ）等も行われているようでございます。村内全域で対応していかなければならない課題だと考えてございます。

委員（佐藤八郎君） 私も深谷だからですけれども、深谷の方々からいろいろ聞くと、こんなご時世でああいう工事で土をあそこに盛って、何回も何回も土が流されて、前からこの太陽光始まるときからいろいろな地元から声が上がっていると思うんですけども、水のたまり場なんですね、あの深谷公道が。それが、今は避難していて下で生活している人も、作物つくっている方もいませんから、排水路が給水路が埋まろうが何だろうが何ら問題ない、問題はあるんですけども、苦情は上がらないという中にあって、川まで行ったとき川は上げる話、今、総務課長からありましたけれども、本来排水路は排水路だし、給水路は給水路だし、やっぱり原形というかそういうところにきちんとしておくというのが普通でないかと思うんですけども、まあ、いつかはやる、川さ届いたらやる話でなくて、何かそういう考え方はないんでしょうか。

総務課長（愛澤伸一君） 深谷地区につきましては、村の復興拠点エリアということで指定をして、現在大型の整備工事が進んでいるところでございます。深谷のエリアにつきましては、既に土地改良区の用排水路が配置されてございまして、農業用水の利用の中で使われているわけでございますが、この太陽光エリアも含めて深谷の拠点の整備に当たりましては、こうして農業される方の給水、排水に支障が生じないようにということで、別に排水路を設けて工事を進めているところでございます。既存の農業用排水路にも土砂が流出しているところあるかと思いますが、そちらについてはいわゆる工事に伴うものではないのではないかというふうに認識しているところでございます。よろしくお願ひいたします。

委員（佐藤八郎君） 農協のスタンドにもこのぐらいの土あるんですね。深谷の土が移動してね。私行って全部見て歩いてはかったわけじゃないですけれども、そのぐらいいろいろなところにあの土は散水して、水によってちらばっていっているということです。そうするとたまたま人が住んでいないし、作物もつくっていないし、排水路も使っていないし、何ら問題ないかのように思いますけれども、実際はそういうものではないだろうと思うんですけども。今後、総合的に見て、今、現実に除染なんかも多少は、そういうかわりでもあろうけれども、やっぱり、ないものを持ってきて流れていったわけだから、またそこに積んでつくればいいというだけの話でなくて、流れていったものをどうするかというのも考える、一つ、大切なことではないかなと思います。放射性物質、汚染物質流れたとは言いませんけれども、運んできた土だということなので。ということで、何か対策というか、今後の方法は工夫されたらどうかなと。

村長（菅野典雄君） 決してつくればいいというふうに思っているわけではありませんが、工事中ということで、いろいろなことがあって、大変住民に迷惑がかかっているかもしれません。あるいはこれからそういうことがあるかもしれません、今現在、土を盛ったところにしっかりとした道路なり排水路をつくるということで、この前も議会のほうに1億9,000万円ほどの事業費を承認をしていただいたところでありますし、河川のほうも県に何

とかかけ合いさせていただいて、これからあの河川をある程度やるというようなことがあります。これから見させていただきながら、これは間違いなく土砂を搬入したののためにとなれば、そのときそのときで検討させていただいて、できるだけ迷惑のかけないようにしていきたいとこのように思っていますので、ご理解をいただければと思います。

委員長（松下義喜君） 以上で本日の委員会は全部終了いたしました。

なお、明日は午前10時からこの場にて開催しますので、定刻までにご出席くださるようお願いいたします。

本日の質疑はこれで終了し、散会します。ご苦労さまでした。

（午後 4時06分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年9月12日

決算審査特別委員会委員長

松下義喜

○

○

平成 28 年 9 月 13 日

○  
平成 27 年度飯舘村決算審査特別委員会記録（第 3 号）

○

平成28年9月13日、飯舘村役場議場において午前10時00分より開催された。

◎出席委員（7名）

委員長	松下義喜君		
副委員長	高野孝一君		
委員	渡邊計君	菅野新一君	北原経君
	佐藤八郎君	飯樋善二郎君	

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

村長	菅野典雄	副村長	門馬伸市
総務課長	愛澤伸一	住民課長	細川亨
復興対策課長	中川喜昭	飯野支所長	高橋正文
建設課長	高橋祐一	会計管理者	石井秀徳
健康福祉課長	但野正行	教育長	中井田榮
教育課長	村山宏行	生涯学習課長	藤井一彦
代表監査委員	佐藤榮一	農業委員会長	菅野宗夫
農業委員会事務局長	石井秀徳	選挙管理委員会書記長	愛澤伸一

◎職務のため出席したものの職氏名

事務局長	齊藤修一	書記	北原美樹
書記	宮崎義之		

## 飯舘村決算審査特別委員会記録

### ◎開会及び開議の宣告

委員長（松下義喜君） おはようございます。

きのうに引き続き、決算審査特別委員会を再開します。

（午前10時00分）

委員長（松下義喜君） 質疑の際は、挙手の上、発言の許可を受けてから、それぞれページと項目を示し、できるだけ簡明にお願いします。

また、答弁者も同じく簡明にお願いします。

それでは、議案第77号から議案第82号までの6議案について一括して質疑を行います。

これから質疑を許します。

復興対策課長（中川喜昭君） 昨日、佐藤八郎委員からございました八木沢で行っております養豚場関係についての報告、きょうするということでありましたので報告したいと思います。飼養関係ですが、親豚が340頭、子豚が約1,600頭がいるということであります。それで、子豚を生まれてから3カ月ほど飼養しまして、その会社のところに鮫川のほうにまた飼育農場があるということで、3カ月たった時点で鮫川のほうに送り出すということです。それで、年間約8,000頭の子豚を出荷しているという状況のようあります。以上であります。

委員（北原 経君） おはようございます。きのうに引き続き、質問させていただきます。

27年度の予算の大半の大きな予算が28年度に繰り越されたというのが目立つ決算のような感じをしておりますけれども、きのうちちょっと聞くの漏れまして、37ページの公共施設の維持管理事業で、調整ため池の機能回復工事について4,806万円と、それが2,359万何がしという減額になったようですけれども、その内容についてお聞かせください。

建設課長（高橋祐一君） 今の、調整ため池、調整池の機能回復工事ということで、センター地区の山田地内の造成地のため池がございます。当初、ため池の復旧的な工事と機能回復ということで原形復旧の工事を発注しております。その中で、張りブロック等あとは流末の排水路等ということで実施をしておりましたが、昨年の9月の大雨によりまして、ある程度形になっているところをまた流されてしまったということもあって、工事が思うように進捗しなかったということと、また冬期間になってしまったということもありまして、繰り越し事業ということにはできないものですから、事業の関係上繰り越し事業にできないということで、ある程度出来高分で昨年度は精算しているということで、今年度は残りの分の工事を28年度ということで新たに工事を発注して今年度完了ということで考えておりました。その中で、今年に関しても大雨、台風7号、9号関係が来まして、そこで増波してしまっていろいろな事故も起きてしまったということに関して、早急な工事の進捗を進めていきたいと思っています。以上です。

委員（北原 経君） それでは、工事着工中に台風によって災害が起きてしまったということで、28年度にまた新たな事業になったということなんですね。わかりました。

それでは44ページ、鳥獣被害対策実施隊の20名ということで、27年度は実施しておりま

すが、実施隊の出動と、あと実施隊の平均年齢などをちょっとお聞かせください。

復興対策課長（中川喜昭君） 鳥獣対策事業でございますが、実施隊の皆様方については、ここに資料ありますように、トータルで388回出動していただいております。内容的には、定例会を月1回やりまして、実施隊の方々の情報交換なり、あと事務局担当との打ち合わせ等行っております。あと、週3回がその実施隊の方々で割り振りをしてパトロールをお願いしていると。そのほかに、おりを、箱わなを使って今捕獲等しておりますので、箱わなにかかったときの対応ということで、鳥獣確認等々で388回の活動をしていただいているところでございます。隊員については20名ということではありますが、平均年齢まで出しておりませんでしたが、一番若い方が61歳の方がおりまして、大体60代の方が半分ちょっとかなと思っております。あと残りが70代以上ということで、最高年齢については80歳を超えている方は1名いらっしゃるという内容になってございます。以上であります。

委員（北原 経君） ハンターが少なくなっているということで、若い人もやっていないということで、61歳というと私ぐらいかなと思っております。私が一番若いっていう年齢な状況で、今、進めているわけですけれども、やはり今、幾ら一生懸命20名の方が頑張っても、サル、イノシシがどんどんふえて被害が多い。今後、村に戻って1メートル50なりのフェンスを回すとしても被害はどんどんふえてくるという可能性もあります。そんな関連から、役場職員の方が、例えば、消防のほうの隊をつくっているという形と同じように、誰でもかれでも鉄砲を持つということはできませんので、きっちりした免許も必要であって、それなりの人材でなければ持たせられない、人材というより社会的に普通に通った人でないと持てないこともありますので、今後、極力村のほうでも実施隊、ハンターをふやすということに対して力を入れていただきたいと感じるものであります。

今の動物捕獲したものに関して、仮の埋却というか、仮埋めしている場所がありますけれども、その状況をちょっとお聞かせください。

復興対策課長（中川喜昭君） 原発事故になりました、全村避難という形になりました、震災前からもイノシシ等の被害があるということで、捕獲隊といいますか実施隊の皆様方にもお世話になってきた、あとは冬場は猟友会の方々に捕獲をしていただきながら、ある意味趣味の中で捕獲をして、それをとっていろいろ楽しみといいますか、そういうものを感じてきたところでございますが、原発事故になりましたからは、その楽しみができなくなってきたということで、人数もかなり、猟友会といいますか資格を持っていた方が減ってきた中で、今この現状にあるということでございます。今の段階で捕獲していただいたイノシシにつきましては埋却ということで、村有林の中でその対応をしているということでございます。今の状況を申し上げれば、いっぱいになるとまた隣に移しながら埋却しているということで、最終的には何らかの対策を考えなければならないかと思っておりますが、今の段階では村有林の中での埋却という形でさせていただいているということであります。以上であります。

委員（北原 経君） 2回ほどユンボで業者の方に穴を掘っていただいて、そこに捨てるというか置きまして、そこにスコップで土をかけてくるというようなそういう仕事ということでやってきてていると思います。しかし、スコップで冬の間、少しかけるといつても、

なかなか思ったようにはかけられないというのが状況でありますので、やはり、仮埋却ということですので、ほかの行政では焼却というかそういったのも考えておりますので、村としても大変頭数も多いですので、その辺のところもやはり今後考えていただければなというような感じでありますけれども、その辺をお聞かせください。

復興対策課長（中川喜昭君） 先ほども申し上げましたように、この処理の方法ですね、今の埋却がそのままでいいのかという部分は、村としても検討しなければならない事項かなと思っております。昨年度も215頭ほどイノシシをとっていただいたということで、やはりまたこの程度を年々とつていかなければなかなかもとが、イノシシのもとの数が減らないのかなと思っています。その処分の方法についても、相馬市のほうは専用の焼却施設でやっているというのを聞いておりますが、南相馬市においてもやはり周辺自治体においても焼却云々というのは検討するにもまだ単独で持つというのも厳しいという話があって、先日南相馬市の担当の方も、飯館のほうに来て状況確認をしていったところですが、やはり今のところ南相馬も埋却方法だということで、ただこれが単独で、例えば焼却施設をつくるといつてもなかなか厳しい部分があるのかなと思っています。そういう意味では先ほど申しましたように、何らかの形で処分の方法を検討しなければならないと感じておりますので、今後検討させていただければと思っているところであります。以上であります。

委員（北原 経君） それでは47ページの、セシウムの除去用の給水器に関して、27年度には何個もありまして、それで今まで配付してからどれくらい達成したのか、それを聞かせてください。

復興対策課長（中川喜昭君） セシウムフィルターについては、村民の方々が帰村される部分として、やっぱり飲料水の安全確保が欲しいということで、村としましても村民の要望に応えるために、国、東電のほうと協議をしてきた1つの事業でございます。26年度からフィルター交換、あと配付を行っておりますが、購入に当たって、26と27年度合わせまして872本といいますか、蛇口につける部分ですね、買って、それに付属するカートリッジが7,637個という形になっております。配付数でありますが、848本体を配付して、あとカートリッジについては2,800ほど配付しているという状況でございます。28年度にも、今年度購入しておりますので、今現在、在庫的には本体が830、カートリッジが9,389個の在庫になっているところでございます。

委員（北原 経君） これ、何度も私質問しておりますけれども、旧式の蛇口にはセットされますけれども、今の新しいのはなかなかセットできにくいというか、できないというような形状になっていると認識しております。それをつけるために新しい蛇口、今、新しい家の方はみんなちょっとあの丸い蛇口ではないですので、830ですか、これ1軒に対して1個の配付でしたっけ。ちょっと、その辺お聞かせください。

復興対策課長（中川喜昭君） このカートリッジ配付については5年間という形でやっておりまして、蛇口につける本体が5年間で3個を配付と。フィルターについては30個を配付するという形になっております。（「1軒で」の声あり） 申しわけありません、もう一度申し上げます。5年間の間に本体が、蛇口につける部分が3個、あとフィルターについては

30個で、フィルターについては2カ月に1回交換で1年間に6個使いますから5年間で30個を配付するという状況になっています。

委員（北原 経君） 済みません、蛇口、1軒に関して3個蛇口にセットしてもよろしかったんですか。その辺ちょっと、もう一度、再度聞かせてください。

復興対策課長（中川喜昭君） 大変申しわけありません。その制度が始まるときに、台所の蛇口が2つあれば2セットを配るという形になっております。

委員（北原 経君） ということは、例えば、2世帯みたいなうちに関しては、いわゆる2セットということでよろしいんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） そのとおりでございます。

委員（北原 経君） 炊事場と、例えば洗面所、そういったところにもつかるような、条件のいい家だったら、やはり全世帯に、世帯ごとの炊事場2つある場合において2つじゃなくて、もうちょっと配慮して、830個を少しでも村民がきれいな水を飲めるような状況にしていただければと感じるものですから、どうでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） フィルター関係の事業につきましては、あくまでも帰村を希望される方を対象にという形で始まっているところでありますて、ある程度意向調査を聞きながら、世帯数をやっていることもありますので、先ほど申したように台所が2つあれば2セット分をやることでありますので、そのほかにいろいろ手洗いの蛇口あるからそこにもとなると、全体数が足りなくなるのかなと思っておりますので、今の段階ではちょっとその部分については難しいかなと思っております。

委員（北原 経君） 前の予定よりはどのような伸び方をしているんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 配付の年度の状況でありますが、26年度は390、本体ですね390個を配付して、27年度には258個、今年度においては30個の配付という状況になっております。2年前、3年前の事業ということでもあるんですが、いろいろ帰村の時期とか、そういう部分を考えながら、一時帰宅でもお持ちいただいているところもあるんですが、やはりそれぞれの家庭の事情で、時期的なずれがでているのかなと思っているところであります。

委員（北原 経君） 28年は30何がしということで、来年はまた少しふえるのではないかと予測するわけですけれども、それにしても830というのは、やはり少し、何らかの形で、幅を伸ばすとか何かを考えても、足りないという問題ではないような気もいたしますので、その辺、少し考えて進めてください。以上です。

委員（渡邊 計君） 32ページ、仮設住宅入居高齢者等の健康管理事業ですけれども、これ回数と延べ人数を書いてあるんですけども、何カ所ぐらいの場所でやっている事業でしょうか。

健康福祉課長（但野正行君） 仮設住宅入居高齢者等の健康管理事業のご質問というふうに思います。これは27年度は、13カ所で実施してございます。回数としては323回、参加の延べ人数は2,139人と、YAGOさんに委託して業者の委託で実施をしております。以上でございます。

委員（渡邊 計君） これ、予算額から決算額引きますと129万6,800円ほど決算額が少ないん

ですけれども、これ、少なくなった理由というのはどういう理由で。

健康福祉課長（但野正行君） 委託が1回当たりの単価契約となってございまして、その開催できた回数の分ということになりますし、いろいろな理由で開催できなかつた部分もあると思いますので、実績ということになっております。以上でございます。

委員（渡邊 計君） 私も、伊達仮設にいまして、伊達仮設でもこれを週1回ですか、週2回ですか、やっておるわけですけれども、これに参加している人たちというのは本当に健康的なんですね。私の部屋、集会場で運動しているわけですけれども、ちょうどここからガラスぐらいの距離離れているんですが、最初のころはそんなに音もしなかつたんすけれども、最近だんだん元気になりますし、足踏み運動なんていうの、私の部屋までどんどん響いてくるくらいになってきたと。それで、これをやっていることに対しての成果は、村のほうではどのように捉えているんでしょうか。

健康福祉課長（但野正行君） 健康教室に参加されている方はどんどん前向きな形というか、健康であるという形になってきているとは思います。それなりに成果はあると思いますけれども。また、参加されない方もいらっしゃるので、そういう方たちへの働きかけというのも課題としてあるかなと思っております。以上です。

委員（渡邊 計君） これ本当に、今お話しのように、非常に参加している人健康である。ただ、現在避難しているということで、ある程度仮設とか集合できるわけですけれども、この活動というのは介護予防の上で非常に大事だと、このように私は捉えているわけです。ただ今後、解除になった場合に、どこかに集めてやるというのは非常に難しくなってくるのではないかと思うんですが、その辺は今後どのような対応をとられるおつもりでしょうか。

健康福祉課長（但野正行君） とりあえずは、前の渡邊委員の一般質問にもお答えさせていただきましたけれども、いいじてクリニックのリハビリ室を利用しながら、そこでサロン的なものを開くと。それを状況を見ながら各行政区に広げていきたいと考えております。とりあえずは、最初に風呂敷を広げないで、いいじてクリニックから始めていこうと考えております。以上でございます。

委員（渡邊 計君） どのぐらい帰還するかはわからない中で、非常に難しいと思うんですけども、これ、ぜひやっていただきて、できるだけ介護にならないような形で推し進めていただきたいと思います。

次に、58ページですけれども、英語活動支援事業ですけれども、これ中学校もやってられるんですけれども、私たち研修で高知に行きました、その一貫校では英検をとっている中学生もいるというお話を伺ってきたわけですけれども、これに対しての現在成果はどのような成果が上がっているんでしょうか。

教育課長（村山宏行君） A L Tの活用ということありますけれども、中学校については週5日間来ていただいているという状況でございます。英語の成績、徐々に上がっていふと思っておりますが、今年度特に英検のほうということで、全校生徒が受けられるようにということで、その検定料を村で出すようにしましたので、そういったところでも実力をつけていただければと考えているところでございます。

委員（渡邊 計君） これ、英語の力を持つ、今後、これから世代には必要なことでありますし、将来的にはこれ、私たち聞いてもちょっとわからないんですけれども、英語での弁論大会などを開けるような、そういうふうな事業に発展していただければとご期待します。

次、大きいほうの、ナンバー5のほうの14ページになります。国民健康保険税の徴収に関してですけれども、これは前年も佐藤委員からもあったと思うんですけれども、この調定済額770万円ですか、これの納めていない人数というのはどのくらい、何人ぐらいでしょうか。

住民課長（細川 亨君） 現年度分と退職者分がまざっているものですから、ここの実人数というのは、滞納繰越分でだけお答えしますと23人でございます。以上です。

委員（渡邊 計君） これ、納められないいろいろな理由があって納められない人、あるいは納めない、悪質的に納めないと、いろいろいると思うんですけれども、この徴収困難な理由というのは、どんな理由で徴収困難なんでしょうか。

住民課長（細川 亨君） 大変、質問にあったとおり悪質な方もおりますが、大概はなかなか生活困窮していてなかなか納められないという方がほとんどでございます。なかなかこういうふうな状況で、賠償も終わるような状況になってきており、収納率も頭打ちというような状況でもございますから、個別に徴収というふうな部分も準備方していきたいと思っております。以上でございます。

委員（渡邊 計君） この国民健康保険税、介護保険税も含めてと思うんですけれども、解除後1年程度はまだ免税という形だと思うんですけれども、これだけ5年、6年免税されてきた中で、この時期にある程度徴収をしないと、解除後また税金徴収になりますとまたふえてくるんじゃないかと危惧されるんですが、その辺に関してはどのように考えていらっしゃるでしょう。

住民課長（細川 亨君） 税の滞納については、督促そして催告書の送付などやってきておりますが、状況的にも収納率はなかなか上がらないというふうな状況でございますので、臨戸徴収をしながら、収納率を上げていきたいと思っております。以上でございます。

委員（渡邊 計君） 結局は、この徴収率上がらないずっと国民健康保険税に関しては行くんではないかと、これ、このまま徐々に減っていくならないんですけども、ふえていくことになるとまた大変なもので、ぜひその辺のところで徴収率を頑張っていただいて上げていただけるようお願いいたしまして終わります。

委員（菅野新一君） おはようございます。

私からは、20ページの4款2項2目の一般廃棄物処理事業の内容全体を聞きたいと思います。

住民課長（細川 亨君） ただいまの菅野委員の質問は、4・2・2の塵芥処理費についてだと思います。これは、大まかに一般廃棄物の処理に係る業務全般の経費でございまして、燃えるごみの収集と燃えないごみの収集と、あるいは工事請負費には浸出水処理施設の修繕工事等、まさにごみに係る部分の収集に係るものでございます。以上です。

委員（菅野新一君） 前の年も、一部補修なんてやって、これ全体の工事をやったということ

ですか。それとも……、そうですか。

住民課長（細川 亨君） 工事の部分は、浸出水処理施設修繕工事でございまして、平成7年にクリアセンターが稼働しまして、それから脱水装置、ずっともってきたんですが、普通は10年くらいで壊れるものだったんですが、20年経過しまして壊れそうになったということで、昨年度この修繕工事を、交換工事を行ったということでございます。

委員（菅野新一君） あと、説明資料の27ページ、これちょっと確認ありますけれども、これは27ページの4款4項1目での総合診療所の運営事業であります。それで、クリニック歯科機器というのは、今の福島のあづまに借りて使っていたということですか。

健康福祉課長（但野正行君） このクリニックの歯科機器のリースというのは、実は草野診療所の歯科のほうで使っていた機器でありますし、リース期間というのが決まっておりまして、途中で返せないという部分がございました。震災前にいいたてクリニックで歯科のほうもやるということになりましたし、その機器をいいたてクリニックのほうに移設して使っていたということで、震災で休診はしておりますけれども、リース代の支出はございました。以上でございます。

委員（菅野新一君） 質問を変えます。

29ページ、3款1項1目のシルバー人材センターの運営事業の内容と活動状況をお願いします。

健康福祉課長（但野正行君） 現在シルバー人材センターについては、負担金として107万4,000円の負担をしておりますが、ここに書いてありますとおり会員数は15名でございます。ただ、飯館村としては避難中でありますので、会員の活動自体はございませんでした。そんな状況になっておりまして、会員数的には15名、3月末現在で15名ということになっております。以上でございます。

委員（菅野新一君） 49ページお願いします。49ページの7款1項2目八木沢体験住宅土地建物賃借料になっていますけれども、12万円、これは毎年出ていますけれども、これ、ずっと利用はあるはずがないと思いますけれども、これずっと10年契約とか5年契約という契約年数があってこういうふうに上がってきているんですか。

復興対策課長（中川喜昭君） おただしの八木沢体験住宅土地建物賃借料ですが、これ震災前に飯館村として交流人口とか移住を求めて活性化を目指すということを1つの柱に動いてきたところでありますが、それで急に村に入って生活できるという部分がないであろうと、そういうところを体験する施設が村としてあってもいいんではないかということで、八木沢の方のお宅をお借りして、そういう村に入ってこようかなというふうに考えている人たちを一度この建物、土地を使って生活をしてもらうという部分での事業の賃借料ということであります。この地権者、所有者の方とはある程度契約をしながら、年契約をしながらやってきたということあります。それちょっと、いつまでかというのは、これからちょっと調べて報告させていただきますが、その契約に基づいて今も賃借契約の中でお支払いをしているという状況でございます。以上であります。

#### ◎休憩の宣告

委員長（松下義喜君） 休憩いたします。再開は10時55分からといたします。

(午前10時42分)

◎再開の宣告

委員長（松下義喜君） 再開いたします。

(午前10時55分)

復興対策課長（中川喜昭君） 先ほど菅野新一委員からご質問がありました八木沢体験に係る賃借料の契約関係でございますが、事業が始まった平成20年7月1日から、契約書の中では25年3月31日までとなっております。ただ、条文の中で1年間自動更新とするという内容での契約になっているということでございます。以上であります。

副村長（門馬伸市君） 補足しますが、実は本当はそこに今誰も入っていないんですね。ところが前入っていた人が、ちょっといろいろな事情があって、荷物を置いたままになっているんです。それで、その荷物を片づけないと、本当は片づけてもらえば土地もお返しできるんだけども、法的な手続を踏まなくちゃならないんですね。その方も特殊な方なものですから、今、退去と荷物をよそに持つて行ってもらうということの対応を検討しているという状況ですので、本来あればそこで終わっていいはずなんですが、そんな状況ですので、もう少し、退去の手続やっているものですから。

委員（高野孝一君） 資料ナンバー3の35ページ、分厚い決算書、16の寄附金、1節の一般寄附金、ふるさと納税291万1,000円、ふるさと納税復興まで寄附金分3億6,848万7,901円とありますが、被災後全国から多くのご支援をいただき感謝しているところでありますけれども、まずもってふるさと納税の復興まで寄附金及びふるさと納税について、村長より総括をお願いしたい。

村長（菅野典雄君） ふるさと納税の制度はかなり前から国でつくられ、いわゆる都市部と農村部の均等を少しでも図れればと、こういうことだったと思っております。以前、バスを村で買う、いわゆる債権を発行してということで高い利子を村民に払うということがありましてバスを買ったんですが、そのときの高い利子をどうするかというときに、このふるさと納税というものを使って、あるいはほかからの寄附金を使ってということでスタートしているというのが飯館村のほかからお金をもらうといいますか寄附をしていただくというスタートです。今回、震災にあってからは、その制度は十分わかっておりまますし、ほかの自治体もいろいろなことをやっていらっしゃるというのもわかっていたわけですが、残念ながら我々は一番メインである飯館牛の特産品もなし、さらに毎日職員たちが今までの2倍の仕事をしていますから、その業務をするということもできるわけではないというので、ふるさと納税については全く飯館村は今のところ目をつぶるしかないということを思っていたところでありますが、きのうお話しをいただいたアドバイザーの方からご紹介がありまして、今、ふるさと納税のいわゆる事務業を代行する会社がありますよというお話をあったので、それならばもしかしたらばできるかもしれないなということ。さらに、常に、この災害をやはり活用する方法というものを常に考えるのを、私、頭の中に持っていましたから、そういう意味ではふるさとの产品、飯館村の产品がないというものを、むしろないからぜひ全国の皆さん方に応援をいただくという形ということで、急いでつくらせていただいて、27年の12月1日にスタートし、そして12月31日まで約8,500人から3億

3,000万円の寄附金をいただいたということあります。中身的には、10%が手数料に行きまして、あと40%がそれぞれ産品でお返しということになりますから、50%であります。つまり3億3,000万円であればその半分ということありますが、なお、その会社の10%の方の会社の方が、大変良心的な会社でありまして、その10%の中の10%、つまり1%になりますかね、それがまた村のほうに還元されると、このような形で、今もそれが続いている、今約4億円を超している、こんなような状況であるということあります。総括を言わせていただければ、確かに大変な思いになってしましましたし、村民に大変な思いもさせているわけでありますが、やはりなってしまった以上はそれをどういうふうに活用しながら全国の応援に感謝をしていくということが大切ではないかと、このようなことを改めて思い知らされたといいますか、考えることができたふるさと納税ということあります。以上でございます。

委員（高野孝一君） そうしますと、以前のふるさと納税というのは基金先はどちらだったんでしょうか。今、村長が話したバス購入の際の基金先、ふるさと納税の基金先があったわけですから。

村長（菅野典雄君）あのときは、いいたてっこ未来基金という形でつくらせていただいてやっていたということありますから、失礼いたしました、いいたてっ子未来基金、約1億円ぐらいまで上がりましていろいろ使わせていただいていますから、海外研修や沖縄の旅で使われておりますから、多分8,000万円ぐらいだらうと思いますけれども、そのいわゆるほかからの善意をどういうふうに村の中で生かしていくか、あるいはそれとあわせて感謝するか、こういうことあります。ふるさと納税のほうはぽつらぼつらとずっと入っていまして、多分、当時は290万円だったのが、ふるさと納税の制度を使ったことによって8,500人の3億3,000万円になったと、こういうことであります。以前もふるさと納税制度がありましたので、あちこちから入っていたんですが、それはあくまでもぽつらぼつらということで、290万円ということあります。スクールバスのほうはいいたてっ子未来基金ということで、いわゆるほかからの善意の中で村に活用させていただくということあります。ふるさと納税のほうは、平成何年でしたっけ……、ということあります。

委員（高野孝一君） 説明の中では、ふるさと納税が22件分、これは見返りなしと。ふるさと納税復興までの寄附金については、9,589件という説明を受けています。先ほども申し上げましたが大変感謝しているところでありますけれども、これは、現在はともに陽はまた昇る基金に積み立てているということでよろしいんでしょうか。

総務課長（愛澤伸一君） おただしのとおりでございます。27年度におきまして、村のほうに保留されております50%につきましては、陽はまた昇る基金に積み立てをいたしました。（「積立額は」の声あり）済みません、確認いたします。

村長（菅野典雄君） どこに、改めてその基金をということもあったんですが、飯館樂園基金というのがもともとありますので、そこに入れさせていただきながら、いわゆる復興のための陽はまた昇る基金にその都度その都度余裕ができたところで入れさせていただくという形で今、5億、4億だったか、申しわけございません、になっているということでございます。

委員（高野孝一君） 村長、この資料ナンバー5の17ページ、ごらんください。ここに、積立金の現在高の状況が掲載されておりまして、今、村長が申し立てる農村楽園基金には、積み立てが最初、積み立て4,100万円、取り崩し3,200万円、それで今年の3月現在が積み立てが1億2,400万円、取り崩しが1,800万円ということで、合計1,000万円ほどの楽園基金の残高があります。一方、陽はまた昇る基金については、昨年3月で2億円が1億円積み立て、その後3億8,000万円積み立てて、取り崩しが600万円で、現在基金残高が6億7,641万9,000円となっておるわけであります。それは後で確認してもらえばいいんでしょうけれども、その納税されたその振り分ける要素というか、振り分ける何か、基準というものがあるのかどうか伺います。

村長（菅野典雄君） 飯館村は、常にずっと、今年60年であります、健全財政を保っているというのが行政としての、何と言いますか唯一しっかりと自慢できることではないかなと思っています。そういう意味で、いろいろな基金がありますが、その都度その都度どこに入れるかというのは、特別な基準はないんですが、少なくともできるだけ使いやすいように、あるいは村民の皆さん方にある程度わかるようにという形はしているということです。ですから、農村楽園基金というのは、ご存じのように各行政区の地区別計画に使うときに農村楽園基金というのをつくらせていただいた、それから先ほど言いましたように、子供たちにこれから使っていかない、高齢化進むわけですから、若い世代にということでいいたてつ子未来基金にするとか、そういう形にさせていただいて、そのときにどこに入れるかというのは、これからのこととも考えて、例えばいいたてつ子未来基金はかなりの金額になったので、かなり今回の災害であちこちからいただいたお金はいいたてつ子未来基金ということで入れさせていただきました。もちろん、本人に納得をもらって、あるいは本人も子供さんならばそれでいいということで入れさせていただいたところですが、だからといってずっとそれを多くしていくというのが全てではない。今度は先ほど言ったように陽はまた昇る基金でこれから復興に向けて村民のいろいろなものに使っていかないといふことで、今度はそちらのほうにお金をためていこうとかっていう形でさせていただいているというところでありますと、あえて基準はないんですが、全く、将来のことを考え、これからのことを考え、あるいはその基金がどういうふうに使われているか、今までつくられた基金が何かそのままほとんど使われないでいるのであれば、それはやっぱりこの機会に使っていこうとか、そういうことをそれなりに財政中心に、我々執行するものが検討しながら、毎年毎年年度末なり、あるいはその都度お金が入ってきたときにそんな話をさせていただいているということです。以上であります。

委員（高野孝一君） 今の話を聞きしますと、その基準はないということでありますから、基金の選定先は村長が決定しているということで理解してよろしいんでしょうか。

村長（菅野典雄君） いや、全く、私は今回、どちらかというと皆様からいただいた中で一部いいたてつ子未来基金に出させたいなど、使わせたいな、使ってもらいたいなど、あるいはためていかないといけないんじゃないのかということで、何人かの方に電話をして、「どうでしょう、いただいた寄附金をいいたてつ子未来基金にお願いできませんか」「ああ、

いいですよ」という、その何件かでありますて、あとはそれぞれ村全体として検討してやっているということでございます。

委員（高野孝一君） 私も、寄附は議員前にやった経過がありますけれども、そのときにはぜひ未来基金にというお話がありましたが、このふるさと納税に関しては振込も多いのかなと考えていますけれども、そういう振り込まれた方々の意思というのは、多分基金の先というか使い道というのはわからないと思っていますけれども、その辺は何か備考とか経過とかいうところに、何か納税者の意思が反映されるようなコメント欄みたいなものはあるんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 実は今回、1カ月で8,500人に3億3,000万円いただいたというの1つは、飯館村という、これまで震災にあって5年間の飯館村が頑張ってきたものに対する「飯館村」という名前が大きかったのではないかと思っています。それからもう1つは、この震災のときに、かなりの金額が日赤に入って、それがどこに行ったかわからない、どう使われたかわからないというそういう話がありましたので、やはり寄附する側としては、どこに使われてどうあるべきか、使われたのかということをはっきりすることが大切ではないかということで、今回は3つに絞らせていただいたというパンフレットがある、あるいはその、いわゆるその内容がインターネットなり何なりで流されているということで、それに賛同していただいたということが大きいのではないかと思っております。そういう形で、例えばいいいたてっ子未来基金などは、これまで1回ですが、こんなものに使われましたということで未来基金をいただいた方に資料をお渡しをしたということあります。したがってこれからもそういう形で、できるだけ皆さんの善意が村の中でどういうふうに生かされたかということをしっかりとやっていきたいな、やっていかなければならぬないんではないか、そして報告をきちんとし御礼をしていくということではないかと、このように思っているところであります。

委員（高野孝一君） そこで、事務手数料を10%、產品のお返し40%、50%ということありますけれども、村の特産品としてはパンフレットの中ではおこし酒と今後紅茶をというようなお話がありましたけれども、この村のおこし酒の売れ行きというか、そういうものは確認しているんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 先ほどは、いわゆる避難によって特産品がなくなったということを、一つ、村の現状ということで、ほかの自治体の協力をいただいた、ほかの自治体の產品を活用させてもらうという形をとったわけですが、間もなく解除にもなるわけありますから、これからは一つ一つ村の產品も入れていかなければならぬと、こんなふうに思っているところであります。ただ、一番問題は、いわゆる注文になったときに数がそろえられるかどうかというところが、考えていかないとかえて不評になることもあるので、その辺の、しっかりととした生産量といいますか量の確保、ある程度そこをやっぱりした上でないと、なかなかそこに載せられないということもあるのではないかと思っていますが。できるだけやっぱり村の產品と入れていくと、こういうことがこれからのふるさと納税に必要だろうとこのように思っているところであります。

総務課長（愛澤伸一君） 27年度中のふるさと產品ございますが、ふるさと納税をされた方に

はこういうパンフレットをお配りして、この中から商品を選んでいただいて、お渡しをしているんですが、この中には残念ながら村の产品は入っておりませんでした。

委員（高野孝一君）　この「飯館」というお酒とおこし酒は入ってなかつたんでしょうか。私の勘違いかな。

総務課長（愛澤伸一君）　27年度においては一応カタログには載せていない状況でございます。

今後、村の产品、一つ一つふやしていきたいと考えております。

委員（高野孝一君）　私の勘違いだったなと思っていますけれども、今後ともこれらの基金を活用して、陽はまた昇る基金については村長は当初5億、6億と言っておりましたけれども、6億達成したわけですが、帰村後の事業の補助という明確に使途が明示されておりますから、有効に活用していきたいと思っています。

もう1点、資料の14ページ、資料はナンバー6でございます。2款1項8目の電算推進費の中にマイナンバー制度開始に伴うシステム構築に550万6,000円というような決算でございますけれども、マイナンバーに当たっては非常に個人情報が漏えいするんじゃないかという危惧がされておりましたけれども、改めてマイナンバーの必要性について、村としてどのような考え方を持っているのかお伺いいたします。

住民課長（細川 亨君）　当初、マイナンバー制度については3つのメリットがあるというような話で進んできしております。1つ目が行政の効率化、2つ目には国民の利便性の向上、3つ目に公平・公正な社会の実現ということで、3つのメリットがうたわれておりました。村のほうとしましては、住基カードがあと3年ぐらいで終わると。これにかわるもののがマイナンバーということで位置づけてはおるんですが、実際のところ、発行カードも229枚でとまっておりまして、免許証のかわりあるいは本人確認のカードというふうな使われ方でございまして、なかなか国の思惑どおりにはちょっと進んでいないのかなという見解でございます。以上です。

委員（高野孝一君）　行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会を実現するためということで、一番は税金の徴収じゃないのかなと私は思っていますけれども、この納税申告に当たっても、29年の申告からマイナンバーを記入しなさいという指導がありました。実は、ある金融機関に行きましたら、1,000万円以上の取引については情報提供しなさいというようなことでありましたが、村としてはその金融機関との情報共有についてはどのようにになっているのでしょうか。

住民課長（細川 亨君）　このマイナンバー制度の利活用については、村では金融機関との話し合いはしておりませんので、まだ何もないという状況でございます。

委員（高野孝一君）　先ほど、発行枚数について聞こうかと思ったところ、答弁がありまして229枚だと。私はいろいろな人の中で、カードはもらわないほうがいいんじゃないのという話がありましたけれども、カードがもらえなくても通知カードで12桁の番号は足りるわけありますけれども、これらの発行枚数についての村の考え方について、再度お聞きします。

住民課長（細川 亨君）　カードの必要性という部分については、本人の需要の部分もございます。どうしても通知書に12桁の番号、こちらが最後まで皆さんのが持っていないくちやいけ

ない番号でございますので、こちらのほうが重要かつこれからも必要だということでございます。

委員（高野孝一君） そうしますと、通知カードで村の身分証明書がわりに使うということはできないということでよろしいんでしょうか。

住民課長（細川 亨君） 通知書のみではできません。写真入りのマイナンバーのカードがあつて初めて本人確認となる状況でございますので、通知書のみではなかなか本人確認ができないということでございますので、ご理解よろしくお願ひしたいと思います。

委員（高野孝一君） これにあたっては本格的に28年の1月から開始されたわけでありますから、住民の通知も必要だなと思っておりますので、これを要望して質疑を終わります。

委員長（松下義喜君） 次の方。

委員（佐藤八郎君） 何点か総括で伺います。

ため池のモデル放射性物質対策調査が平成27年3月に報告ありましたが、その後27年度において集中豪雨や、ため池をいろいろな点で、流入したり流出したり壊れたりと、いろいろありましたけれども、どのような対策をとられているのか伺おうと思います。

復興対策課長（中川喜昭君） おただしの部分でありますが、ため池の放射能の汚染の部分の対応ということがございますが、まずため池の底質土除去ですね、これについては農水省と県のほうとの協議の中で、モデル事業という形で村内で実施されております。ある程度底質土をとれば、表面からありますけれども、空間線量をはかる中では、底質土に何か機械当てまして、濃度の濃さを見るという部分があったようありますけれども、それで効果があったというような結果が出ております。県の事業としてもこれらの事業を取り入れるということで、27年度から交付金事業での取り扱いになっているという状況でございます。村におきましては、なかなか人的にかなり必要な部分があるということで、なかなか取り組めない状況でありますが、今、村民の方々からもため池の除染的なものをしないと今後の営農再開に不安だというのもありますので、今後これらの部分は対応していくたいと思っております。あと、震災以降からでありますが、ため池については各行政区のほうの農地水の保全事業のほうで点検活動などもしていただいており、そういう中で何かがあれば復旧等とかは対応策をやってきたというところであります。あと、災害等があったため池についても、今後計画をするというような内容で進めているという状況です。以上であります。

委員（佐藤八郎君） これによれば、小山田入ため池と、笛峠ため池と高森池ため池は水路実証試験を村担当ということでありましたけれども、そのほかの部分については県が担当しているのか、大宮、水境、大火、外内、野沢、山田ということで。流れ込んだりいろいろすれば、当然私は変わらんだろうと思うんですね、放射性セシウム調査にしろ何にしろ。そういう意味では、その水を用水として使う、いずれね、全部そこまではらうのかどうかわかりませんけれども、これはこれで終わった報告書なんで、政府方針から見ても、何か、終わりで、15カ所のため池とも貯留してからヨウ素の放射性セシウムが検出されていないことから、必要ないまで書いてあって、終わりみたいな話になっているんですけども、そういう自然による集中豪雨やいろいろ含めて、変化していくというのは村民は誰でも

思っているんですけども、政府はこれでやったから何も問題ないということになってしまふんんですけども、その辺はどういうふうに、27年度で、検討なり協議なりされているのか伺っておきます。

復興対策課長（中川喜昭君） 今、おただしになっております資料については、26年度に国がやったため池の底質土除去のモデル事業の結果報告の資料かなと思っております。そういう中で、このような効果があったというような報告の内容になっているかなと思っております。村としましては、27年度については、予算化まではしておりませんし、実施をしていない状況ですが、そのため池の底質除去といいますか、放射性物質、セシウムの除去等の対策は必要かと思っております。国が26年度にやった事業についての交付金事業は、県のほうでの事業として実施できるということになっておりますが、なかなか今、村の担当の人的を考えれば、なかなかため池の事業までいくことができない。あとは、26年度にあった実証については、底質土除去ということではありますが、逆に上水だけを使う部分ではどうなのかというような方法も、多分国の方からも出されておりますし、あとは底質のコンクリ化ですね、こういう部分もどうなのかという部分もある中で、底質土の除去ということになります。おただしのように土を、底土をとれば、また周りから土が下に沈むということで、なかなか効果はないんではないかという部分もありますが、そういう部分についても今後、先ほども答弁しましたように、今後営農再開に向けて、やはりセシウムを含んだ水が流れてこないような対策は必要かと思っておりますので、検討させていただければと思っております。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 中川課長も農地を持っているし、ため池にかかわっているからわかると思うんですけども、ため池は何年か1遍には全部水抜いて、きちんと管理しないと、ため池そのものが弱ってしまうんですけども、これから長い話ですけれども、そういうことからすればきちんと対応しないと。自然流形ですから、高い山、放射性物質置かれた山の水がどんどん、汚れとともにため池に集まってくる。それをまた、今言ったように、全体汚れないきれいな水だけかけるなんて、そんな困難なことは、よっぽどの全部舗装配水路になった用水路になれば別ですけれども、それもふたかけてあったりすれば別ですけれども、そんなことはできない、作業工程の中で。そういう意味では非常に重要なものなので、予算化の実施も何もしていないで28年はどういうふうに努力されるかわかりませんけれども、重要なことだって思っているんですけども、具体的なものがあれば。

復興対策課長（中川喜昭君） おただしのとおり、村としましてもため池をそのまま残しておくという部分では考えていないところであります。いろいろな手法の話でいって、その手法のいろいろ賛否もあると思いますけれども、やはりいろいろなことを試していかないと、底質土を除去すれば全てがなくなるわけじゃなくて、今委員がおただしのように、何年かすればまた土が入ってきて、また撤去しなければならないという部分もありますし、いろいろな方法を検討しないとだめなのかなと思っています。28年度では、若干ですが試みといいますか、やっていることは、例えばため池から田んぼがあって何枚か下に下がっていく、流れしていくという状況で、例えばため池の次の1枚を何かセシウムをとるような素材を使って、そこを通しながら水路に流して水田に入れてみるとかですね。あとは濁度計と

いうのが今ありますて、濁りがあれば用水がとまるというような機器も今出てきているというようなことで、そういう意味で濁り水を入れない方策はどうなのかということで、小さな面積ですけれども、実験的なものもしているという状況であります。県のほうの事業については大がかりな事業という部分であります、やはり少し手間暇かかる部分の対応の対策もあってもいいのかなという思いでやっているところでありますけれども、何しろ底質土を除去する、上からの上水をとるという部分も、いろいろな加工等が必要でありますので、また時間的な部分もかかるということですが、その辺はしっかりと見きわめながら、必要というふうに、重要であるといふうに村も思っておりますので、今後検討させていただければと思っております。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 4月の補正で、セブンイレブンの従業員確保事業、1,052万8,000円の予算ありましたけれども、この効果と内容、さらには他村内労働者からの評価ですね、どのように受けとめ、どのような成果というふうに総括されているのか伺っておきます。

復興対策課長（中川喜昭君） おただしについては、7月にオープンをしました仮設店舗のセブンイレブンの部分の従業員に対する補助金かなと思っております。村としては、やはり一時帰村なりある程度帰還を進める中で、やはり戻ったときに村民の方々が食材を買うとか、そういう部分で利用できるものの施設があるべきということ、これは村民懇談会の中でもそういうものの必要性という部分は、村民の方々からも強く意見をいただいてきたところであります。そういう中で、村としてはコンビニをまずは村で開設できないかというようなことで、コンビニ会社のほうといろいろ詰める中でやってきたところであります。ただ、コンビニ会社にもいろいろ規制等がある中で、例えばアルバイト賃金の単価とかですね、それがある程度決まっている、あとは通勤手当的なものが出てないという部分があつたものですから、やはり村としての方針の1つで、村民が安心して暮らせるという部分を考えております、そういう中で雇用の確保という意味合いも含めながら、従業員に対して時間当たり、村としては500円のかさ上げをしてきたというところでございます。それで、当初10名程度で始まったところ、延べ人数で、当初12名ですね、始まっておりますが、支払い状況については、延べ15名の方々にかさ上げの賃金と通勤手当を出してきたというところであります。効果としては、なかなか人が、飯館で務めるということで危惧される方々もありましたが、何とか運営をする中で雇用してきたということであります。以上であります。

委員（佐藤八郎君） なぜセブンイレブンの従業員の雇用のばかり村の公費使うのかということで、大分議員の皆さんが高いいろな方々から言われましたけれども。店がないからという流れで、必要性はわかりますけれども。他の労働者と比較して、通勤交通費も出る、時間当たり500円も上がるということで、大分いろいろな声あったんですけども、村のほうにはそういう声はなかったでしょうか。

副村長（門馬伸市君） セブンイレブンの従業員の確保のためということで、予算を議会のほうにお願いしたときに、今、課長がお答えしましたが、買い物する場所がなくて非常に既存の企業も再開しておりますし、あるいはよそのほうから来て、除染の作業員なんかも買い物ができないということもあって、とにかく買い物の、とりあえずですね、必要だとい

うことで、仮設店舗の設置をしたわけですよね。それで、仮設店舗を運営している間はという条件つきで、議会の皆さんとの承認をいただいて、今の対応をしているということでありまして、その辺は他の企業の皆さんにも村のほうからもその都度何かあればそういう話はしています。とにかく皆さん、店がなくて困っている、その店のために特別な扱いということで、議会の皆さんとの承認をいただいて仮設店舗を運営しているということで。普通の企業の皆さんも同じくという話も私たちも聞くときありますが、それは今回の仮設店舗の設置をしている間については、なかなか人も集まらないし買い物もできないと、こんな事情もあるので、特別な計らいで議会の承認をいただいて支援しているんですよと、こういう話をしています。ですから、それを全ての村内で起業しているところに、同じような手当を村の予算でしていくというのは、到底難しいといいますか無理な話でありますので、その点は割り切って、今の仮設店舗のセブンイレブンのオープンということでありますので、議会の皆さんのはうからもそういう話を村民の皆さんにしていただければいいのかなと思っていますし、私たちも事あるごとによそのほうの企業の皆さんにはそんな話もしているところであります。理解するしないは別にしても、そういうことで開店したものですから、その辺はご理解いただくしかないのかなと思っています。

委員（佐藤八郎君） そうすると、村内の雇用されている事業者にはその旨きちんと話してあるということなので、事業者から労働者へは話がいっていないから、そういう声が私たちに届けられたということになりますかね。

村長（菅野典雄君） 企業の責任者の皆さんに集まっていたので、その説明をしたということではなくて、企業訪問というんですかね、そういうときにその話をしているということでありまして、全体にその話をしたということではありません。先ほど成果、効果の面ありましたか、今、非常に村民の皆さんを含めて、あそこのセブンイレブンが、仮設店舗ではありますが、非常に、できてよかったですなどこんな話がほとんどだと思います。

委員（佐藤八郎君） 今、労働者への対応についてわかりましたけれども、先般、あそこから出たごみ片づけまで工賃ということになってきたんですけども、各事業所のごみもそんな形で今までやられてきたわけではないですね。

復興対策課長（中川喜昭君） 今のおただしにつきましては、今年、今年度の部分で、仮設のセブンイレブンから発生するごみの対応の部分かなと思っております。先ほど当初12名で延べ15名ということですが、社員の方々については今13名程度ということでありまして、時間の中で動いていただいているということです。それで、そういう時間を見るとなかなかごみ処理をしている、4月以降からもずっとごみ処理をしていただいているんですが、なかなか厳しい状況にあるということで、一時はオーナー自身が1日出でぱりということもあったということもあったものですから、村としては先ほどから言っていますように、村民の方々への部分を考えて、仮設店舗を開いたということです。できればそのごみ処理の部分ですね、村のほうでお手伝いできればということで、短時間でありますけれども、そういう支援をしているという内容になっております。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 畿口舗装についてですけれども、締め切りが3月末までで510本、平成27

年に177本という、2月20日までの、決定して、スピードアップのために分けて事業化したんだということでありましたけれども、現在の成果と、この510本の予定というか見通しについて伺いたいと思います。

建設課長（高橋祐一君） 帰還再生生活道路整備事業、昇口舗装の件ですが、トータル的には515件という形で整備をさせていただきまして、繰り越し工事で今年35件、あと27年度142件ということになっております。今回、28年度に関しては、300件以上残っているんですが、予算的な部分もあって200件の予定をしております。残りについて29年度に完成させるという事業計画になっております。また、追加要望の問い合わせが多いという部分で、現在43件ほど追加の問い合わせがあります。その分に関しては、説明会を開いて新たに申し込みの期間を設けるという予定になっております。事業効果としましては、やはり生活に一番直結する部分でありますので、今、自動車社会の中で、特に飯館村の場合については各家庭1台、2台という中では非常に重要な事業だったのかなと、効果的にはかなり高いのかなと思っております。ただ、今後のいろいろ問題点としましては、あくまでも路盤的には30センチほどの路盤で整備をしておりますので、場所によっては路面の損傷が激しくなる、地盤が悪いところについて激しくなるとか、そういうふうな問題も出ております。また、昇口部に関しては、村道以外という部分もありまして、実際村道が砂利道で昇口だけ舗装だったという部分なんかも出てきております。そういう部分の対応を今後検討していくかなくちゃいけないかなと思っています。

委員（佐藤八郎君） きのうも話題というか質問あって、いろいろ聞いたんですけども、解体の関係での舗装の発注とかは、あとは除染との関係での発注延期とかいろいろ重なったり、あとは集中豪雨の災害での地盤の破損とか、いろいろ重なっているんですけども、それはきちんと申請者にはその都度きちんと説明されて、合意の上に延期なり何なりがきちんとされているということになっているでしょうか。

建設課長（高橋祐一君） 今の進行状況としましては、まず、行政区ごとに主に振り分けをしながら発注をしております。そういう中で、先ほどお話をありました除染の関係、豪雨の関係という部分、あと、解体の申請の関係という部分がありますが、そこについてはまず地権者と現場で立ち会いをいたします。立ち会いをした上で、舗装するエリアをしっかりと決めまして、そこから実際測量をして、測量が終わってから工事発注という形になりますが、工事発注した段階で新たにもう一度丁張りをかけることになっています。丁張りの段階で立ち会いをした中である程度現場の状況がきまるという部分がありますので、立ち会いをもうしている状況なので、そういう大きな問題等、トラブル等は現在のところないと思っております。

委員（佐藤八郎君） 抱点の深谷地区にかかる分でありますけれども、（「何ページだ」の声あり） ページ数はわかりません。27年度の項目ということで、予算執行実態、4月の補正で4,187万3,000円かな、とられたりいろいろずっと積み上げてきていますけれども、27年度の中で、執行された実態はどのぐらいになっていますか。

総務課長（愛澤伸一君） 説明資料のナンバー6の12ページから13ページにかけて、復興抱点整備に要する経費ということでまとめさせていただいてございます。測量の賃金やら、あ

とは設計等の委託料、それから太陽光施設の造成工事、道の駅エリアの残土の受け入れ工事等々含めて8億3,682万4,903円ということですが、このうちその一番下の25の積立金というところで、避難地域復興拠点推進交付金元金ということで、次年度に繰り越して、次年度で実施するための財源として積み立てておるもののが5億6,800万円ほどございますので、これを差し引きいたしますと、実質27年度中に実施した工事費は2億6,822万7,000円ほどというふうになります。

委員（佐藤八郎君） 交流センターに関係してですが、後年度負担を少なくする、集るための足の確保、あと建設中の労働者の放射線被ばく量、運営していく上での表示を見え得るようにしていくということで、説明と答弁もらっていますけれども、平成27年度での対応は、4点のどの部分でどういうふうに対応されたのか伺うものであります。

生涯学習課長（藤井一彦君） 済みません、もう一度。全部書ききれなかつたものですから。少しゆっくりお願ひできればと思います。

委員（佐藤八郎君） 答弁よりゆっくり言つているけどな。

後年度負担を少なくなるべくするという話、集まるための足の確保をするということ、建設中の労働者の放射線の被ばく量をきちんとつかんでいく、運営していく上での放射線量の表示を見えるようにしていく、わかりますか。

生涯学習課長（藤井一彦君） もう一度、今、手元に詳しい資料がございませんので、調べて後でお答えさせていただければと思います。

#### ⑤休憩の宣告

委員長（松下義喜君） 休憩いたします。再開は13時10分といたします。

（午前11時55分）

#### ⑥再開の宣告

委員長（松下義喜君） 再開します。

（午後 1時10分）

生涯学習課長（藤井一彦君） 先ほど、佐藤八郎委員からご質問のございました交流センターに関する4つのご質問についてお答えさせていただきたいと思います。

まず、後年度負担を少なくする工夫ということで、ランニングコストの関係だと思いますけれども、これにつきましては、設計で自然光を多く取り入れるという設計をしておりまして、昼間は特に廊下などは電気をつけなくても明るいということでございます。それからあと電灯については全てLED電球を入れております、電気消費量を押さえていると。また、トイレについても人感センサーというものを入れております、人が入っていくと電気がつくというようなことで、ここでも電気の使用量を押さえているということでございます。また、窓ガラスにつきましては、断熱効果が高いペアガラスを使用しているということで、暖房費がかからない、冷房費も高くならないような工夫をしているということでございます。あと、トイレの手洗いなんかにつきましても、自動で水が出る仕掛けになっておりまして、出しつぶなしになることがなくて、ここでも水道の利用が少なくなる工夫をしているということでございます。以上、6点が主な交流センターのランニングコストを少なくする工夫だということでございました。

次に、ご質問いただきました足の確保についてでございますけれども、まず、村外から交流センターのほうへ来ることについては、8月20日から福島交通が福島駅から南相馬にバスを1日8便運行していただいておりまして、ふれあい館前に新たにバス停を設置していただいたところでございます。また、村内での足の確保につきましては、今後庁内で帰村に向けてコミュニティーバスの導入を検討してまいりたいと考えております。

それから、3点目の労働者の放射線管理でありますけれども、業者に確認したところ、電離則に基づき業者のはうできちんと管理をしていただいているということでございました。

4番目の利用者の放射線管理でございますけれども、現在交流センター前にもモニタリングポストを設置していただいておりまして、利用者が各自で確認をして、利用できるという形になってございます。ちなみに現在の放射線量を見てまいりましたら0.145マイクロシーベルト・パー・ワーでございました。また、今後、卓上の線量計なども配置していくだけという予定がございますので、そういうものも導入いたしまして、室内での放射線管理についても利用者の方にわかりやすいようにしていきたいと考えているところでございます。以上です。

委員（佐藤八郎君） 本年度になって完成し、開所をしたので、維持管理費全体はどのぐらいかかるようになるんでしょうか。

生涯学習課長（藤井一彦君） ただいま、設計時点でのランニングコストの数字出しているかどうかを、設計していただいた業者に問い合わせているところなんですが、ちょっと今、探せなくて……、見つかりました、ありがとうございます。年間の、まず電気料の試算でございますけれども、年間で電気料が502万7,863円という試算が出ております。今ありますのは電気料だけでございました。以上です。

委員（佐藤八郎君） 今も定例に商工会との懇談会なり協議会というんだか、いろいろやっておられるのかどうかわかりませんけれども、やっていたならばですけれども、今般商工会館建設されて、開所されましたけれども、村からの補助金1,200万円あったわけですけれども、あと、商工会の負担があったわけですねけれども、その点では商工会の懇談をやっていければですけれども、どんな商工会の中でのお話なんか出ているんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 商工会のほうとは、これから村民の方々が、来年解除になれば戻ってこられる方々もおられるということと、あとは村内で継続的に事業をしているという部分もありまして、商工会さんとは今年度に入りまして2回ほど協議をしております。その中で、まず1つは、先ほど仮設のセブンイレブンの話で、村民の方々が帰ってこられたときの利便性ということで、買い物できる場所というようなことで応急的に昨年度から開設しておりますが、やはり商工会のほうには地元で買い物していただくということでまず生活用品関係もしっかりとお願いできればなという思いもあったり、あとは飲食店の部分もあったりということで、昨年度から共同店舗という話があります。いろいろ国、県の補助金の活用とか、場所の選定とかいろいろ協議をしております。商工会としては、来年の3月31日が帰村時期ということで、そこまで何とか手当てをしたいというような話が春先からあります、今、その辺の協議をしているところでございます。あとは、事業所関係

では、国のはうの補助金の4分の3の補助が5月から応募が始まったということもありまして、それらの周知の関係、その制度的な部分の話し合いということで協議をしているという状況でございます。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 県北浄化センターの乾燥汚泥、当村にということで、蕨平に先行搬入、6月から運搬量1,800トンということでありましたけれども、これ、地区関係区長に話しているということありました。そして、5月25日からかな、本格化したということありますけれども、説明によれば放射能濃度は最大キログラム649ベクレルで、10月末でドラム缶8,559本だったということですけれども、実態、どのような状況だったのかと、課題はどんなことが上がったのか伺っておきます。

復興対策課長（中川喜昭君） 蕨平の仮設焼却炉の稼働に合わせまして、蕨平の減容化施設ですね、これをつくる際に、村内にある除染廃棄物を焼却すると、燃えるものについては焼却するという動きをしておりましたが、そういう協議の中で、村民の方々がお世話になっている自治体の中に、汚泥の処理で困っているという部分も国のはうから話をいただいた中で、村としては村民の方々が避難生活でお世話になっているところ、全てと言いませんが、燃やす量の3割程度ならその焼却炉へどうかという話を国としまして、その方向で決まってきたということで、今、話がありますように県北の浄化センター、あとは南相馬市のほうからも下水汚泥等が入ってきている状況であります。当初いろいろ、浄化センターの場合は乾燥汚泥でありますから、実態が心配だということで測定しましたら、議会のほうにもこれも説明しておりますが、1,000ベクレル以内のものが多いということと、あとは1センチ当たりの空間線量なり1メートル離れたところの線量なりを図る中でもそれほど高い濃度になっていないというのを確認しながら搬入してきたという状況でございます。ご承知のとおり、課題としましては蕨平の破碎機ですね、これがちょっとふぐあいが生じて、今、8月いっぱいで工事のはうは終わって、今、試験稼働しているという状況でありますが、その時期の保管が、蕨平の仮設焼却炉施設の向かいにあります保管場のほうで保管しているという状況ですが、別の場所にもエリアを少しふやしながら保管しているという状況で、10月以降になれば燃やすことができれば、その保管場も少なくなっていくのかなというのですが、課題としては焼却施設の稼働が一時ストップして、順調な部分の予想もある程度抑えてきたという状況になります。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 先ほど私が言った数字以上に運搬ということはないんでしょうから、これ全て運ばれて、何ら課題的なものは特別はなかったということですか。この運搬道の問題も含めて。先行ですから、実証的なものなんでしょうねけれども。うまくいったということでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 先ほど、県北浄化センターの方から運んだ際に保管場というところでは、議会の全協のほうでも説明しておりますが、モニタリングポストを設置して、あとは手動で週1回はかっているということで、そのデータはいただいておりまして、状況を見ますと、バックグラウンド、当初2年前、3年前にはかったとき……、2年前になるのか、はかったときの空間線量よりももちろん低くなっているという状況で、飛び抜けているような数字も出でていないというのを確認しているところであります。あと、輸送路

の中でも2カ所ほど、宮内と小宮で通過するときの部分、これも週1回はかっておりますが、バックグラウンドと同じか、通り過ぎた後0.01ほど上がるときが月1回ぐらいある程度で、大きく変化しているという数字は見受けられないという状況でございます。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 7月14日に、林野庁への要望をしたということで報告いただいていますけれども、1つは里山再生のための除間伐、植林などによる新事業と放射線量の低減。2つは作業に当たっての条件整備と雇用の場を求めたということ就可以了けれども、この要望したことでの成果はどのようなものがあったのか、伺うものであります。

復興対策課長（中川喜昭君） 昨年の7月14日に今おただしの林業再開に関する要望書という部分を林野長官宛てに送っているところでございます。除染につきましてはご存じのとおり20メートル内の範囲の中ということで、議員の方々からもそんなものではだめだらうというおただしも何度もいただいております。ただ、今現在の除染の対象地域というかエリアとしては、なかなかそこを打ち破るというのは難しいという部分であります。やはりそれは環境省も含めまして国に対して20メートル以遠の拡大という部分を、その前から何度も行ってきたということです。それで、今年の3月にある程度の里山再生的なものを考えるということで、復興庁、農水省、あとは環境省の3省庁でプロジェクトをつくりまして、里山再生的なモデル事業という話が出てきたということでございます。具体的には、今年度になってから動いているという状況でございますが、村としましては、やはり、今お話をいただいたように、林業生産の再開、創出、まずは林内の生産再開に向けた森林整備等を交えた各種対策の実施をしていくべきだということと、あとは村民の生きがいづくり、手仕事づくりを目的とした事業ができないかとか、あとは木質バイオマスの活用というような3つの事業を上げております。あと、そのほかに環境省には除染の特措法に基づいた手法での除染エリアの拡大等も申し込んでいる状況であります。林内生産の部分では、間伐等の活用実証ということで、やはり間伐した後ですね、材として村外へ出すんではなくて、チップ化などをしながらまいて、のり面とか林道にまいて、その遮蔽効果がどの程度できるのかなとか、あとはセシウムの移行をとめる方策は何かないかという実証とか、そういうものを考えていきたい。あと、村民の生きがいづくりでは、議会のほうでも議論になりましたけれども、山菜とかきのこを実証的につくってみてはどうかと、作付といいますか、つくってみてはどうかというような提案も議会の中でもいただけておりますので、この試験栽培はどうなのかなということと、あとは、これはこの再生モデルとは別になりますが、村のほうで交付金事業の新たな制度をつくっていただくようにお願いしているものですから、その実証としてこの里山の簡易的な作業を村民で行った際に人員とか時間とか、必要経費なども、この実証ではモデルで上げられないかとか、あとは最後にバイオマスの関係、これが実際に切り出して加工して運搬して、どのくらい費用がかかるか、経費的な部分がやはりバイオマスは問題になりますし、あとは灰処理の問題もありますので、それらを実証モデルの中でやっていこうかということで、今、国と協議をしているという状況であります。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 4月から、地力回復工事いわゆる土壤改良剤を散布して、耕起するとい

うことで、二枚橋というか先行除染区域ですか、二枚橋、白石、関根・松塚、これ、内容と実態、成果、伺うものであります。

復興対策課長（中川喜昭君） 今のおただしについては、除染の1つの工程の地力回復工事のおただしかなと思っております。地力回復工事については、さきの一般質問の答弁の中でもお話をさせてもらっていますが、当初の除染計画は農地でありますと表面の表土の削り取り5センチ程度と、その後に客土をして、一応除染は終わると、事後モニタリングをして終わりだというようなことで、先行5行政区なども行ってきたところでありますけれども、ただ、住民との懇談会、説明会をする中で、それで客土をして白砂の固まった表面の田んぼ、畑をもらって困ると、それでは営農再開につながらないという話をいただきまして、26年度途中でありますけれども、環境省のほうがその地力回復工事という新たな工種を入れてきたということです。内容的には、何度もお話ししていますのでおわかりかと思いますが、ゼオライト、カリ、リンの3種を追肥しまして、あと耕運をしてお返しをするということでございます。一応そのゼオライト、リン、カリについては、国、県とが話し合いの中でその量なども決めていただいたという状況であります。今、それについても進めておるところですが、地力回復工事については若干おくれぎみかなと思っているところでございます。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 作物でなくてヒマワリをまいたんですかね、二枚橋なんか道路から見る限りは、いろいろなそういう実証というか、そういうもののやった成果、生育の状態、そういうものの何かデータ的なものは何もないんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今年に入りまして、今現在二枚橋地内が、ヒマワリが咲いております状況でありますし、あと先月までには大久保・外内あと松塚のほうでもヒマワリなども植えていただいているということでございます。これは営農再開支援事業を活用して、農地保全の一つとして地域の中で取り組んでいただいているという事業でございまして、ヒマワリを植えてセシウムを吸収させて抑制させるという意味合いでなくて、景観作物を植えながら、田畠の緑肥を図るというほうがどちらかというと大きな目的ではないかなと思っています。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 去年もヒマワリ、二枚橋にまかっていたような気がしたんですけども、そうするとこの地力回復工事というのは、単純に改良剤を散布して、耕地して終わりという工事だということで、その後に花なり何なり、コスモスなり何なりまいてどうのこうのというお話ではないということで、改良剤入れてうなれば、この工事終わりという流れなんですか。

復興対策課長（中川喜昭君） おただしのとおりで、除染としての工事の中身としては今いいました地力回復工事で、耕うんして地権者の方にお返しをするという部分が除染の工事の中でございます。あと、ヒマワリですね、当初、震災受けて23年ころですか、村のほうで除染に向けての実証を国のほうでしていただきまして、その中で削り取りとか、反転耕とかいろいろあったわけですが、その中の1つに植物がセシウムを吸収するという、そういう論文的なものがあったのかと思うんですが、そういうものも植えればセシウムの低減が図られるという話もございました。実際に、23年の年にヒマワリを2畝ぐらいですかね、

作付しまして、その結果は余り、全然出なったという結果が残っている状況であります。以上であります。

委員（佐藤八郎君） この3地区では、この回復工事終わったので引き渡しが全て済んでいるということになりますか。

復興対策課長（中川喜昭君） 3地区というのが何の3地区なのかあれなんですが、二枚橋、須萱、臼石ですか。（「関根・松塚」の声あり）関根・松塚。それで今、そこは地力回復工事を終わっておりまして、今、客土が終わって、事後モニタリングを済んだところは、地力回復工事は入るということで、多分にして各行政区のほう、終えているところはあるかと思います。その目印として、地権者の方々にも目印としてわかるように、白い旗がところどころ立っているかと思いますけれども、その白い旗がたっているところは、一応地力回復工事が全て終わったということでござります。以上であります。（「20行政区は終わっていますか」の声あり）まだ終わっていないです。

委員（佐藤八郎君） 見回り隊の行政区別年平均個人線量、26年分を昨年もらったんですけども、それで、そのもらった資料によれば、2.56ミリシーベルトでしたということでありましたけれども、今年度はどういうふうになってますか。

住民課長（細川 亨君） 年間1ミリシーベルトから3ミリシーベルトの間で、199名の線量が計測されているという状況でございます。

委員（佐藤八郎君） 昨年のように地区別年平均個人線量云々では出せないでしょうか。

住民課長（細川 亨君） 私の、今、手元に資料は持っておりますが、個別に行政区ごとにはなっておりませんので、ちょっと集計に時間がかかりますが、すぐには出せない状況でございます。

委員（佐藤八郎君） 今、こういう状況になって、農地を持っている方、いろいろ村民の中に、「私が80やそこらになるまで畑を畑として、田んぼを田んぼとして使うようなことはないだろう」という村民が多いわけでありますけれども、そういう方々が、今後、農地転用なり農振除外ということになっていきますけれども、この県振興整備協議会で深谷拠点の実例を見ますと、きちんと審議されて転用、除外されているんですけども、これはそういう大規模工事なり事業、個人のものとはまた別ということになっていくのか、そういう村民の要望にはどういうふうに応えられるような仕組みというのはあるんでしょうか、ないんでしょうか。村の事業はされていますけれども、個人のそういう農地転用や農振除外というのはかなり難しいということになりますか。

副村長（門馬伸市君） 復興特区にかかる復興計画にのっとって、その計画を立てて、県の復興整備協議会で承認をいただければ、今までのような難しい手続を踏まなくとも実施できるというのがありますが、個人的に例えば農地の中に家を建てたりとかというのになりますと、これも村民からも要望あるんですが、すぐに何でできないんだという話がありますが、今のところは個人にかかる部分については転用、農振の除外というのは、農業委員会の局長がその辺は詳しく、個人のことはわかっているかもしれませんのが、後で補足してもらいますが、現在は復興計画にのっとった整備計画のほうとは別に、簡単ではないという話も聞いておりますが、なお局長のほうから補足してもらいます。

農業委員会事務局長（石井秀徳君） 農地転用に関するご質問かと思われますが、今、農地法上で農地を農地以外に転用するという手続につきましては、今、副村長が申し上げましたとおり、大規模にやるという部分につきましては村の復興整備計画のほうに計画をして、それを県、国が一緒になって一括で協議をして決定するというような手続上の簡素化は、復興のこういう部分での手続上の簡素化というのは図られているところでありますが、農地法自体のそういった部分がございませんので、個人に関しましては今までどおり法手続を踏んで、村のほうの農業委員会の定例総会で議決をして、その後県に上がりまして、県で最終的には許可をするという手続になっております。農地の転用につきましては、全国一律の法律の中でされているものでございますので、なかなかこの震災から、避難地域だからという特例は今のところ、その手続の簡素化以外はないというふうな状況でありますのでご理解いただければと思います。

委員（佐藤八郎君） 今までの農地法なり何なりでやっていくと、簡単にできるのは、そうすると目的通りに使えない農地を原野とか雑種地に地目変更するという流れだとどうなんでしょうか。

農業委員会事務局長（石井秀徳君） さきの渡邊計委員の一般質問の中にもお答えさせていただきましたが、農地を転用する際には、転用後の目的がなければ転用できないということになっております。したがいまして、農地を何も管理をしないで荒ってきて、それが原野化あるいは林地化したことでの地目変更という部分は、許可という部分では許可にならないことになっております。あくまで農地転用の許可につきましては、農業委員会なり県が許可するわけですが、地目の変更あるいは登記の部分につきますとこれは法務局のほうの事務になりますので、そういったものがないと地目変更に係る登記ができないという状況になりますのでご理解いただければと思います。

委員（佐藤八郎君） 特別な地域ですよね、農地に放射性物質がまかれたという。それでも同じ運用で、田んぼでもないのに田んぼの価値、畠でもないのにという、利用できない、あと30年したら半減化しますからという話になってきたら、できない農地いっぱい生まれると思うんですけども、それでも何も方法がないというふうに村としては見ていくしかないんですか。何か特区扱いになり、特別な措置を求めるとか、そういうものはないんでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 今の転用の件は、全国一律の法に基づいてやっていることですから、なかなか難しいのかなと。ただ、税法上は、例えば固定資産税ですね、現況課税になっていますから、震災前田んぼでつかっていたものが、その後全然田んぼとして使えない、原野化しているということになれば、その課税の面では、そういう方法もあるというふうに思いますが、転用のほうは、何か今の局長の話だと特区というんですか、放射線量の関係の特別扱いはないということですが、税法上ではそういう措置はできるかなと思います。

委員（佐藤八郎君） 福島とかどこか土地が売れそうなところなら、田んぼのまんま置いて、田んぼなら値段が雑種地よりは高いというのあるでしょうけれども。村民の考え方からすれば、そんなことはないだろうとみんな思っているので、わからないですよ、どういう展開になるかわかりませんけれども、そういう心配があって、そうするとできないとなれば

税法上の優遇を受けるしかないというだけになりますか。

農業委員会事務局長（石井秀徳君） 非常に、委員おっしゃるとおり、非常に農地の問題につきましては難しい問題が残っているなとは理解しているところであります。確かにおっしゃるとおり、福島、とくにこのいわゆる原発被災地の農地に関しては、何らかの特例があつてしまるべきかなと、個人的には思っているところですが、なかなかそういった部分も法整備がないと、うまいぐあいにはいかないのかなと考えております。なお、今の現状の中では、先ほど副村長が答弁されましたように、復興特区の関係で村が作成します復興整備計画、こちらのほうに計画すればその手続に関しての部分につきましては、簡素化されるということになりますが、それ以外の部分での状況というのは今のところ変わらないということになりますので、この辺につきましては、今後どのようになるかわかりませんが、被災地の市町村が何らかの形での要望なりをする必要があるのかなと思っております。

委員（佐藤八郎君） 松塚で、今、やられている太陽光の大面積ですね、ああいうことは、今後は取り扱いは、事業も、許可になることはないんだというお話を聞いておりますけれども、そういうことなんでしょうか。1反5畝、2反歩ぐらいの太陽光だったら幾らでも推進できるというようなお話もあるんですけども、現状はどうなんでしょうか。

総務課長（愛澤伸一君） 松塚の太陽光施設でございますが、こちらも村の復興計画の中の位置づけということで、農地転用をして整備をしてございます。

委員（佐藤八郎君） それ聞いてるんじゃないんだ。今後は認められるのかどうか。

副村長（門馬伸市君） 条件があつて、例えば1種農地とか2種農地とかありますけれども、農地の中でも、農地以外の部分は、今、そっちこっちでちつちやな小規模の太陽光、そっちこっちに設置されていますが、農地については、今お話ししたように、転用の場合にはそういう条件があつて、条件を満たせば、その他の地域でも該当にならないということではないんですけども、条件が結構厳しくて、そう簡単に1種農地を太陽光に、メガソーラーにというわけにはなかなか現在のところはいっていないと。現在取り組みを検討している地区もありますが、なかなか条件が満たせない、県に上げるまでに至らないということもありまして、簡単ではないということだけはご理解いただければと思います。できないということではありません。

委員（佐藤八郎君） 副村長、大規模でも可能性はあるということですか。土地改良区に村としてのせてくれれば。

副村長（門馬伸市君） 先ほども申し上げましたが、条件が、やっぱり村で復興整備計画をつくるて県に上げていく際には、村だけではなくて県なり国なり、いろいろな関係機関、土地改良区も含めてですけれども、いろいろな機関との調整が整って、初めて県のほうの復興整備協議会のほうに上げるということになりますので、そこまでに行くまでにはハードルが相当あるということで、できないということです。

委員（佐藤八郎君） 5月から、片づけごみの収集が始まって、11月20日によりますと881件あったと。今後大量となるということで、28年1月から集中的に回収の方法なりそういうものを検討というか、やっていくということありましたけれども、方法と実態、その後この

8月、11月20日以降ですね、どういう状況なのか伺っておきます。

復興対策課長（中川喜昭君） 今、おただしの件は、今現在環境省が行っています片づけごみに関するものかと思っております。今、お話しいただいた中で、28年1月から集中的に運び出すという部分ですね、何か私も答弁したような覚えありますが、それについては屋内にある残置物ですね、屋内のフレコンバック、放射性物質を浴びたやつをフレコンに入れたやつを、屋内の片づけごみ片づけるのにかなり時間を要したので、残置物というフレコンバックに入ったものを1月から集中的に運ぶという内容でのお話であります。そのように、国の方も1月から集中的に屋内にあるフレコンバックについては回収をしていただいたところであります。今の現状でありますが、そのフレコンバックの回収状況は、一応99.9%運び出しているということで、残り2件だという報告を得ております。台風等があつて運び出せなかったということで、9月中には実施したいという話で、そこの2件が終われば屋内残置物は全て回収になるかと思っております。なお、片づけごみの状況であります、26年の7月から屋内ごみをやっておりまして、26年には1万4,300トンが運び出されております。あと、27年度には可燃物が1万7,000トン程度、あとは金属系、廃家電等で1万立米、あと28年度で速報値であります、燃えるごみについては3万3,000トン、あと不燃、その他については6,000トンが運び出されているという状況であります。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 屋内残置物と、家の周りにある残置物は入らない。

復興対策課長（中川喜昭君） 今回、片づけごみ回収ということで環境省に要望しお世話になっているところでありますが、1つは屋内ごみ、建物の中にある例えば畳とか布団とか座布団とか、あとはもう使えなくなったものとか、そういうもの。あとは廃家電、もう5年も過ぎるということで、使えない冷蔵庫とか洗濯機、テレビ等々ですね、それらを運んでおります。あと、屋外というのが、いわゆる放射性物質を直接浴びたもの、例えばプランターとか、孫の三輪車なんて当時話をしておりましたが、屋外の庭、敷地内にあった、庭にあったものを屋外残置物というふうに言っております。あとは、先ほど言ったように畳、布団等、廃家電等については屋内ごみというような区別をしているところでございます。以上でございます。

委員（佐藤八郎君） 家を整理していて、屋外に出したりしてあったものは屋内という処理で全部運んでいるということで、前から屋外にあったものだけが残っているということになるんですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 屋外ごみ、屋外残置物というのが、今言うように外にあったものですね。敷地内除染、宅地内除染をする際に、除染に邪魔になったり、あとは捨てたいというものを、除染のときに全部集め込んで、それをフレコンバックに入れたものを屋外残置物と呼んでいます。あと、それ、除染終わってから外に出したものは屋外残置物と言わずに、多分中で使っていれば屋内ごみとして取り扱っていただいていると思っております。

委員（佐藤八郎君） ガンマカメラ撮影事業あって、結果があり、報告会されて再除染ということになっているかと思うんですけども、この現況、実態、どのぐらい再除染されてい

るのか。

復興対策課長（中川喜昭君） 平成27年度に、ガンマカメラでの除染後のを撮影しての検証ということで行っております。このガンマカメラは何度もお話ししておりますように、宅地内の除染後の汚染状況と空間線量を知っていただくということと、あと、村としては、適正な除染がされたかという部分の検証という意味あいで行ってきたとこれであります。27年度では890件で、17行政区で行っているところでございます。状況につきましては、890件のところの中で、最高値の空間線量、1センチ高では72.87、1メートル高で6.55マイクロシーベルト、ともに時間当たりでございますが、この例えれば72.87あったところ、あとは比較的10マイクロシーベルト以上あるようなところを、ちょっと、どういうところがあるかと思いましたら、やはり雨どいの出口付近、あと、軒下の雨が屋根からストレートに落ちたところ、あとはのり面付近の排水口など、このようなところが、やはり雨水ですね、水で運ばれたようなところが高いという状況になっております。ガンマカメラのデータを環境省のほうと共有しながら、除染の局所対策工事という形でやっていただくということで、環境省は環境省で詳細モニタリングを1センチ高でやっております。村としてはこのガンマカメラでその位置を出しながらデータで見ていただいて、そこで環境省も再確認しながらやってきてもらっているという状況であります。まずは、そういう中で、局所対策工事でやっていいいただいて、対象件数が1,370件ほどありますと、今現在89%ほどの実施をしているという状況になっております。

委員（佐藤八郎君） 12月9日の原子力被災者生活支援チームの報告にある、この住宅再建に向けた取り組みで、本年度中約100戸解体ということでありますけれども、3月末での実態、さらには仮設焼却施設の稼働の実態状況をお聞かせください。

建設課長（高橋祐一君） 今ほどの内容としましては、環境省の家屋解体の件かと思います。家屋解体に関しましては、平成28年度、今年度ですが、環境省では545件を計画しております、8月末現在の数字ではありますが、完了が162件ということで、そのほかの部分に関しては、ほとんど現場立ち会いを終えているというふうな報告が入ってきております。また、これに関しては、いろいろ追加要望の件が90件ほど来ていることもありますと、説明会を開きながら再募集の検討をしているという状況でございます。

復興対策課長（中川喜昭君） 仮設焼却炉の稼働状況でありますと、まず蕨平のほうについては、4月から本格稼働したということで、4月、5月分、大体2,000トンぐらいかなと思っていますが、焼却した以降、5月から破碎機の修繕にかかっているということで、今は休止をしているという状況であります。先ほども申し上げましたが、10月1日から本稼働できるように、今、試験稼働しているという状況であります。

あと、もう一つの小宮仮設焼却炉でありますと、これについては順調に稼働しておるというところでございます。ちょっと、量的には把握しておりませんので、申しわけございません。

委員（佐藤八郎君） 11月6日で1,097件申請あったって、今、資料見つからないんですけども、聞いていたんですけども、そうすると今の段階で、今度追加あったのも含めて、1,000まではいかないですけども、この違いは何でしょう。

建設課長（高橋祐一君） 昨年までの数字が入っていなかったものですから、昨年度400何十件ということで、今回545件をやって、ほとんど終了ということで環境省では考えておりましたが、追加要望の検討もあって、申し込みが今年度まで解体工事については来年度も引き続きですよというふうな回答でお話をいただいております。1,100件という数字は、1,097件という数字になってますが、そのほかに建物の件数が立ち会いのたびに、当初4,000棟近いという数字でしたが、それがなかなかまだ把握できていないという状況であります。

委員（佐藤八郎君） 事故起きた当初の線量記録、最初、自動送信機に変更になるまでは手動ではかって記録残していくたという、役場職員の努力もあったんですけども、その後、自動送信機で、これは現状としてもずっと記録、保存ということになっているんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 事故後の線量、空間線量の部分については、村のほうでも保管していると思いますが、県のホームページに、時期的な部分で載っている状況でございます。44.7ですか、あの以降、それ以降から村の職員がはかった部分の数値、あと、自動送信になってからの部分は、載っている状況になっております。

委員（佐藤八郎君） そうすると、村でもきちんと、3月14日の13時から記録はあるというふうに、当初は役場職員が1時間ごとに数値を読み取り記録をとっていたと。その後、システムが自動送信に変更された。最初の計測値、毎時0.144という、まだ強くなる前の部分から始まっているんだという流れであるんですけども、そういう記録は村できちんと保存されているということですね。終わります。

委員長（松下義喜君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

委員長（松下義喜君） なしの声が多いので、これで全事業、全ての質疑を終わります。

これから、議案ごとに採決いたします。

議案第77号「平成27年度飯館村一般会計歳入歳出決算認定について」採決します。  
お諮りします。

この決算は、認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」という声あり）

委員長（松下義喜君） 意義ありの声がありますので、この採決は起立によって行います。

この決算は認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

委員長（松下義喜君） 起立5人。起立多数です。よって、議案第77号「平成27年度飯館村一般会計歳入歳出決算認定について」は、認定すべきものと決定いたしました。

議案第78号「平成27年度飯館村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

お諮りします。

この決算は、認定することに異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（松下義喜君） 異議なしと認めます。よって、議案第78号「平成27年度飯館村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定すべきものと決定しました。

議案第79号「平成27年度飯館村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

お諮りします。

この決算は、認定することに異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（松下義喜君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号「平成27年度飯館村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定すべきものと決定しました。

議案第80号「平成27年度飯館村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

お諮りします。

この決算は、認定することに異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（松下義喜君） 異議なしと認めます。よって、議案第80号「平成27年度飯館村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定すべきものと決定しました。

議案第81号「平成27年度飯館村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

お諮りします。

この決算は、認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（松下義喜君） 異議なしと認めます。よって、議案第81号「平成27年度飯館村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定すべきものと決定しました。

議案第82号「平成27年度飯館村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

お諮りします。

この決算は、認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（松下義喜君） 異議なしと認めます。よって、議案第82号「平成27年度飯館村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定すべきものと決定しました。

以上で、決算審査特別委員会に付託されました議案の審議は全部終了しました。

なお、委員会の審査結果報告の作成については委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（松下義喜君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

以上をもって、決算審査特別委員会を閉会いたします。

これにて散会いたします。

長時間にわたり、ご苦労さまでした。

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年9月13日

決算審査特別委員会委員長

松下秀喜

( )

( )